目　次

第 1 章 総則 1
第 1 条(約款の適用) 1
第 2 条(約款の変更) 1
第 3 条(用語の定義) 1
第 2 章　契約 1
第 4 条(加入契約の単位) 2
第 5 条(加入契約の成立) 2
第 6 条(加入申込みの撤回等) 2
第 7 条(最低利用期間) 2
第 8 条(解約) 3
第 9 条(停止および解除) 3
第 3 章　ｻｰﾋﾞｽ 3
第 10 条(当社が提供する放送ｻｰﾋﾞｽ) 3
第 11 条(放送ｻｰﾋﾞｽの変更) 5
第 12 条(PPV 等の視聴) 5
第 13 条(一時停止および再開) 5
第 4 章 料金等 5
第 14 条(料金の適用) 5
第 15 条(新規加入手数料等) 5
第 16 条(利用料) 5
第 17 条(債権譲渡) 6
第 18 条(端数処理) 6
第 19 条(延滞処理) 6
第 5 章 施設等 6
第 20 条(施設の設置および費用の負担等) 6
第 21 条(設置場所の変更) 7
第 22 条(施設の設置場所の無償使用等) 7
第 23 条(機器等の貸与) 7
第 24 条(他の放送ｻｰﾋﾞｽの機器等の使用) 7
第 24 条の 2(追加の機器等の使用) 7
第 24 条の 3(追加の地デジ・BS デジコース) 8
第 25 条(維持管理責任の範囲) 8
第 26 条(施設の故障等に伴う費用負担) 8
第 6 章 損害賠償 8
第 27 条(放送内容の変更) 8
第 28 条(免責事項) 8
第 7 章　　ＩＣカード 9
第 29 条(B-CAS カードの取扱い) 9
第 30 条(C-CAS カードの貸与) 9
第 31 条(C-CAS カードの紛失等) 9
第 32 条(C-CAS カードの再発行) 9
第 33 条(C-CAS カードの返却) 9
第 8 章 雑則 9

第 34 条(禁止事項) 9
第 35 条(加入者の氏名等の変更) 9
第 35 条の 2(加入者の地位の承継) 9
第 36 条(申込時所要事項の変更) 10
第 37 条(加入者に係る情報の取扱い) 10
第 38 条(準拠法) 10
第 39 条(合意管轄) 10
第 40 条(言語) 10
第 41 条(定めなき事項) 10
第 9 章 附帯ｻｰﾋﾞｽ 10
第 42 条(放送ｻｰﾋﾞｽの情報提供) 10
第 43 条(J:COM オンデマンドｻｰﾋﾞｽの利用) 10
第 44 条(ﾜｲﾔﾚｽｽﾋﾟｰｶｰの利用) 10
第 45 条(おうち Link ﾌﾟﾚｲﾔｰ(DLNA)の利用) 11
共聴施設地デジコースに関する特約 68
地上デジタル放送の再放送に関する特約 71
クレジットカード支払いに関する特約 72
別記１（第 7 条関連）別に定める特定事業者（当社を含みます） 73
別記２（第 12 条関連）ＰＰＶ等の個別視聴申込方法 73
別記３（第 14 条関連）料金の支払方法 73
別記４（第３７条関連）加入者に関する情報 73
別記５協力事業者 73
別記６　提携事業者 74
附則 77

第 1 章 総則

第 1 条(約款の適用)

当社は、この J:COM TV ｻｰﾋﾞｽ加入契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)により、当社が設置する有線電気通信設備によるｻｰﾋﾞｽ(附帯するｻｰﾋﾞｽを含みます。)を提供します。

2. 当社が提供する有線電気通信設備によるｻｰﾋﾞｽ以外のｻｰﾋﾞｽについては、別に定める契約約款および規約等を適用するものとします。

第 2 条(約款の変更)

当社は、総務大臣に届出た上で、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。

2. 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第 3 条(用語の定義)

この約款において使用する用語は、放送法(以下「法」といいます。)において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1)電気通信役務利用放送ｻｰﾋﾞｽ	当社が、当社の有線電気通信設備により提供する有料放送ｻｰﾋﾞｽを総称していいます。(以下、「放送ｻｰﾋﾞｽ」といいます。)
(2)電気通信役務利用放送ｻｰﾋﾞｽ加入契約	当社の放送ｻｰﾋﾞｽの提供を受けることを目的として締結される加入契約(以下「加入契約」といいます。)
(3)集合住宅契約	共同住宅、集合住宅(2 以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅で当社が判断するもの)に当社施設の設置(導入)を行うための基本となる契約
(4)加入者	当社と加入契約を締結した者
(5)加入申込者	当社に加入契約の申込みをする者
(6)ＰＰＶ	課金単位が一の放送番組となっている有料の放送ｻｰﾋﾞｽ
(7)ＰＰＤ	課金単位が一日となっている有料の放送ｻｰﾋﾞｽ
(8)ＰＰＳ	課金単位が当社の指定する複数の放送番組となっている有料の放送ｻｰﾋﾞｽ
(9)ＰＰＶ等	ＰＰＶ、ＰＰＤ、およびＰＰＳを総称していいます。
(10)セットトップボックス	放送ｻｰﾋﾞｽを視聴するために必要なﾃﾞｼﾞﾀﾙ方式による受信機器(ＩＣ カードを除きます。以下「STB」といいます。)
(11)ケーブルモデム	STB と当社施設との間で、課金情報の送受信を行う電気通信機器(以下「CM」といいます。)
(12)機器等	当社が加入者に貸与する機器およびその他付属品をいいます。
(13)ＩＣ カード	STB に常時装着されることにより、STB を制御し、加入者の視聴履歴を記録するためのＩＣ を組み込んだカード
(14)Ｂ－ＣＡＳカード	地上ﾃﾞｼﾞﾀﾙ、ＢＳﾃﾞｼﾞﾀﾙ放送用ＩＣカード
(15)Ｃ－ＣＡＳカード	CS デジタル放送等のための IC カード
(16)J:COM オン・デマンド	当社のネットワーク網および設備等を使用して当社が提供する映像その他のコンテンツ(以下「ビデオコンテンツ」という)を視聴することができる映像配信サービス。
(17) 引込工事	当社施設から加入者宅までの工事をいいます。
(18) 宅内工事	加入者宅内での工事（STB設置および配線工事等）をいいます。
(19) 局内工事	加入者がSTB利用を開始するために当社施設内で行なう工事をいいます。

第 2 章　契約

第 4 条(加入契約の単位)
　加入契約は、加入世帯ごとまたは事業所ごとに行います。
第 5 条(加入契約の成立)
　加入契約は、加入申込者が予めこの約款を承認し当社の指定する方法により所要事項を当社に通知することを申込みとし、当社がこれを承諾することにより成立するものとします。
2. 前項の場合において、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出して頂きます。ただし、当社が別に定める方法により確認する場合および当社が特に認める場合は、この限りではありません。
3. 当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとします。
(1)　当社のｻｰﾋﾞｽの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合
(2)　加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなど本約款上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合
(3)　加入申込者が当社に通知した所要事項に虚偽および不備(書面等での名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の相違・記入漏れ等を含みます。)がある場合
(4)　加入申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合
(5)　加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合
(6)　料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合
(7)　加入申込者がこの約款に違反する恐れがあると認められる場合
(8)　その他、当社の業務に著しい支障がある場合
(9)　約款および別に定める規定等に、特段の定めがある場合
4. 有料番組(PPV 等は除きます。)を利用する場合には、加入者は、有料番組ごとに申し込んでいただきます。ただし、一部の有料番組の会社が定める所定の様式に記入する場合のほかは、電話等により当社に申し込むことができるものとします。
5. 一部の有料番組および PPV 等については、二十歳未満の加入者、学生の加入者は利用できないことがあります。
第 6 条(加入申込みの撤回等)
　加入申込者は、加入申込みの日から起算して 8 日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。(PPV 等は除きます。)
2. 前項の規定による加入契約の申込みの撤回等は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。
3. 第 1 項の規定により加入契約の申込みの撤回等を行った者は、実際に支払った工事費および契約事務手数料の還付を請求することができます。ただし、予め加入申込みの撤回をする意思をもって加入契約の申込みを行った場合等、加入契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
4. 前項の規定にかかわらず加入契約後、引込工事、宅内工事等を着工済み、または完了済みの場合には申込者はその工事および手続きに要した全ての費用を負担するものとします。また、申込者による PPV 等ならびに J:COM オン・デマンドの利用による課金単位ごとの料金の費用負担についても同じとします。
5. 第 1 項の規定にかかわらず加入契約の申込み後、引込工事、宅内工事等が未着工または未完了の状態であるときは、申込者は申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。この場合は、当社は申込者に対し、いかなる費用の負担も求めません。
6. 当社のサービスを含む定期契約を契約した場合において、定期契約で定める全てのサービスの利用が開始された日から起算して 8 日を経過するまでの間に定期契約の解除を行なう場合も前各号と同じく扱います。
ただし、定期契約と同時に放送サービスの解除を行なう場合で、かつ以下の全ての条件を満たす場合においては、料金表の規定にかかわらず、放送サービスついて第 7 条に定める最低利用期間を適用します。
(1) 放送サービスの加入申込みの日から起算して 8 日を経過している場合
(2) 放送サービスの工事が既に完了している場合
第 7 条(最低利用期間)
　当社のサービスには、6 ヶ月間の最低利用期間があります。
2. 加入者は、ｻｰﾋﾞｽ提供を開始した日の属する月を 1 と起算して 6 ヶ月の加入契約期間内に解約もしくは加入契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、料金表の定めにより解除料を支払っていただきます。

なお、当社のサービスを含む定期契約を契約した場合において、定期契約で定める全てのサービスの利用が開始されずに、本項に定める最低利用期間に当社のサービスが解約もしくは解除されたときも同じとします。また、当社が定める定期契約を契約した場合においても、定期契約で定める全てのサービスの利用が開始されなかった場合で尚且つ利用期間が 6 ヶ月に満たなかった場合にも、本項を適用します。

3. 当社は、次に該当する場合には、前項の適用はしません。
(1) 当社または別記 1 に定める特定事業者の放送ｻｰﾋﾞｽ提供区域内へ転居する場合で、引き続き転居先で当社または別に定める特定事業者の放送ｻｰﾋﾞｽの加入申込を行う場合
(2) 第 9 条(停止および解除)第 3 項および第 4 項の規定により、当社が加入契約を解除する場合
4. 加入者が第 11 条(放送ｻｰﾋﾞｽの変更)をした場合は、変更前のｻｰﾋﾞｽの契約期間と変更後のｻｰﾋﾞｽの契約期間を合算し、6 ヶ月の期間を満たさない場合に、解除料を支払っていただきます。この場合は、解約もしくは加入契約の解除があった時点のｻｰﾋﾞｽの利用料に相当する額に、残余の期間を乗じて得た額を支払うものとします。
5. 加入者が、第 3 項第 1 号の別記 1 に定める特定事業者の放送ｻｰﾋﾞｽの加入者だった場合で、当該事業者との契約期間があったことの申し出があり、かつ当社が確認できた場合には、契約期間を合算し、前項に準じて取り扱います。
6. 加入者が、解約もしくは加入契約の解除の後に、再度の加入申込を行った場合は、新たに本条を適用するものとします。

第 8 条(解約)
加入者は加入契約を解約しようとする場合、文書により当社にその旨申し出るものとします。
2. 加入者は解約の場合、第 16 条(利用料)の規定による利用料を含む全ての料金(解約月の月額利用料も含む)を当該解約の日の属する月までに精算するものとします。
3. 解約の場合、契約事務手数料の提供を料の払い戻しはいたしません。
4. 解約の場合、当社はｻｰﾋﾞｽ停止し、機器等を撤去し、加入者は、撤去費用実費を負担します。ただし、撤去にともない加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。
5. 加入者は本条に定める解約、および第 9 条(停止および解除)に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、料金表に定める損害金を請求します。
6. 加入者は、加入契約を解約した場合、加入契約の解約に伴う別に定める工事費をお支払いいただきます。

第 9 条(停止および解除)
当社は、加入者において利用料または各種料金の支払を遅延した場合、支払を怠る恐れがある場合、またはこの約款に違反する行為があったと認められる場合およびその恐れがある場合は、加入者に催告した上でｻｰﾋﾞｽの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の場合は第 8 条(解約)の規定に準じて取り扱います。
2. 前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、ｻｰﾋﾞｽの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。
3. 当社は、当社または加入者の責めに帰すべからざる事由により、ｻｰﾋﾞｽ提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でｻｰﾋﾞｽを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。
4. 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりｻｰﾋﾞｽの提供を受けている加入者については、集合住宅契約が終了した場合は、加入契約も当然に終了するものとします。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

第 3 章　ｻｰﾋﾞｽ

第 10 条(当社が提供する放送ｻｰﾋﾞｽ)
当社は加入者に対しそのｻｰﾋﾞｽ区域内で、次の放送ｻｰﾋﾞｽの提供を行います。なお、加入契約の種別により、提供する番組は異なります。
（１）基本番組サービス

基本番組サービスには、以下の種類があります。

（ア）地上デジタル放送

放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送およびデータ放送、ラジオ放送のうち、当社が定めた放送の同時再放送サービス

（イ）BSデジタル放送およびCSデジタル放送等

放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送およびデータ放送、ラジオ放送のうち、当社が定めた放送の同時再放送サービスで（ア）に定める放送を除く

（ウ）自主放送

当社による放送サービス

（2）有料番組サービス

当社が定める番組。ただし、契約種別により、追加契約ができない有料番組もあります。

（ア）オプションチャンネル

基本番組サービスに追加し、契約することができる有料番組サービス

（イ）PPV等

番組毎または一日単位等で購入することができる有料番組サービス

2　加入者は、同一サービスについては複数台契約を申込むことができます。ただし、一部のサービスおよび定期契約においては複数台の契約の申込はできません。

3　当社は、以下のサービス種別を加入者に提供します。

サービス名		分類	特記事項
①	J:COM TVスタンダード	当社が提供する全ての基本番組サービスおよび双方向通信機能を提供するもの	
②	J:COM TVコンパクト	①のサービスのうち、一部の番組の提供を制限したもの	新たな加入の申込みはできません
③	ライトサービス	②のサービスのうち、一部の番組の提供およびSTBのB-CASカードの使用機能を制限したもの	新たな加入の申込みはできません
④	J:COM TV My style（地デジ・BSデジコース）	②のサービスのうち、一部の番組の提供を制限し、契約期間を設けたもの	新たな加入の申込みはできません
⑤	ミニデジタルサービス	②のサービスのうち、双方向通信機能および一部の番組の提供を制限したもの	新たな加入の申込みはできません
⑥	J:COM TV セレクト	①のサービスのうち、一部の番組の提供を制限し、契約期間を設けたもの	
⑦	スマートセレクト	⑥のサービスを当社が別に定めるSmart J:COM Boxにより提供するもの	
⑧	スマートセレクトEX	⑥のサービスを当社が別に定めるSmart TV Boxにより提供するもの	
⑨	その他のサービス	当社が別途定めるその他のサービス	

４　提供区域は、別に定めます。

５　当社は前項に定める提供区域ごとに、料金を定めます。

第 11 条(放送ｻｰﾋﾞｽの変更)

加入者は、当社が提供する基本番組ｻｰﾋﾞｽの変更を申込むことができます。ただし J:COM TV ｻｰﾋﾞｽへの変更を除きます。

2. 基本番組ｻｰﾋﾞｽの変更の場合には、第 5 条(加入契約の成立)の規定に準じて取り扱います。
3. 変更の申込を当社が承諾した場合、加入者は、別に定めるｻｰﾋﾞｽ変更手数料を支払っていただきます。
4. 変更の申込を当社が承諾し、工事を行った場合、加入者は、別に定める工事費を支払っていただきます。
5. 当社は、加入者の支払遅延等加入者に事情がある場合には、変更を承諾しない場合があります。
6. 基本番組ｻｰﾋﾞｽの変更を行った場合には、変更後のｻｰﾋﾞｽ料金に従っていただきます。ただし、月の途中での変更の場合には、当社は、変更日の翌日を基準として、それぞれの料金を日割りで精算します。

第 12 条(PPV 等の視聴)

PPV 等の視聴は、J:COM TV スタンダードまたは J:COM TV コンパクト、J:COM TV My style、J:COM TV セレクト、スマートセレクトの他、当社が別途定めるサービスの加入者(以下、本条において同じ)に限り利用することができます。ただし、地域事情、建物(配線)状況により利用できない場合があります。

2. 加入者は、PPV 等を利用する場合には、課金単位ごとに別に定める方法により個別の申込みを行わなければなりません。
3. 前項の申込みを行った場合においては、加入者は、その申込みの撤回を行うことは出来ません。
4. 課金単位ごとの料金は、この約款規定の料金に従って当社の指定する番組検索ｻｰﾋﾞｽ(以下「ＥＰＧ」といいます。)により確認することができます。
5. 当社は、一ヶ月の間の PPV 等の利用料金(当社が把握するもの)を、50,000 円(消費税は含みません。)を基準額として、PPV 等の利用制限をさせていただきます。
6. STB と CM の不接続または、当社がその機器間の通信状況を確認できない場合も前項と同様に取り扱います。
7. 加入者は、PPV 等を利用できないように、当社施設側において、措置を講ずることおよびその措置を解除することを当社に請求することができます。
8. 加入者宅に設置した当社の機器およびＩＣカードを通じて、加入者以外のものが第 1 項の申込を行った場合でも、加入者はその利用にかかる料金の支払い義務を負います。

第 13 条(一時停止および再開)

加入者は、当社が提供する基本番組ｻｰﾋﾞｽの一時停止またはその再開を希望する場合は、当社に文書によりその旨を申し出るものとします。この場合、停止は申し出のあった翌月の初日、再開は加入者が指定する月の初日に行うものとし、その期間について支払を要する料金は、別に定めます。

2. 前項の一時停止期間は、1 ケ月単位を基本とし、最長 3 ヶ月とします。
3. 当社は、加入者が一時停止の取り扱いを受けていた場合で、第 2 項の期間終了後、基本番組ｻｰﾋﾞｽを再開した日の属する月から 3 ヶ月を経過していない場合は、一時停止の申し出を承諾しません。
4. 当社は、加入世帯ごとまたは事業所ごとに、一時停止および再開を取扱います。

第 4 章 料金等

第 14 条(料金の適用)

当社が提供するｻｰﾋﾞｽの料金は、契約事務手数料、利用料(PPV 等の料金を含みます。)、附帯ｻｰﾋﾞｽに関する料金、手続きに関する料金、工事費等とし、料金表に定めるところによります。

2. 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第 15 条(契約事務手数料等)

加入者は、当社が別に定める料金表に従い契約事務手数料および引込・宅内工事費等を当社に支払うものとします。

2. 加入契約解約後の再加入契約の場合でも、前項の規定に準じて取り扱います。
3. 加入者は、第 11 条(放送ｻｰﾋﾞｽの変更)を行った場合には、契約事務手数料の支払いを要しません。

第 16 条(利用料)

加入者は当社が別に定める料金表に規定する利用料を、以下の起算日から当社に支払うものとします。

サービス名	起算日
放送サービス	
(1) 基本番組サービス	提供を受け始めた日の翌日（日割りを行ないます)
(2) 有料番組サービス	提供を受け始めた日の属する月（日割りは行ないません) ただし、スター・チャンネルおよびWOWOWの提供を受ける場合は、サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から利用料を毎月支払うものとします。
パッケージサービス	
(1) タカラヅカ・セット	タカラヅカ・セットの提供を受け始めた日の翌日（日割りを行ないます)
その他のサービス	
録画機能付きSTB	利用を開始した日の翌日（日割りを行ないます)
高機能型STB	利用を開始した日の翌日（日割りを行ないます)
追加の簡易STB	利用を開始した日の翌日（日割りを行ないます)
その他	加入者と当社間で別途契約の上提供するサービスについては、提供を受け始めた日の属する月（日割りは行ないません)

2. 当社が、第10条(当社が提供する放送ｻｰﾋﾞｽ)に定めるｻｰﾋﾞｽのうち、加入者が契約しているｻｰﾋﾞｽの全てにつき、月のうち継続して10日間以上提供しなかった場合は、当該月分の利用料は、無料とします。ただし、天災地変その他当社の責に帰すことのできない事由によるｻｰﾋﾞｽ停止の場合および第9条(停止および解除)の規定による場合は、この限りではありません。
3. 日本放送協会(ＮＨＫ)の定めによるテレビジョン受信料(衛星放送受信料を含みます。)は、当社が設定した利用料には含まれておりません。

第17条(債権譲渡)

加入者は、当社が有する、加入者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。

第18条(端数処理)

当社は、料金その他のお支払いについて、暦月に従って発生した料金額等に、消費税相当額を加算して計算します。ただし、損害金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。

2. 料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。
3. 実際のご請求金額と料金表に規定する税込料金額の合計額が異なる場合があります。

第19条(延滞処理)

加入者は、料金その他の債務について、当月の支払期日にお支払がない場合で、翌月分とあわせてお支払いただくこととした翌月の支払期日を経過してもなお支払がない場合(当社が支払を確認できない場合も含みます。)には、別に定める延滞手数料を加算して当社に支払っていただきます。

2. 前項の延滞処理にもかかわらず、加入者は、料金その他の債務(延滞手数料は除きます。)について、支払期日を経過してもなお支払がない場合には、当社が定める期日から支払の日の前日までの日数について、年14．5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払っていただきます。
3. 当社は、本条で定める延滞手数料と遅延損害金を、重複して加算することはありません。

第5章 施設等

第20条(施設の設置および費用の負担等)

当社は、放送センターから受信機までの施設(以下「本施設」という)のうち、放送センターから保安器までの施設(以下「当社施設」という)の設置に要する費用を負担し、これを保有するものとします。ただし、加入者は加入者の最寄りのタップオフから保安器までの引込工事負担金(以下「引込工事費」と

いう)を負担するものとします。
2. 加入者は保安器の出力端子からﾃﾚﾋﾞ受信機(当社の機器等を除く)までの施設(以下「加入者施設」という)の設置工事に要する費用(以下「宅内工事費」という)を負担し、これを所有するものとします。
3. 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりｻｰﾋﾞｽの提供を受ける加入者については別途協議するものとします。
4. 当社がこの約款に従って放送ｻｰﾋﾞｽを提供するために必要な工事の施工は、当社または当社の指定する業者が行うものとします。

第 21 条(設置場所の変更)

加入者は、次の場合に限り引込線および機器等の設置場所を変更できるものとします。

(1)変更先が同一敷地内の場合

(2)変更先が、当社がｻｰﾋﾞｽを提供している区域内であり、技術的に可能な場合

2. 加入者は、前項の規定により引込線および機器等の設置場所を変更しようとする場合は、当社所定の書式によりその旨申し出るものとします。ただし、移転の工事は当社または当社の指定する業者が行うものとします。
3. 加入者は、第 20 条(施設の設置および費用の負担等)の規定にかかわらず設置場所移転に要する全ての費用を負担するものとします。

第 22 条(施設の設置場所の無償使用等)

加入者は、当社または当社の指定する業者が当社施設の設置、検査、修理等を行うため、加入者の所有または占用する敷地、家屋、構築物等への出入りについて、便宜を供与するものとします。

2. 加入者は、施設の設置について、地主、家主その他利害関係者があるときには予め必要な承諾を得ておくものとします。また、このことに関し後日苦情が生じたときは、加入者は責任をもって解決するものとします。

第 23 条(機器等の貸与)

当社は、加入者にｻｰﾋﾞｽごとに料金表に定める機器等を貸与します。

2. 加入者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。
3. 加入者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、第 8 条(解約)で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。
4. 加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。
5. 当社がこの約款に基づいて貸与する機器等、および設置する設備に必要な電気は加入者から提供していただきます。

第 24 条(他の放送ｻｰﾋﾞｽの機器等の使用)

当社は、J:COM TV スタンダードおよび J:COM TV ライトサービス、ミニデジタルサービスの 1 台目の STB の契約サービス（以下「主契約」といいます）以外に、J:COM TV コンパクトサービスのための STB（付属品を含みます。以下「追加の STB」といいます）を提供することができます。ただし、当社が特に認めた場合を除き、J:COM TV コンパクトサービスの新たな申込みの受付および変更の承認は行ないません。

追加の STB の利用料は、複数台割引を適用し、料金表に定める利用料を適用します。

2. 当社が承諾し、前項の機器等の設置を行った場合には、加入者は、それに要した費用を負担するものとします。
3. 前 2 項の追加を行った場合の当該機器等の利用料は、料金表に定めます。
4. 加入者が主契約を解約し、追加の STB を継続利用する場合には、当社は主契約の解約後に追加の STB を主契約とみなし、契約を継続します。この場合はその料金に従っていただきます。
5. 加入者は、使用上の注意事項を厳守して当該機器等を維持管理するものとします。
6. 加入者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、第 8 条(解約)で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。

第 24 条の 2(追加の機器等の使用)

当社は、J:COM TV スタンダードサービスおよび J:COM TV コンパクトサービス、J:COM TV ライトサービス、ミニデジタルサービス加入者（以下「主契約」といいます）に限り、追加の簡易 STB（付属品を含

みます）の追加提供をすることができます。
　ただし、当社は特に認めた場合を除き、追加の簡易 STB（付属品を含みます）の新たな申込みの受付および変更の承認は行ないません。
2. 当社が承諾し、前項の機器等の設置を行った場合には、加入者は、それに要した費用を負担するものとします。
3. 前 2 項の追加を行った場合の当該機器等の使用料は、料金表に定めます。
4. 加入者は、主契約を解約した場合、追加の簡易 STB の使用の使用については、第 8 条の規定に準じて、直ちに機器等を当社に返却するものとします。
5. 加入者は、使用上の注意事項を厳守して当該機器等を維持管理するものとします。
6. 加入者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、第 8 条(解約)で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。
7. 追加の簡易 STB による有料番組ｻｰﾋﾞｽおよび PPV 等の視聴、J:COM オンデマンドｻｰﾋﾞｽの利用はできません。

第 24 条の 3(追加の地デジ・BS デジコース)
　加入者は、J:COM TV スタンダードおよび J:COM TV コンパクトサービス、J:COM TV ライトサービス、J:COM TV セレクト、スマートセレクト、スマートセレクト EX の加入者（以下「主契約」といいます）に限り、追加の地デジ・BS デジコースの使用を申込むことができます。
2 当社が承諾し､前項の機器等の設置を行った場合には､加入者は､それに要した費用を負担するものとします。
3 加入者は､主契約を解約した場合、追加の地ﾃﾞｼﾞ･BS デジコースの使用については､第 8 条の規定に準じて､直ちに機器等を当社に返却するものとします。
4 加入者は､使用上の注意事項を厳守して当該機器等を維持管理するものとします。
5 加入者は故意または過失により機器等を故障､破損させた場合は､修理にかかる実費相当分を､また､紛失および修理不能による場合は､第 8 条(解約)で規定する未返却時の機器損害金を適用し､それぞれ当社に支払うものとします。

第 25 条(維持管理責任の範囲)
　当社の維持管理責任の範囲は、当社施設とします。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、当社のｻｰﾋﾞｽの全部または一部が停止することがあることを承認するものとします。
2. 加入者の維持管理責任の範囲は、加入者施設とします。

第 26 条(施設の故障等に伴う費用負担)
当社は、加入者から当社が提供するｻｰﾋﾞｽの受信に異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。異常の原因が加入者施設による場合は、加入者は、その修復に要する費用(修復を伴わない場合は派遣に要した費用)の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。
2. 加入者は、加入者の故意または過失により当社施設(当社機器等を含みます。)に故障または損傷が生じた場合は、この修復に要する費用の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

第 6 章 損害賠償

第 27 条(放送内容の変更)
　当社は、放送内容を変更することがあります。なお、変更によっておこる損害の賠償には応じません。

第 28 条(免責事項)
　当社は、次に該当する場合に対する損害の賠償には応じません。
(1)天災地変その他当社の責に帰さない事由等によりｻｰﾋﾞｽの提供の中止を余儀なくされた場合
(2)当社の責に帰さない事由または受信障害により放送内容の全部または一部に画面症状(画像の劣化、ブロック状のノイズ、画面の静止、受信不能等の症状をいいます。)が発生した場合
(3)当社の責に帰さない事由等により機器等が正常に動作しなかったことにより不具合が生じた場合
(4)落雷など当社の責に帰さない事由等により、当社施設に接続された加入者施設およびﾃﾚﾋﾞ受信機等が損傷した場合
(5)録画機能付き STB の利用について、録画機能および録画物の再生機能に不具合が生じた場合

また、設置場所の変更、故障、ｻｰﾋﾞｽの解約などにより、機器の交換や撤去を行った際の、録画物の消失

2. 当社は、ｻｰﾋﾞｽの利用により発生した加入者と第三者との間に生じた加入者又は第三者の損害、およびｻｰﾋﾞｽを利用できなかったことにより発生した加入者と第三者との間に生じた加入者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

第7章　ＩＣカード

第 29 条(B-CAS カードの取扱い)

STB に挿入される B-CAS カードに関する取扱いについては、加入者と株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

第 30 条(C-CAS カードの貸与)

当社は、STB1 台につき、1 枚の C-CAS カードを貸与します。

2. C-CAS カードの所有権は、当社に帰属するものとし、加入者は、第 8 条(解約)および第 9 条(停止および解除)の規定により解約または当社が行う契約の解除を行うまで、STB に常時装着された状態で、使用し、善良なる管理者の注意義務をもって C-CAS カードを管理しなければなりません。
3. 加入者の責めによらない C-CAS　カードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合および、当社の判断による場合は、当社は、C-CAS カードを交換することがあります。
4. 加入者は、C-CAS カードの貸与、譲渡、質入れその他の処分等をすることは出来ません。
5. 加入者は、次の各号を行うことはできません。

(1)C-CAS カードの複製・翻案、および改造・変造・改ざん等のカードの機能に影響を与えること

(2)C-CAS カードを日本国外に輸出または持ち出すこと

第 31 条(C-CAS カードの紛失等)

加入者は、C-CAS カードを紛失しまたは盗難にあった場合は、当社にその旨を速やかに届出なければなりません。

2. 当社は、届出を受理した場合においては、速やかに当該 C-CAS　カードを無効とします。ただし、届出が受理される以前に、第三者により C-CAS カードが使用された場合は、PPV 等に係る料金は加入者の負担となります。

第 32 条(C-CAS カードの再発行)

当社は、C-CAS カードを再発行することを適当と認めた場合に限り、その再発行を行うものとします。この場合、加入者は、別に定める C-CAS　カード再発行手数料を支払わなければなりません。

第 33 条(C-CAS カードの返却)

加入者は、第 8 条(解約)および第 9 条(停止および解除)の規定により解約または当社が行う契約の解除を行う場合は、当社に対し C-CAS カードを直ちに返却しなければなりません。

第 8 章 雑則

第 34 条(禁止事項)

加入者は、当社が提供するｻｰﾋﾞｽを、第三者にデジタルコピーならびにテープ、配線等により供給することは無償・有償にかかわらず禁止します。

2. 加入者は、加入契約に定める台数を超える受信機等を接続することができません。
3. 前項に違反した場合、加入者は違反した台数につき加入契約に基づくｻｰﾋﾞｽの提供の始期に遡り、契約したものとして当該利用料を当社に支払うものとします。
4. 当社の放送ｻｰﾋﾞｽの視聴を可能にする目的で、当社が設置した設備、機器等以外の、不正な機器等を使用すること、本来のｻｰﾋﾞｽ利用の目的以外で、当社の機器等を使用することはできません。
5. 加入者が契約に基づいてｻｰﾋﾞｽを受ける権利は、譲渡することができません。ただし、当社が特に認める場合を除きます。

第 35 条(加入者の氏名等の変更)

加入者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出ていただきます。

第 35 条の 2(加入者の地位の承継)

相続または法人の合併により加入者の地位の承継があったときは、相続人または合併後相続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出ていただきま

す。
2. 前項の場合に、相続人が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その相続人のうちの 1 人を代表者として扱います。
4. 第 1 項および第 2 項の届出をし加入者の地位の承継をした相続人または法人は、当社が別に定める手数料をお支払いいただきます。

第 36 条(申込時所要事項の変更)

加入者は、申込み時に通知した所要事項について変更がある場合には、当社の指定する方法によって当社に申し出るものとします。

第 37 条(加入者に係る情報の取扱い)

当社は、サービス提供に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報、視聴情報を、当社、提携事業者もしくは特定事業者のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求、アフターサービス業務、その他の当社の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

また、業務の遂行上必要な範囲での利用には、加入者に係る情報を当社の業務を委託している者、及びサービス提供に係るクレジットカード会社等の金融機関に提供する場合を含みます。

なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーとその関連事項に定めます。

第 38 条(準拠法)

この約款に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第 39 条(合意管轄)

加入者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、当社のｻｰﾋﾞｽ区域を管轄する簡易裁判所または地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 40 条(言語)

この約款の適用および解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力をもたないものとします。

第 41 条(定めなき事項)

この約款に定めなき事項が生じた場合、当社および加入者は契約約款の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

第 9 章 附帯ｻｰﾋﾞｽ

第 42 条(放送ｻｰﾋﾞｽの情報提供)

当社は、放送ｻｰﾋﾞｽの内容および放送時間を、原則としてＥＰＧにより提供するものとします。ただし、ＥＰＧにより提供する内容および放送時間は、変更される場合があります。
2. 当社は、内容および放送時間の相違、間違いならびに変更によっておこる損害の賠償には応じません。

第 43 条(J:COM オンデマンドｻｰﾋﾞｽの利用)

J:COM オンデマンドｻｰﾋﾞｽは、J:COM TV スタンダードおよび J:COM TV コンパクトサービス、J:COM TV My style、J:COM TV セレクト、スマートセレクトの他、当社が別途定めるサービスの加入者に限り利用することができます。ただし、地域事情、建物(配線)状況により利用できない場合があります。
2. メガパックは、J:COM TV スタンダードおよび J:COM TV コンパクト、J:COM TV セレクト、スマートセレクトの加入者に限り提供するものとします。
3. J:COM オンデマンドｻｰﾋﾞｽは別に定める規約により提供するものとします。

第 44 条(ﾜｲﾔﾚｽｽﾋﾟｰｶｰの利用)

ﾃﾚﾋﾞ受信機に接続するﾜｲﾔﾚｽｽﾋﾟｰｶｰは、J:COM TV スタンダードおよび J:COM TV コンパクトサービス、

J:COM TV ライトサービス、ミニデジタルサービス、J:COM TV My style、J:COM TV セレクト、スマートセレクト、スマートセレクト EX の加入者に限り利用することができます。

ただし､加入者の契約形態によって提供できない場合があります。

第 45 条(おうち Link ﾌﾟﾚｲﾔｰ(DLNA)の利用)

当社の録画機能付き STB(ﾀｲﾌﾟⅢに限る)を利用している加入者に限り､おうち Link ﾌﾟﾚｲﾔｰのｻｰﾋﾞｽを利用することができます。

料金表Ⅰ　利用料・工事費等

項目			ｻｰﾋﾞｽ名				
			①J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽ	②J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽ	③J:COM TV ﾗｲﾄｻｰﾋﾞｽ	④J:COM TV My style(地デジ・BS デジコース)	⑤ミニデジタルサービス
分類			ﾃﾞｼﾞﾀﾙ方式による放送ｻｰﾋﾞｽおよび双方向通信機能を提供するもの	①のｻｰﾋﾞｽのうち、一部の番組および双方向通信機能の提供を制限したもの	②のｻｰﾋﾞｽのうち、一部の番組の提供および STB のＢ－ＣＡＳカードの使用機能を制限したもの	②のｻｰﾋﾞｽのうち、一部の番組の提供を制限したもの	②のサービスのうち、双方向通信機能および一部の番組の提供を制限したもの
料金							
1.利用料(月額)							
番組利用料※注 1			J:COM TV スタンダード基本番組利用料 4,980 円（税込 5,378 円)※簡易版の番組表(1 冊)を無料で配送します。	J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄ基本番組利用料 4,180 円（税込 4,514 円)※簡易版の番組表(1 冊)を無料で配送します。	J:COM TV ﾗｲﾄｻｰﾋﾞｽ基本番組利用料 3,980 円（税込 4,298 円)※番組表(1 冊)を無料で配送します。	地デジ･BS デジコース利用料 1,143 円(税込 1,234 円)	ミニデジタル基本番組利用料 3,500 円（税込 3,780 円）※番組表（1 冊）を無料で配送します。
録画機能付きＳＴＢの利用料※注 2	タイプⅠ	ハードディスクドライブ内蔵のもの	800 円(税込 864 円)/STB1 台毎 J:COM TV スタンダード基本番組利用料に追加して支払っていただきます。	1,000 円(税込 1,080 円)/STB1 台毎 J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄ基本番組利用料に追加して支払っていただきます。	－	－	－

	タイプⅡ	DVDドライブ内蔵のもの	1,200 円（税込 1,296 円）/STB1 台毎 J:COM TV スタンダード基本番組利用料に追加して支払っていただきます。	1,200 円（税込 1,296 円）/ STB1 台毎 J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄ基本番組利用料に追加して支払っていただきます。	―	―	―
	タイプⅢ	ブルーレイディスクドライブ内蔵のもの	3,500 円（税込 3,780 円）/STB1 台毎 J:COM TV スタンダード基本番組利用料に追加して支払っていただきます。 ※番組表（1 冊）を無料で配送します。	3,500 円（税込 3,780 円）/STB1 台毎 J:COM TV ﾃｺﾝﾊﾟｸﾄ基本番組利用料に追加して支払っていただきます。 ※番組表（1 冊）を無料で配送します。	―	―	―
高機能型ＳＴＢの利用料※注 17	タイプⅣ	基本利用料	300 円（税込 324 円）/ 加入者Ｊ：ＣＯＭ ＴＶスタンダード基本番組利用料に追加して支払っていただきます。	300 円（税込 324 円）/ 加入者Ｊ：ＣＯＭ ＴＶコンパクト基本番組利用料に追加して支払っていただきます。	―	―	―

	タイプV	基本利用料	300 円(税込 324 円)/加入者Ｊ:ＣＯＭ Ｔ Ｖスタンダード基本番組利用料に追加して支払っていただきます。	300 円（税込 324 円)/ 加入者Ｊ：ＣＯ Ｍ ＴＶコンパクト基本番組利用料に追加して支払っていただきます。	－	－	－
		録画機能付加利用料	1,200 円(税込 1,296 円)/ ＳＴＢ１台毎	1,200 円(税込 1,296 円)/ ＳＴＢ１台毎	－	－	－
タカラヅカ・セット※注３			7,280 円（税込 7,862 円）	6,480 円（税込 6,998 円）	6,280 円（税込 6,782 円）※注 10	－	5,800 円（税込 6,264 円）
有料番組利用料 ※注 4							
スターチャンネル１		1,950 円(税込 2,106 円)※加入契約時に視聴申込みをされた場合は、提供開始月の翌月は月額利用料 500 円（税込 540 円）	1,950 円(税込 2,106 円)	1,950 円(税込 2,106 円)	1,950 円(税込 2,106 円)	1,950 円(税込 2,106 円)	
スターチャンネル２							
スターチャンネル３							
スターチャンネル オンデマンド※注 5				－		－	
衛星劇場ＨＤ		2,000 円(税込 2,160 円)	2,000 円(税込 2,160 円)	2,000 円(税込 2,160 円)	－	2,000 円(税込 2,160 円)	
衛星劇場 オンデマンド ※注 5				－	－	－	
グリーンチャンネルＨＤ ※注 6		1,200 円(税込 1,296 円)	1,200 円(税込 1,296 円)	1,200 円(税込 1,296 円)	1,200 円(税込 1,296 円)	1,200 円(税込 1,296 円)	
グリーンチャンネル２ ※注６							
フジテレビＯＮＥスポーツ・バラエティ※注７		－	1,000 円(税込 1,080 円)	1,000 円(税込 1,080 円)	－	1,000 円(税込 1,080 円)	
フジテレビＴＷＯドラマ・アニメ※注７					－		

フジテレビＮＥＸＴ ライブ･プレミアム	1,000 円(税込 1,080 円)	1,200 円(税込 1,296 円)	1,200 円(税込 1,296 円)	－	1,200 円(税込 1,296 円)
フジテレビＯＮＥスポーツ・バラエティ※注８	＿	1,350 円（税込 1,458 円）	1,350 円（税込 1,458 円）	－	1,350 円（税込 1,458 円）
フジテレビＴＷＯドラマ・アニメ※注８					
フジテレビＮＥＸＴ ライブ･プレミアム※注８					
ＡＴ－Ｘ ＨＤ！	1,800 円(税込 1,944 円)	1,800 円(税込 1,944 円)	1,800 円(税込 1,944 円)	－	1,800 円(税込 1,944 円)
東映チャンネル ＨＤ	1,500 円(税込 1,620 円)	1,500 円(税込 1,620 円)	1,500 円(税込 1,620 円)	－	1,500 円(税込 1,620 円)
レジャーチャンネル	900 円(税込 972 円)	900 円(税込 972 円)	900 円(税込 972 円)	－	900 円(税込 972 円)
デラックスアダルトセット	3,900 円(税込 4,212 円)	3,900 円(税込 4,212 円)	－	－	－
デラックスアダルトセット オンデマンド※注５					
プレイボーイ・ルビーセット※注９	2,500 円(税込 2,700 円)	2,500 円(税込 2,700 円)	2,500 円(税込 2,700 円)※注 10	－	2,500 円(税込 2,700 円) ※注 10
プレイボーイ・チャンネル	2,300 円(税込 2,484 円)	2,300 円(税込 2,484 円)	2,300 円(税込 2,484 円) ※注 10	－	2,300 円(税込 2,484 円) ※注 10
チャンネル・ルビー	2,300 円(税込 2,484 円)	2,300 円(税込 2,484 円)	2,300 円(税込 2,484 円) ※注 10	－	2,300 円(税込 2,484 円) ※注 10
ミッドナイト・ブルー	2,300 円(税込 2,484 円)	2,300 円(税込 2,484 円)	2,300 円(税込 2,484 円)※注 10	－	2,300 円(税込 2,484 円)※注 10
ＪＳＰＯＲＴＳ４ ＨＤ	1,300 円(税込 1,404 円)	1,300 円(税込 1,404 円)	1,300 円(税込 1,404 円)	－	1,300 円(税込 1,404 円)
クラシカ・ジャパン	2,000 円(税込 2,160 円)	2,000 円(税込 2,160 円)	2,000 円(税込 2,160 円)	－	2,000 円(税込 2,160 円)

クラシカ・ジャパン オンデマンド※注5			－	－	－
WOWOW	2,000円（税込2,160円）※注15	2,000円（税込2,160円）※注15	－	2,000円（税込2,160円）※注15	2,000円（税込2,160円）※注15
Ｍｎｅｔ ＨＤ	1,800 円(税込1,944円)	1,800 円(税込1,944円)	1,800 円(税込1,944円)	―	1,800 円(税込1,944円)
ＫＮＴＶ ＨＤ	2,500 円(税込2,700円)	2,500 円(税込2,700円)	2,500 円(税込2,700 円)※注10	－	2,500 円(税込2,700円)
FIGHTING TV サムライ	1,800 円（税込1,944円）	1,800 円（税込1,944円）	1,800 円（税込1,944円）	－	1,800 円（税込1,944円）
SPEED チャンネル	900 円（税込972円）	900 円（税込972円）	900 円（税込972円）	－	900 円（税込972円）
CNN/US	1,800 円（税込1,944円）	1,800 円（税込1,944円）	1,800 円（税込1,944円）	－	1,800 円（税込1,944円）
ＤＡＴＶ	2,200 円（税込2,376円）	2,200 円（税込2,376円）	2,200 円（税込2,376円）	－	2,200 円（税込2,376円）
パチンコ★パチスロＴＶ！	1,000 円（税込1,080円	1,000 円（税込1,080円	1,000 円（税込1,080円	－	1,000 円（税込1,080円
上記以外のチャンネル	別に定める金額			－	別に定める金額
ワイヤレススピーカー	380 円（税込410円）	380 円（税込410円）	380 円（税込410円）	380 円（税込410円）	380 円（税込410円）
おうち Link プレイヤー(DLNA)	480 円（税込518円）	480 円（税込518円）	－	－	－
PPV 等の利用料	課金単位ごとＥＰＧによりご確認ください。	課金単位ごとＥＰＧによりご確認ください。	－	－	－
2 台目以降の機器使用料	1,980 円(税込2,138 円）／STB1 台毎	1,500 円(税込1,620 円）／STB1 台毎	－	476.2 円(税込514 円）／STB1 台毎	－
第 24 条(他の放送ｻｰﾋﾞｽの機器の使用）に規定する機器等使用料	1,500 円(税込1,620 円）／J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽ用 STB1 台毎	－ ※追加する機器としての STB の使用料は、適用しません。	1,500 円(税込1,620 円）／J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽ用 STB1 台毎	－	1,500 円(税込1,620 円)／J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽ用 STB1 台毎

第24条の2(追加の機器等の使用）に規定する機器等使用料	400 円（税込 432 円）／追加の簡易 STB1 台毎	400 円（税込 432 円）／追加の簡易 STB1 台毎	400 円（税込 432 円）／追加の簡易 STB1 台毎	－	400 円(税込 432 円)／追加の簡易 STB1 台毎
第24条の3（追加の地デジ・BSデジコース)	476.2 円（税込 514 円）／STB1 台毎	476.2 円（税込 514 円）／STB1 台毎	476.2 円（税込 514 円）／STB1 台毎	476.2 円（税込 514 円）／STB1 台毎	476.2 円（税込 514 円）／STB1 台毎
一時停止期間中の利用料	1,000 円(税込 1,080 円)／ＳＴＢ１台毎録画機能付きＳＴＢ（タイプⅠ）の場合は、2,000 円(税込 2,160 円)／ＳＴＢ１台毎 録画機能付きＳＴＢ（タイプⅡおよびタイプⅢ）の場合は､2,500 円(税込 2,700 円)／ＳＴＢ１台毎 高機能型ＳＴＢ（タイプⅣ）の場合は、1,000 円(税込 1,080 円)／ＳＴＢ１台毎 高機能型ＳＴＢ（タイプⅤ）の場合は、2,000 円(税込 2,160 円)／ＳＴＢ１台毎	1,000 円(税込 1,080 円)／ＳＴＢ１台毎録画機能付きＳＴＢ（タイプⅠ）の場合は、2,000 円(税込 2,160 円)／ＳＴＢ１台毎 録画機能付きＳＴＢ（タイプⅡおよびタイプⅢ）の場合は、2,500 円(税込 2,700 円)／ＳＴＢ１台毎 高機能型ＳＴＢ（タイプⅣ）の場合は、1,000 円(税込 1,080 円)／ＳＴＢ１台毎 高機能型ＳＴＢ（タイプⅤ）の場合は、2,000 円(税込 2,160 円)／ＳＴＢ１台毎	500 円（税込 540 円）／ＳＴＢ１台毎	－	500 円(税込 540 円)／ＳＴＢ１台毎

番組表料金	1 冊目は、120円（税込 129円)、2 冊目以降は、200 円(税込216 円)／番組表 1 冊毎※番組表を追加した場合、簡易版の番組表の配送は行いません。 ※設置月を含む６ヶ月間は番組表を無料とします。ただし、簡易版の番組表を希望された方は除きます。	1 冊目は、120円（税込 129円)、2 冊以降は、200 円(税込216 円)／番組表 1 冊毎※番組表を追加した場合、簡易版の番組表の配送は行いません。	2 冊目以降は、200 円（税込216 円)／番組表 1 冊毎	200 円（税込216 円)／番組表 1 冊毎	2 冊目以降は、200 円(税込216 円)／番組表 1 冊毎
第 7 条(最低利用期間）に規定する解除料	最低利用期間の残余の期間に対応する番組利用料に相当する額とします。 なお、タカラヅカ・セットの場合には、J:COM TV スタンダード基本番組利用料に相当する額とします。	最低利用期間の残余の期間に対応する番組利用料に相当する額とします。 なお、タカラヅカ・セットの場合には、J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄ基本番組利用料に相当する額とします。	最低利用期間の残余の期間に対応する番組利用料に相当する額とします。	－	－
その他特記事項	―	当社が特に認めた場合を除き、Ｊ:ＣＯＭＴＶコンパクトサービスの新たな申込みの受付および変更の承諾を行	当社が特に認めた場合を除き、J:COMTV ﾗｲﾄｻｰﾋﾞｽの新たな申込みの受付および変更の承諾を行ないません。	第 1 種または第 2 種定期契約を締結している場合にのみ、提供します。	「さくらケーブルテレビ株式会社契約約款」に定めるアナログ放送サービスの加入者及び「(株)城北ニューメディア（台

		ないません。			東ケーブルテレビ）放送サービス契約約款」に定めるスタンダードコースおよびエコノミーコース(アナログ)の加入者が、本約款に同意し、放送サービスの変更を申し込む場合にのみ、申込みを承諾するものとします。

2.工事費 ※注 11、損害金等	
引込・宅内工事費	※注 13
戸　建	実　　費 ※注 12
集合住宅	実　　費 ※注 12
その他の工事費	実　　費 ※注 12
故障点検・補修費	実　　費 ※注 12
設定費	3,000 円（税込 3,240 円）
損害金（非課税） ※機器等の紛失および修理不能による場合にも適用します。	18,000 円／STB(追加の簡易 STB を含む)1 台毎 3,000 円／CM1 台毎 29,000 円／録画機能付き STB(ﾀｲﾌﾟⅠ)1 台毎 65,000 円／録画機能付き STB(ﾀｲﾌﾟⅡ)1 台毎 61,000 円／録画機能付き STB(ﾀｲﾌﾟⅢ)1 台毎 3,000 円／STB 専用ﾘﾓｺﾝ 10,000 円／ワイヤレススピーカー1 台毎 10,000 円／おうち Link プレイヤー（DLNA）1 台毎 ※ﾘﾓｺﾝのみ未返却の場合、1 個毎
3.手続きに関する料金	
契約事務手数料	3,000 円（税込 3,240 円）
サービス変更手続料※注 14	別に算定する実費相当額
B-CAS カード再発行 手数料	税込 2,050 円
C-CAS カード再発行 手数料	1,905 円(税込 2,057 円)

取扱説明書　再送手数料	実費
延滞手数料	600 円(税込 648 円)

料金表Ⅱ 定期契約

※注１６

<table>
<tr><td colspan="2">第1 種定期契約【Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ Ｍｙ ｓｔｙｌｅ(1 年契約)】</td></tr>
<tr><td>区 分</td><td>内　　容</td></tr>
<tr><td>（1）定義等</td><td>ア　当社が特に認めた場合を除き、第１種定期契約の新たな申込みの受付および変更の承諾を行ないません。
イ　第１種定期契約とは、次表に定めるｻｰﾋﾞｽの契約を締結している地デジ・BS デジコース加入申込者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が申込を承諾した次表に定めるｺｰｽ毎のｻｰﾋﾞｽの全ての提供を開始した日の属する暦月の初日から算して１年が経過することとなる暦月の末日(以下「満了日」といいます。)をもって満了となる契約のことをいいます。なお、この契約は当社が別に定める規約のマンスリー・オンデマンドサービス(当社が指定するものに限ります。以下同じとします。)の提供を受けることが条件となります。
<table>
<tr><td>区分</td><td>他に契約しているｻｰﾋﾞｽ</td></tr>
<tr><td>ｺｰｽⅠ</td><td>電話ｻｰﾋﾞｽ契約約款（以下「加入電話約款」といいます。）に規定する住宅用加入電話ｻｰﾋﾞｽまたはプライマリ電話ｻｰﾋﾞｽ加入契約約款（以下「プライマリ電話約款」といいます。）に規定する住宅用プライマリ電話ｻｰﾋﾞｽ、J:COM PHONE プラスサービス契約約款(以下「J:COM PHONE プラスサービス約款」といいます。）に規定する住宅用 J:COM PHONE プラス電話サービス（以下本規定において「電話ｻｰﾋﾞｽ」といいます。）</td></tr>
<tr><td>ｺｰｽⅡ</td><td>ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽ契約約款(以下「NET 約款」といいます。)に規定するｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽ(J:COM NET 12M ｺｰｽ、J:COM NET 40M ｺｰｽまたは J:COM NET 160M ｺｰｽ、に限ります。（以下本規定において同じとします。))</td></tr>
<tr><td>ｺｰｽⅢ</td><td>電話ｻｰﾋﾞｽおよびｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽ</td></tr>
</table>
ウ　当社は、地デジ・BS デジコースの設置先が集合住宅契約の締結を行なっている世帯となる場合に限り第１種定期契約を締結します。
エ 当社は、第５条第３項の規定による場合、第１種定期契約の申込を承諾しないことがあります。
オ　当社は、この契約を承諾した場合、地デジ・BS デジコース利用料について、料金表の定めにかかわらず、承諾した日の翌日から、314 円（税込 339 円）を適用します。
カ　当社は、この契約を承諾した場合、録画機能付ＳＴＢの利用について、料金表の定めにかかわらず、下記の料金を適用します。
<table>
<tr><td>区分</td><td>料金</td></tr>
<tr><td>タイプⅠ</td><td>1,000 円（税込 1,080 円）</td></tr>
<tr><td>タイプⅡ</td><td>1,200 円(税込 1,296 円)</td></tr>
<tr><td>タイプⅢ</td><td>2,500 円（税込 2,700 円）</td></tr>
</table>
キ　第１種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までオに規定する料金額を適用します。
ただし、コースⅠまたはコースⅢの契約者が月の途中で電話サービスを解約した場合に限り、電話サービスを解約した月の月末までは、第１種定期契約の料金を適用します。</td></tr>
</table>

（2）第 1 種定期契約の更新および解除	ア　当社は、第1種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日(以下「更新日」といいます。)に第1種定期契約を更新します。 ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第1種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。 イ　当社は、次の場合には、第1種定期契約の解除を行ないます。 （1）加入者が地デジ・BS デジコース、電話ｻｰﾋﾞｽおよびｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合 （2）加入者が電話ｻｰﾋﾞｽの一時中断を行なう場合 （3）加入者がｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの利用の休止を行なう場合 （4）当社が地デジ・BS デジコース、電話ｻｰﾋﾞｽおよびｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合 （5）当社が地デジ・BS デジコース、電話ｻｰﾋﾞｽおよびｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合 （6）加入者がｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽについて、NET 約款に定める他のインターネット接続ｻｰﾋﾞｽ(J:COM NET 12M ｺｰｽ、J:COM NET 40M コースおよび J:COM NET 160M ｺｰｽを除きます。)への品目変更を行う場合 （7）加入者が地デジ・BS デジコースについて、他の放送ｻｰﾋﾞｽへの変更を行う場合 （8）加入者が電話ｻｰﾋﾞｽの利用種別を住宅用加入電話以外に変更する場合 （9）加入者が(1)定義等 アに定めるｺｰｽの変更を行なう場合 （10）加入者がマンスリー・オン・デマンドサービスの解約を行なう場合 ウ　当社は、第1種定期契約が解除となる場合は、地デジ・BS デジコースを解除します。 エ　加入者は、第1種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第1種定期契約の解除を行なう場合、第1種定期契約に係る解除料 3,500 円(税込 3,780 円)の支払いを要します。 オ　当社は、NET 約款、加入電話約款またはプライマリ電話約款、J:COM PHONE プラスサービス約款で定める第1種定期契約に係る解除料を重複して加算することはありません。 カ　当社は第1種定期契約を締結している加入者には、第7条(最低利用期間)は適用しません。 キ　加入者は、エの規定にかかわらず、次の場合には、第1種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。 （1）加入者が、転居により地デジ・BS デジコース、電話ｻｰﾋﾞｽおよびｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事定事業者および協力事業者が提供するｻｰﾋﾞｽの申込を行なう場合 （2）イ（7）により、第1種定期契約の解除を行なう場合 （3）イ（9）により、第1種定期契約の解除を行なう場合で、ｺｰｽⅠまたはｺｰｽⅡからｺｰｽⅢへ変更を行なう場合 （4）加入者の設置先住所の集合住宅が当社が別に定める J:COM In My Room のｲﾝﾀｰﾈｯﾄまたは放送ｻｰﾋﾞｽ対応物件となる場合
第2 種定期契約【Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ Ｍｙ ｓｔｙｌｅ(2 年契約)】	
区 分	内　　容
（1）定義等	ア　当社が特に認めた場合を除き、第2種定期契約の新たな申込みの受付および変更の承諾を行ないません。 イ　第2種定期契約とは、次表に定めるｻｰﾋﾞｽの契約を締結している地デジ・BS デジコース加入申込者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が申込を　承諾した次表に定めるｺｰｽ毎のｻｰﾋﾞｽの全ての提供を開始した日の属する暦月の初日から起算して2年が経過することとなる暦月の末日(以下「満了日」といいます。)をもって満了となる契約のことをいいます。

<table>
<tr><td></td><td>
なお、この契約は当社が別に定める規約のマンスリー・オンデマンドサービス（当社が指定するものに限ります。以下同じとします。）の提供を受けることが条件となります。
<table>
<tr><td>区分</td><td>他に契約しているｻｰﾋﾞｽ</td></tr>
<tr><td>ｺｰｽⅠ</td><td>電話ｻｰﾋﾞｽ契約約款（以下「加入電話約款」といいます。）に規定する住宅用加入電話ｻｰﾋﾞｽまたはプライマリ電話ｻｰﾋﾞｽ加入契約約款（以下「プライマリ電話約款」といいます。）に規定する住宅用プライマリ電話ｻｰﾋﾞｽ、J:COM PHONE プラスサービス契約約款（以下「J:COM PHONE プラスサービス約款」といいます。）に規定する住宅用 J:COM PHONE プラス電話サービス（以下本規定において「電話ｻｰﾋﾞｽ」といいます。）</td></tr>
<tr><td>ｺｰｽⅡ</td><td>ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽ契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽ（J:COM NET 12M ｺｰｽ、J:COM NET 40M ｺｰｽまたは J:COM NET 160M ｺｰｽ、に限ります。（以下本規定において同じとします。））</td></tr>
<tr><td>ｺｰｽⅢ</td><td>電話ｻｰﾋﾞｽおよびｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽ</td></tr>
</table>
ウ　当社は、地デジ・BS デジコースの設置先が集合住宅契約の締結を行なっていない世帯となる場合に限り第 2 種定期契約を締結します。
エ　当社は、第 5 条第 3 項の規定による場合、第 2 種定期契約の申込を承諾しないことがあります。
オ　当社は、この契約を承諾した場合、地デジ・BS デジコース利用料について、料金表の定めにかかわらず、承諾した日の翌日から、314 円（税込 339 円）を適用します。
カ　当社は、この契約を承諾した場合、録画機能付ＳＴＢの利用について、料金表の定めにかかわらず、下記の料金を適用します。
<table>
<tr><td>区分</td><td>料金</td></tr>
<tr><td>タイプⅠ</td><td>1,000 円（税込 1,080 円）</td></tr>
<tr><td>タイプⅡ</td><td>1,200 円（税込 1,296 円）</td></tr>
<tr><td>タイプⅢ</td><td>2,500 円（税込 2,700 円）</td></tr>
</table>
キ　第 2 種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までオに規定する料金額を適用します。
ただし、コースⅠまたはコースⅢの契約者が月の途中で電話サービスを解約した場合に限り、電話サービスを解約した月の月末までは、第 2 種定期契約の料金を適用します。
</td></tr>
<tr><td>（2）第 2 種定期契約の更新および解除</td><td>
ア　当社は、第 2 種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第 2 種定期契約を更新します。
ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第 2 種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。
イ　当社は、次の場合には、第 2 種定期契約の解除を行ないます。
（1）加入者が地デジ・BS デジコース、電話ｻｰﾋﾞｽおよびｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合
（2）加入者が電話ｻｰﾋﾞｽの一時中断を行なう場合
（3）加入者がｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの利用の休止を行なう場合
（4）当社が地デジ・BS デジコース、電話ｻｰﾋﾞｽおよびｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合
（5）当社が地デジ・BS デジコース、電話ｻｰﾋﾞｽおよびｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合
（6）加入者がｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽについて、NET 約款に定める他のｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽ（J:COM NET 12M ｺｰｽ、J:COM NET 40M コースおよび J:COM NET 160M ｺｰｽを除きます。）への品目変更を行う場合
（7）加入者が地デジ・BS デジコースについて、他の放送ｻｰﾋﾞｽへの変更を行う場合
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>（８）加入者が電話ｻｰﾋﾞｽの利用種別を住宅用加入電話以外に変更する場合
（９）加入者が(1)定義等 アに定めるｺｰｽの変更を行なう場合
（１０）加入者がマンスリー・オンデマンドサービスの解約を行なう場合
ウ　当社は、第2種定期契約が解除となる場合は、地デジ・BSデジコースを解除します。
エ　加入者は、第2種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第2種定期契約の解除を行なう場合、次表に定める第2種定期契約に係る解除料の支払いを要します。
<table>
<tr><td>区分</td><td>解除料</td></tr>
<tr><td>ｺｰｽⅠまたはｺｰｽⅡの解除を行なう場合</td><td>4,500 円(税込 4,860 円)</td></tr>
<tr><td>ｺｰｽⅢの解除を行なう場合</td><td>8,500 円(税込 9,180 円)</td></tr>
</table>
オ　当社は、NET 約款、加入電話約款またはプライマリ電話約款、J:COM PHONE プラスサービス約款で定める第２種定期契約に係る解除料を重複して加算することはありません。
カ　当社は第2種定期契約を締結している加入者には、第7条(最低利用期間)は適用しません。
キ　加入者は、エの規定にかかわらず、次の場合には、第2種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。
（１）加入者が、転居により地デジ・BS デジコース、電話ｻｰﾋﾞｽおよびｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するｻｰﾋﾞｽの申込を行なう場合
（２）イ（７）により、第2種定期契約の解除を行なう場合
（３）イ（９）により、第2種定期契約の解除を行なう場合で、ｺｰｽⅠまたはｺｰｽⅡからｺｰｽⅢへ変更を行なう場合
（４）加入者の設置先住所が当社が別に定める J:COM In My Room のｲﾝﾀｰﾈｯﾄまたは放送ｻｰﾋﾞｽ対応物件となる場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">第3 種定期契約【お得プラン(1 年契約)】</td></tr>
<tr><td>区 分</td><td>内　　容</td></tr>
<tr><td>（1）定義等</td><td>ア　第3 種定期契約とは、当社が別に定めるインターネット接続サービス契約約款（以下「NET 約款」といいます。)に規定するインターネット接続サービス(J:COMNET 12M コースまたは J:COM NET 160M コースに限ります。(以下本規定において同じとします。)) および電話サービス契約約款(以下「加入電話約款」といいます。）に規定する住宅用加入電話サービスまたはプライマリ電話サービス加入契約約款（以下「プライマリ電話約款」といいます。）に規定する住宅用プライマリ電話サービス、J:COM PHONE プラスサービス契約約款（以下「J:COM PHONE プラスサービス約款」といいます。）に規定する住宅用 J:COM PHONE プラス電話サービス（以下本規定において「電話サービス」といいます。)) の契約を締結している J:COM TV スタンダードサービス加入者（高機能型 STB の提供を受ける加入者を除きます。(以下本規定において同じとします。)) から申込があり、当社が承諾した場合、当社が J:COM TV スタンダードサービス、インターネット接続サービスおよび電話サービスの提供を開始した日（現に J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの提供を受けている場合は、第3 種定期契約の申出を当社が承諾した日)の属する暦月の初日から起算して１年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。
イ　当社は、J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの設置先が集合住宅契約の締結を行なっている世帯となる場合に限り第3 種定期契約を締結します。
ウ　当社は第５条第３項の規定による場合、第3 種定期契約の申込を承諾しないことがあります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>（２）基本番組利用料等の取扱い</td><td>ア　J:COM TV スタンダードサービスの基本番組利用料については、J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの提供を開始した日（現に J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの提供を受けている場合は、第 3 種定期契約の申出を当社が承諾した日）の翌日より、提供を受けている場合は、第 3 種定期契約の申出を当社が承諾した日）の翌日より、料金表の規定に関わらず、次表に定める料金額を適用します。
<table><tr><td>Ｊ：ＣＯＭ ＴＶスタンダード基本番組利用料（月額）</td></tr><tr><td>4,000 円（税込 4,320 円）</td></tr></table>イ　第 3 種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。
ただし、月の途中で電話サービスを解約した場合に限り、電話サービスを解約した月の月末までは、第 3 種定期契約の料金を適用します。
ウ　加入者は、第３種定期契約を締結している期間、録画機能付 STB（タイプⅢに限ります。）を利用する場合は、料金表の規定に関わらず 2,500 円（税込 2,700 円）/ＳＴＢ1 台毎とします。</td></tr>
<tr><td>（3）第 3 種定期契約の更新および解除</td><td>ア　当社は、第 3 種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第 3 種定期契約を更新します。
ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第 3 種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。
イ　当社は、次の場合には、第 3 種定期契約の解除を行ないます。
（１）加入者が J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合
（２）加入者が電話サービスの一時中断を行なう場合
（３）加入者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合
（４）加入者が J:COM TV スタンダードサービスの一時停止を行なう場合
（５）当社が J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合
（６）当社が J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合
（７）加入者がインターネット接続サービスについて、NET 約款に定める他のインターネット接続サービス（J:COM NET 160M コースを除きます。）への品目変更を行う場合
（８）加入者が J:COM TV スタンダードサービスについて、TV 約款に定める他の放送サービスへの変更を行う場合
（９）加入者が電話契約の利用種別を事務用に変更する場合
ウ　加入者は、第 3 種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第３種定期契約の解除を行なう場合、第３種定期契約に係る解除料 8,500 円（税込 9,180 円）の支払いを要します。
エ　当社は、NET 約款、加入電話約款またはプライマリ電話約款、J:COM PHONE プラスサービス約款で定める第 3 種定期契約に係る解除料を重複して加算することはありません。
オ　当社は第 3 種定期契約の適用を受ける加入者には、第７条（最低利用期間）は適用しません。
カ　加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第 3 種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。
（１） 加入者が、転居により J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に</td></tr>
</table>

	当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合 （２）加入者の設置先住所の集合住宅が当社が別に定める J:COM In My Room のインターネットまたは放送サービス対応物件となる場合
第 4 種定期契約【お得プラン(２年契約)】	
区 分	内　　容
（１）定義等	ア　第 4 種定期契約とは、当社が別に定めるインターネット接続サービス契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するインターネット接続サービス（J:COMNET12M コースまたは J:COM NET 160M コースに限ります。(以下本規定において同じとします。)）および電話サービス契約約款(以下「加入電話約款」といいます。)に規定する住宅用加入電話サービスまたはプライマリ電話サービス加入契約約款（以下「プライマリ電話約款」といいます。）に規定する住宅用プライマリ電話サービス、J:COM　PHONE プラスサービス契約約款（以下「J:COM PHONE プラスサービス約款」といいます。）に規定する住宅用 J:COM　PHONE プラス電話サービス（以下本規定において「電話サービス」といいます。)）の契約を締結している J:COM TV スタンダードサービス加入者（高機能型 STB の提供を受ける加入者を除きます。(以下本規定において同じとします。)）から申込があり、当社が承諾した場合、当社が J:COM TV スタンダードサービス、インターネット接続サービスおよび電話サービスの提供を開始した日（現に J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの提供を受けている場合は、第 4 種定期契約の 申出を当社が承諾した日)の属する暦月の初日から起算して２年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。 イ　当社は、J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの設置先が第 3 種定期契約（１）イに規定する世帯以外の世帯となる場合に限り第 4 種定期契約を締結します。 ウ　当社は第５条第３項の規定による場合、第 4 種定期契約の申込を承諾しないことがあります。
（２）基本番組利用料等の取扱い	ア　J:COM TV スタンダードサービスの基本番組利用料については、J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの提供を開始した日（現に J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの提供を受けている場合は、第 4 種定期契約の申出を当社が承諾した日）の翌日より、料金表の規定に関わらず、次表に定める料金額を適用します。 Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ スタンダード基本番組利用料（月額） 4,000 円（税込 4,320 円） イ　第 4 種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。 ただし、月の途中で電話サービスを解約した場合に限り、電話サービスを解約した月の月末までは、第 4 種定期契約の料金を適用します。 ウ　加入者は、第 4 種定期契約を締結している期間、録画機能付 STB（タイプⅢに限ります。）を利用する場合は、料金表の規定に関わらず 2,500 円（税込 2,700 円）/ＳＴＢ1 台毎とします。
（３）第 4 種定期契約の更新および解除	ア　当社は、第 4 種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第 4 種定期契約を更新します。 ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第 4 種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。 イ　当社は、次の場合には、第 4 種定期契約の解除を行ないます。 （１）加入者が J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネッ

	ト接続サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合 （2）加入者が電話サービスの一時中断を行なう場合 （3）加入者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合 （4）加入者が J:COM TV スタンダードサービスの一時停止を行なう場合 （5）当社が J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合 （6）当社が J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合 （7）加入者がインターネット接続サービスについて、NET 約款に定める他のインターネット接続サービス（J:COM NET 160M コースを除きます。）への品目変更を行う場合 （8）加入者が J:COM TV スタンダードサービスについて、TV 約款に定める他の放送サービスへの変更を行う場合 （9）加入者が電話契約の利用種別を事務用に変更する場合 ウ　加入者は、第 4 種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第 4 種定期契約の解除を行なう場合、第 4 種定期契約に係る解除料 8,500 円（税込 9,180 円）の支払いを要します。 エ　当社は、NET 約款、加入電話約款またはプライマリ電話約款、J:COM PHONE プラスサービス約款で定める第 4 種定期契約に係る解除料を重複して加算することはありません。 オ　当社は第 4 種定期契約の適用を受ける加入者には、第 7 条（最低利用期間）は適用しません。 カ　加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第 4 種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。 （1）加入者が、転居により J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合
第 5 種定期契約【ジェイコムマガジン無料ﾊﾟｯｸ(1 年契約)】	
区 分	内　　容
（1）定義等	ア　第 5 種定期契約とは、J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽまたは J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽ加入申込者または加入者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽまたは J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽの提供を開始した日(現に J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽまたは J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽの提供を受けている場合は、第 5 種定期契約の申出を当社が承諾した日)の属する暦月の初日から起算して 1 年が経過することとなる暦月の末日(以下「満了日」といいます。)をもって満了となる契約のことをいいます。 イ　当社は、J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽまたは J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽの設置先が集合住宅契約の締結を行なっている世帯となる場合に限り第 5 種定期契約を締結します。 ウ　当社は、第 5 条第 3 項の規定による場合、第 5 種定期契約の申込を承諾しないことがあります。 エ　第 5 種定期契約を締結している J:COMTV スタンダードｻｰﾋﾞｽおよび J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽの加入者には、番組表(1 冊)を無料で配送します。(簡易版の番組表の配送は行ないません。)
（2）第 5 種定期契約の更新および解除	ア　当社は、第 5 種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日(以下「更新日」といいます。)に第 5 種定期契約を更新します。ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第 5 種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。 イ　当社は、次の場合には、第 5 種定期契約の解除を行ないます。

	（1）加入者が J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽおよび J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽの解約を行なう場合 （2）加入者が J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽおよび J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽの一時停止を行なう場合 （3）当社が J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽおよび J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽの解除を行なう場合 （4）当社が J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽおよび J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽの提供の停止を行なう場合 （5）加入者が J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽおよび J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽについて、他の放送ｻｰﾋﾞｽへの変更を行う場合 ウ　加入者は、第 5 種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第 5 種定期契約の解除を行なう場合、第 5 種定期契約に係る解除料 1,000 円(税込 1,080 円)の支払いを要します。 エ　加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第 5 種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。 （1）加入者が、転居により J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽおよび J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するｻｰﾋﾞｽの申込を行なう場合 （2）加入者の設置先住所の集合住宅が当社が別に定める J:COM In My Room の放送ｻｰﾋﾞｽ対応物件となる場合 オ　当社は第 5 種定期契約を締結している加入者には、第 7 条(最低利用期間)は適用しません。
第 6 種定期契約【ジェイコムマガジン無料ﾊﾟｯｸ(2 年契約)】	
区 分	内　　容
（1）定義等	ア　第 6 種定期契約とは、J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽまたは J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽ加入申込者または加入者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽまたは J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽの提供を開始した日(現に J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽまたは J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽの提供を受けている場合は、第 6 種定期契約の申出を当社が承諾した日)の属する暦月の初日から起算して 2 年が経過することとなる暦月の末日(以下「満了日」といいます。)をもって満了となる契約のことをいいます。 イ　当社は、J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽまたは J:COM TV コンパクトサービスの設置先が集合住宅契約の締結を行なっていない世帯となる場合に限り第 6 種定期契約を締結します。 ウ　当社は、第 5 条第 3 項の規定による場合、第 6 種定期契約の申込を承諾しないことがあります。 エ　第 6 種定期契約を締結している J:COMTV スタンダードｻｰﾋﾞｽおよび J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽの加入者には、番組表(1 冊)を無料で配送します。(簡易版の番組の配送は行ないません。)
（2）第 6 種定期契約の更新および解除	ア　当社は、第 6 種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日(以下「更新日」といいます。)に第 6 種定期契約を更新します。ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第 6 種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。 イ　当社は、次の場合には、第 6 種定期契約の解除を行ないます。 （1）加入者が J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽおよび J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽの解約を行なう場合 （2）加入者が J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽおよび J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽの一時停止を行なう場合 （3）当社が J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽおよび J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽの解除を行なう場合

	（４）当社が J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽおよび J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽの提供の停止を行なう場合 （５）加入者が J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽおよび J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽについて、他の放送ｻｰﾋﾞｽへの変更を行う場合 ウ　加入者は、第 6 種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第 6 種定期契約の解除を行なう場合、第 6 種定期契約に係る解除料 2,000 円(税込 2,160 円)の支払いを要します エ　加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第 6 種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。 （１）加入者が、転居により J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽおよび J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するｻｰﾋﾞｽの申込を行なう場合 オ　当社は第 6 種定期契約を締結している加入者には、第 7 条(最低利用期間)は適用しません。
第 7 種定期契約【ﾌﾞﾙｰﾚｲ HDR 長期契約ﾀｲﾌﾟ(1 年契約)】	
区 分	内　　容
（１）定義等	ア　第 7 種定期契約とは、J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽもしくは J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽでかつ、録画機能付きＳＴＢ(ﾀｲﾌﾟⅢに限ります。以下同じとします。)加入申込者または加入者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽもしくは J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽでかつ、録画機能付きＳＴＢの提供を開始した日(現に J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽもしくは J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽでかつ、録画機能付きＳＴＢの提供を受けている場合は、第 7 種定期契約の申出を当社が承諾した日)の属する暦月の初日から起算して 1 年が経過することとなる暦月の末日(以下「満了日」といいます。)をもって満了となる契約のことをいいます。 イ　当社は、J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽもしくは J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽの設置先が集合住宅契約の締結を行なっている世帯となる場合に限り第 7 種定期契約を締結します。 ウ　当社は、第 5 条第 3 項の規定による場合、第 7 種定期契約の申込を承諾しないことがあります。
（２）利用料の取扱い	ア　録画機能付き STB の利用料については、J:COM TV スタンダードサービスもしくは J:COM TV コンパクトサービスでかつ、録画機能付き STB の提供を開始した日（現に J:COM TV スタンダードサービスもしくは J:COM　TV コンパクトサービスでかつ、録画機能付き STB の提供を受けている場合は、第 7 種定期契約の申出を当社が承諾した日）の翌日より、料金表Ⅰの規定に関わらず、次表に定める料金額を適用します。 録画機能付き STB(ﾀｲﾌﾟⅢ)の利用料 2,500 円(税込 2,700 円)／ＳＴＢ1 台毎 イ　第 7 種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。
（３）第 7 種定期契約の更新および解除	ア　当社は、第 7 種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日(以下「更新日」といいます。)に第 7 種定期契約を更新します。 ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第 7 種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。 イ　録画機能付き STB を複数台使用する場合は、第 7 種定期契約を開始した日を起算日として更新します。 ウ　当社は、次の場合には、第 7 種定期契約の解除を行ないます。 （１）加入者が J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽもしくは J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽの解約または一時停止を行なう場合 （２）加入者が第 7 種定期契約による録画機能付き STB の使用を停止する場合 （３）当社が J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽもしくは J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽの解除ま

	たは提供の停止を行なう場合 （4）加入者がJ:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽもしくはJ:COM TVｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽについて、他の放送ｻｰﾋﾞｽへの変更を行う場合 エ　加入者は、第7種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第7種定期契約の解除を行なう場合、第7種定期契約に係る解除料4,500 円(税込 4,860 円)の支払いを要します。 オ　加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第7種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。 （1）加入者が、転居によりJ:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽもしくはJ:COM TVｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するｻｰﾋﾞｽの申込を行なう場合 （2）加入者の設置先住所の集合住宅が当社が別に定めるJ:COM In My Room の放送ｻｰﾋﾞｽ対応物件となる場合 （3）録画機能付きSTBを複数台使用する場合で、2台目以降の録画機能付きSTBの使用を停止する場合

第8 種定期契約【ﾌﾞﾙｰﾚｲHDR 長期契約ﾀｲﾌﾟ(2 年契約)】

区分	内　　容
(1)定義等	ア　第8種定期契約とは、J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽもしくはJ:COM TVｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽでかつ、録画機能付きＳＴＢ(ﾀｲﾌﾟⅢに限ります。以下同じとします。)加入申込者または加入者から申込があり、当社が承諾した場合、当社がJ:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽもしくはJ:COM TVｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽでかつ、録画機能付きＳＴＢの提供を開始した日(現にJ:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽもしくはJ:COM TVｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽでかつ、録画機能付きＳＴＢの提供を受けている場合は、第8種定期契約の申出を当社が承諾した日)の属する暦月の初日から起算して1年が経過することとなる暦月の末日(以下「満了日」といいます。)をもって満了となる契約のことをいいます。 イ　当社は、J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽもしくはJ:COM TVｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽの設置先が集合住宅契約の締結を行なっていない世帯となる場合に限り第8種定期契約を締結します。 ウ　当社は、第5条第3項の規定による場合、第8種定期契約の申込を承諾しないことがあります。
(2)利用料の取扱い	ア　録画機能付きSTBの利用料については、J:COM TV スタンダードサービスもしくはJ:COM TV コンパクトサービスでかつ、録画機能付きSTBの提供を開始した日（現にJ:COM TV スタンダードサービスもしくはJ:COM　TV コンパクトサービスでかつ、録画機能付きSTBの提供を受けている場合は、第8種定期契約の申出を当社が承諾した日）の翌日より、料金表Ｉの規定に関わらず、次表に定める料金額を適用します。 録画機能付きSTB(ﾀｲﾌﾟⅢ)の利用料 2,500 円(税込 2,700 円)／ＳＴＢ1 台毎 イ　第8種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。
(3)第8種定期契約の更新および解除	ア　当社は、第8種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日(以下「更新日」といいます。)に第8種定期契約を更新します。 ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第8種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。 イ　録画機能付きSTBを複数台使用する場合は、第8種定期契約を開始した日を起算日として更新します。 ウ　当社は、次の場合には、第8種定期契約の解除を行ないます。 （1）加入者がJ:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽもしくはJ:COM TVｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽの解約または一時停止を行なう場合

	（２）加入者が第８種定期契約による録画機能付き STB の使用を停止する場合 （３）当社が J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽもしくは J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽの解除または提供の停止を行なう場合 （４）加入者が J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽもしくは J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽについて、他の放送ｻｰﾋﾞｽへの変更を行う場合 エ　加入者は、第８種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第８種定期契約の解除を行なう場合、第８種定期契約に係る解除料 9,500 円（税込 10,260 円）の支払いを要します。 オ　加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第８種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。 （１）加入者が、転居により J:COM TV スタンダードｻｰﾋﾞｽもしくは J:COM TV ｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するｻｰﾋﾞｽの申込を行なう場合 （２）録画機能付き STB を複数台使用する場合で、２台目以降の録画機能付き STB の使用を停止する場合

第９ 種定期契約【お得プランミニ（１年契約）】

区分	内　　容
（１）定義等	ア　第９ 種定期契約とは、当社が別に定める電話サービス契約約款（以下「加入電話約款」といいます。）に規定する住宅用加入電話サービスまたはプライマリ電話サービス加入契約約款（以下「プライマリ電話約款」といいます。）に規定する住宅用プライマリ電話サービスまたは J:COM　PHONE プラスサービス契約約款（以下「J:COM PHONE プラスサービス約款」といいます。）に規定する住宅用 J:COM　PHONE プラス電話サービス（以下本規定において「電話サービス」といいます。）の契約を締結している J:COM TV スタンダードサービス加入者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が J:COM TV スタンダードサービス、および電話サービスの提供を開始した日（現に J:COM TV スタンダードサービス、および電話サービスの提供を受けている場合は、第９種定期契約の申出を当社が承諾した日）の属する暦月の初日から起算して１年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。 イ　は、J:COM TV スタンダードサービス、および電話サービスの設置先が集合住宅契約の締結を行なっている世帯となる場合に限り第９種定期契約を締結します。 ウ　当社は第５条第３項の規定による場合、第９種定期契約の申込を承諾しないことがあります。
（２）基本番組利用料の取扱い	ア　J:COM TV スタンダードサービスの基本番組利用料については、J:COM TV スタンダードサービス、および電話サービスの提供を開始した日（現に J:COM TV スタンダードサービス、および電話サービスの提供を受けている場合は、第 9 種定期契約の申出を当社が承諾した日）の翌日より、料金表の規定に関わらず、次表に定める料金額を適用します。 Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ スタンダード基本番組利用料（月額） 4,280 円（税込 4,622 円） イ　第 9 種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。 ただし、月の途中で電話サービスを解約した場合に限り、電話サービスを解約した月の月末までは、第９種定期契約の料金を適用します。 ウ　第９種定期契約の加入者（高機能型 STB（タイプⅣまたはⅤ）に限る）は、2 台目以降に限り、第 24 条の 3 に規定する STB を料金表の定めによらず、3 台まで月額利用料を無料とします。
（３）第9種定期契約の更新および解除	ア　当社は、第９種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第９種定期契約を更新します。 ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第 9 種

	定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。 イ　当社は、次の場合には、第9種定期契約の解除を行ないます。 （1）加入者がJ:COM TV スタンダードサービス、および電話サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合 （2）加入者が電話サービスの一時中断を行なう場合 （3）加入者がJ:COM TV スタンダードサービスの一時停止を行なう場合 （4）当社がJ:COM TV スタンダードサービス、および電話サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合 （5）当社がJ:COM TV スタンダードサービス、および電話サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合 （6）加入者がJ:COM TV スタンダードサービスについて、TV 約款に定める他の放送サービスへの変更を行う場合 （7）加入者が電話契約の利用種別を事務用に変更する場合 ウ　加入者は、第9種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第9種定期契約の解除を行なう場合、第9種定期契約に係る解除料 3,500 円（税込 3,780円）の支払いを要します。 エ　当社は、加入電話約款またはプライマリ電話約款、J:COM PHONE プラスサービス約款で定める第8 種定期契約に係る解除料を重複して加算することはありません。 オ　当社は第9種定期契約の適用を受ける加入者には、第7条（最低利用期間）は適用しません。 カ　加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第9種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。 （1）加入者が、転居によりJ:COM TV スタンダードサービス、および電話サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合 （2）加入者の設置先住所の集合住宅が当社が別に定めるJ:COM In My Room のインターネットまたは放送サービス対応物件となる場合
第10 種定期契約【お得プランミニ（２年契約）】	
区分	内　　容
（1）定義等	ア　第10 種定期契約とは、当社が別に定める電話サービス契約約款（以下「加入電話約款」といいます。）に規定する住宅用加入電話サービスまたはプライマリ電話サービス加入契約約款（以下「プライマリ電話約款」といいます。）に規定する住宅用プライマリ電話サービスまたはJ:COM PHONE プラスサービス契約約款（以下「J:COM PHONE プラスサービス約款」といいます。）に規定する住宅用J:COM PHONE プラス電話サービス（以下本規定において「電話サービス」といいます。）の契約を締結しているJ:COM TV スタンダードサービス加入者から申込があり、当社が承諾した場合、当社がJ:COM TV スタンダードサービス、および電話サービスの提供を開始した日（現にJ:COM TV スタンダードサービス、および電話サービスの提供を受けている場合は、第10種定期契約の申出を当社が承諾した日）の属する暦月の初日から起算して２年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。 イ　当社は、J:COM TV スタンダードサービス、および電話サービスの設置先が第9 種定期契約（１）イに規定する世帯以外の世帯となる場合に限り第10 種定期契約を締結します。 ウ　当社は第５条第３項の規定による場合、第10種定期契約の申込を承諾しないことがあります。
（2）基本番組利用料の取扱い	ア　J:COM TV スタンダードサービスの基本番組利用料については、J:COM TV スタンダードサービス、および電話サービスの提供を開始した日（現にJ:COM TV スタンダードサービス、および電話サービスの提供を受けている場合は、第10 種定期契約の申出を当社が承諾した日）の翌日より、料金表の規定に関わらず、次表に定める

<table>
<tr><td></td><td>料金額を適用します。
<table><tr><td>Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ スタンダード基本番組利用料（月額）</td></tr><tr><td>4,280 円（税込 4,622 円）</td></tr></table>イ　第 10 種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。
ただし、月の途中で電話サービスを解約した場合に限り、電話サービスを解約した月の月末までは、第 10 種定期契約の料金を適用します。
ウ　第 10 種定期契約の加入者（高機能型 STB（タイプⅣまたはⅤ）に限る）は、2 台目以降に限り、第 24 条の 3 に規定する STB を料金表の定めによらず、3 台まで月額利用料を無料とします。</td></tr>
<tr><td>（3）第 10 種定期契約の更新および解除</td><td>ア　当社は、第 10 種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第 10 種定期契約を更新します。
ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第 10 種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。
イ　当社は、次の場合には、第 10 種定期契約の解除を行ないます。
（1）加入者が J:COM TV スタンダードサービス、および電話サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合
（2）加入者が電話サービスの一時中断を行なう場合
（3）加入者が J:COM TV スタンダードサービスの一時停止を行なう場合
（4）当社が J:COM TV スタンダードサービス、および電話サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合
（5）当社が J:COM TV スタンダードサービス、および電話サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合
（6）加入者が J:COM TV スタンダードサービスについて、TV 約款に定める他の放送サービスへの変更を行う場合
（7）加入者が電話契約の利用種別を事務用に変更する場合
ウ　加入者は、第 10 種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第 10 種定期契約の解除を行なう場合、第 10 種定期契約に係る解除料 8,500 円（税込 9,180 円）の支払いを要します。
エ　当社は、加入電話約款またはプライマリ電話約款、J:COM PHONE プラスサービス約款で定める第 9 種定期契約に係る解除料を重複して加算することはありません。
オ　当社は第 10 種定期契約の適用を受ける加入者には、第７条（最低利用期間）は適用しません。
カ　加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第 10 種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。
（1）加入者が、転居により J:COM TV スタンダードサービス、および電話サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">第 11 種定期契約【Ｊ：ＣＯＭ ＴＶセレクト（１年契約)】</td></tr>
<tr><td>区分</td><td>内容</td></tr>
<tr><td>（1）定義等</td><td>ア　定期契約とは、当社が本定期契約のために定める放送サービスと、次表に定めるサービスの契約を締結している加入申込者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が申込を承諾した次表に定めるコース毎のサービスの全ての提供を開始した日の属する暦月の初日から起算して１年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。
<table><tr><td>区分</td><td>他に契約しているサービス</td></tr><tr><td>コースⅠ</td><td>電話サービス契約約款（以下「加入電話約款」といいます。）に規定する住宅用加入電話サービスまたはプライマリ電話サービス加入契約約款（以下「プライマリ電話約款」といいます。）に規定する住宅用プライマリ電話サービス、J:COM PHONE プラスサービス契</td></tr></table></td></tr>
</table>

		約約款（以下「J:COM PHONE プラスサービス約款」といいます。）に規定する住宅用 J:COM PHONE プラス電話サービス（以下本規定において「電話サービス」といいます。）
	コースⅡ	インターネット接続サービス契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するインターネット接続サービス（J:COM NET 12M コース、J:COM NET 40M コースまたは J:COM NET 160M コース、に限ります。（以下本規定において同じとします。））
	コースⅢ	電話サービスおよびインターネット接続サービス

なお、この本定期契約は特定のチャンネルと併せて、当社が別に定めるチャンネルパック（当社が指定するものに限ります。以下同じとします。）の提供を受けることが条件となります。チャンネルパックの区分は次表の通り。

区分	ジャンル
A	【映画・ドキュメンタリー】
B	【ドラマ】
C	【アニメ・音楽】

イ　当社は、第 11 種定期契約の設置先が集合住宅契約の締結を行なっている世帯となる場合に限り第 11 種定期契約を締結します。

ウ　当社は、第５条第３項の規定による場合、第 11 種定期契約の申込を承諾しないことがあります。

（２）基本番組利用料等の取扱い

ア　当社は、第 11 種定期契約を締結した場合、月額基本料金を下記の通りとします。

１台目	2,138 円（税込 2,309 円）／ＳＴＢ１台
２台目以降	980 円（税込 1,058 円）／ＳＴＢ１台　※

※ただし、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ セレクトの２台目以降は、１台目がＪ：ＣＯＭ ＴＶ スタンダードサービスの場合にのみ適用可となります。また、第１１種定期契約に定める契約期間は適用されません。

イ　当社は、第１１種定期契約を締結している期間、録画機能付きＳＴＢまたは高機能型 STB（コースⅠに限り提供します。以下同じとします。）の利用について、料金表の定めにかかわらず、下記の料金を適用します。

（1）録画機能付き STB

区分	料金
タイプⅠ	1,000 円（税込 1,080 円）
タイプⅡ	1,200 円（税込 1,296 円）
タイプⅢ	2,500 円(税込 2,700 円) ※

※Ｊ：ＣＯＭ ＴＶセレクトの２台目以降で録画機能付きＳＴＢタイプⅢをご契約の場合、利用料（月額）3,500 円（税込 3,780 円）が適用されます。

（2）高機能型 STB

区分	高機能型 STB 利用料（月額）※注１７	
タイプⅣ	基本利用料（追加額）	300 円（税込 324 円）/ 加入者
タイプⅤ	基本利用料（追加額）	300 円（税込 324 円）/ 加入者
	録画機能付加利用料（追加額）	800 円(税込 864 円)/ STB1 台毎※

※Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ セレクトの２台目以降で高機能型 STB タイプⅤをご契約の場合、利用料（月額）1,200 円（税込 1,296 円）が適用されます。

ウ　第 11 種定期契約の加入者は、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶスタンダードサービスで視聴可能な有料番組を、下記の有料番組を除き、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶスタンダードサービスの有料番組利用料と同額でお申込みいただけます。

	有料番組名
	タカラヅカ・スカイ・ステージ

スターチャンネル　セット（スターチャンネル１、スターチャンネル２、スターチャンネル３、スターチャンネルオンデマンド）を新たな加入契約と同時に申込みをされた場合は、提供を開始した日の属する月の翌月の月額利用料のみ 500 円（税込 540 円）で提供します。

また、下記の有料番組はＪ：ＣＯＭ ＴＶコンパクトの有料番組利用料と同額でお申込いただけます。

有料番組名	
フジテレビＮＥＸＴ ライブ・プレミアム	
３チャンネルセット	フジテレビＯＮＥスポーツ・バラエティ
	フジテレビＴＷＯドラマ・アニメ
	フジテレビＮＥＸＴライブ・プレミアム

エ　当社は、第 11 種定期契約を締結している期間、番組利用料について、料金表の定めにかかわらず、下記の料金を適用します。

簡易版の番組表	無料／１冊
番組表 ※	120 円（税込 129 円）／１冊

※２冊目以降は、200 円(税込 216 円)／番組表１冊毎
ただし、番組表を追加した場合、簡易版の番組表の配送は行いません。

※設置月を含む６ヶ月間は番組表を無料とします。ただし、簡易版の番組表を希望された方は除きます。

オ　当社は、第 11 種定期契約を締結している期間、料金表の定めにかかわらず、下記の月額利用料を適用します。

ワイヤレススピーカー	380 円（税込 410 円）
おうち Link プレイヤー（DLNA）	480 円（税込 518 円）

カ　第 11 定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。

ただし、コースⅠまたはコースⅢの契約者が月の途中で電話サービスを解約した場合に限り、電話サービスを解約した月の月末までは、第 11 種定期契約の料金を適用します。

キ　Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ セレクトの２台目以降は、一時停止期間中の利用料として、下記の料金を適用します。

２台目以降	500 円（税込 540 円）

（３）第 11 種定期契約の更新および解除	ア　当社は、第 11 種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第 11 種定期契約を更新します。 ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第 11 種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。 イ　当社は、次の場合には、第 11 種定期契約の解除を行ないます。 （１）加入者が放送サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合 （２）加入者が電話サービスの一時中断を行なう場合 （３）加入者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合 （４）当社が放送サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合 （５）当社が放送サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合 （６）加入者がインターネット接続サービスについて、NET 約款に定める他のインターネット接続サービス（J:COM NET 12M コース、J:COM NET 40M コースおよび J:COM NET 160M コースを除きます。）への品目変更を行う場合

（７）加入者が他の放送サービスへの変更を行う場合
（８）加入者が電話サービスの利用種別を住宅用以外に変更する場合
（９）加入者が（１）定義等 アに定めるコースの変更を行なう場合

ウ　加入者は、第 11 種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第 11 種定期契約の解除を行なう場合、次表に定める第１１種定期契約に係る解除料の支払いを要します。

区分	解除料
コースⅠ	3,500 円（税込 3,780 円）
コースⅡおよびコースⅢ	8,500 円（税込 9,180 円）

エ　当社は､NET 約款で定める第 11 種定期契約および加入電話約款または J:COM PHONE プラスサービス約款で定める第 12 種定期契約、プライマリ電話約款で定める第 13 種定期契約に係る解除料を重複して加算することはありません。

オ　当社は第 11 種定期契約を締結している加入者には、第７条（最低利用期間）は適用しません。

カ　加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第 11 種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。
（１）加入者が、転居により放送サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合
（２）イ（７）により、第 11 種定期契約の解除を行なう場合で、電話サービスおよびインターネット接続サービスの継続利用を行なう場合
（３）イ（９）により、第 11 種定期契約の解除を行なう場合で、コースⅠまたはコースⅡからコースⅢへ変更を行なう場合、およびコースⅠからコースⅡへ変更を行なう場合
（４）加入者の設置先住所の集合住宅が当社が別に定める J:COM In My Room のインターネットまたは放送サービス対応物件となる場合
（５）Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ セレクトの２台目以降のみを解約する場合

キ　加入者は、定期契約期間内においても、（１）アに定めるジャンルは、料金表の定めによらず、1,000 円（税込 1,080 円）で変更できます。

第 12 種定期契約【Ｊ：ＣＯＭ ＴＶセレクト（２年契約)】

区分	内容
（１）定義等	ア　第 12 種定期契約とは、当社が本定期契約のために定める放送サービスと、次表に定めるサービスの契約を締結している加入申込者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が申込を承諾した次表に定めるコース毎のサービスの全ての提供を開始した日の属する暦月の初日から起算して２年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。

区分	他に契約しているサービス
コースⅠ	電話サービス契約約款（以下「加入電話約款」といいます。）に規定する住宅用加入電話サービスまたはプライマリ電話サービス加入契約約款（以下「プライマリ電話約款」といいます。）に規定する住宅用プライマリ電話サービス、J:COM PHONE プラスサービス契約約款（以下「J:COM PHONE プラスサービス約款」といいます。）に規定する住宅用 J:COM PHONE プラス電話サービス（以下本規定において「電話サービス」といいます。）
コースⅡ	インターネット接続サービス契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するインターネット接続サービス（J:COM NET 12M コース、J:COM NET 40M コースまたは J:COM NET 160M コース、に限ります。（以下本規定において同じとします。)）
コースⅢ	電話サービスおよびインターネット接続サービス

なお、この本定期契約は特定のチャンネルと併せて、当社が別に定めるチャンネル

パック（当社が指定するものに限ります。以下同じとします。）の提供を受けることが条件となります。チャンネルパックの区分は次表の通り。

区分	ジャンル
A	【映画・ドキュメンタリー】
B	【ドラマ】
C	【アニメ・音楽】

イ　当社は、第 12 種定期契約の設置先が第１１種定期契約（１）イに規定する世帯以外の世帯となる場合に限り第 12 種定期契約を締結します。

ウ　当社は、第５条第３項の規定による場合、第 12 種定期契約の申込を承諾しないことがあります。

（２）基本番組利用料等の取扱い

ア　当社は、第 12 種定期契約を締結した場合、月額基本料金を下記の通りとします。

１台目	2,138 円（税込 2,309 円）／ＳＴＢ１台
２台目以降	980 円（税込 1,058 円）／ＳＴＢ１台　※

※ただし、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ セレクトの２台目以降は、１台目がＪ：ＣＯＭ ＴＶ スタンダードサービスの場合にのみ適用可となります。また、第１２種定期契約に定める契約期間は適用されません。

イ　当社は、第 12 種定期契約を締結している期間、録画機能付きＳＴＢまたは高機能型 STB（コースⅠに限り提供します。以下同じとします。）の利用について、料金表の定めにかかわらず、下記の料金を適用します。

（１）録画機能付き STB

区分	料金
タイプⅠ	1,000 円（税込 1,080 円）
タイプⅡ	1,200 円（税込 1,296 円）
タイプⅢ	2,500 円（税込 2,700 円）※

※Ｊ：ＣＯＭ ＴＶセレクトの２台目以降で録画機能付きＳＴＢタイプⅢをご契約の場合、利用料（月額）3,500 円（税込 3,780 円）が適用されます。

（２）高機能型 STB

区分	高機能型 STB 利用料（月額）※注１７	
タイプⅣ	基本利用料（追加額）	300 円（税込 324 円）/ 加入者
タイプⅤ	基本利用料（追加額）	300 円（税込 324 円）/ 加入者
	録画機能付加利用料（追加額）	800 円(税込 864 円)/ STB1 台毎※

※Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ セレクトの２台目以降で高機能型 STB タイプⅤをご契約の場合、利用料（月額）1,200 円（税込 1,296 円）が適用されます。

ウ　第 12 種定期契約の加入者は、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶスタンダードサービスで視聴可能な有料番組を、下記の有料番組を除き、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶスタンダードサービスの有料番組利用料と同額でお申込みいただけます。

有料番組名
タカラヅカスカイ・ステージ

スターチャンネル　セット（スターチャンネル１、スターチャンネル２、スターチャンネル３、スターチャンネルオンデマンド）を新たな加入契約と同時に申込みをされた場合は、提供を開始した日の属する月の翌月の月額利用料のみ 500 円（税込 540 円）で提供します。

また、下記の有料番組はＪ：ＣＯＭ ＴＶコンパクトの有料番組利用料と同額でお申込いただけます。

有料番組名

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td colspan="2">フジテレビＮＥＸＴ ライブ・プレミアム</td></tr>
<tr><td rowspan="3">３チャンネルセット</td><td>フジテレビＯＮＥスポーツ・バラエティ</td></tr>
<tr><td>フジテレビＴＷＯドラマ・アニメ</td></tr>
<tr><td>フジテレビＮＥＸＴライブ・プレミアム</td></tr>
</table>
エ　当社は、第12種定期契約を締結している期間、番組利用料について、料金表の定めにかかわらず、下記の料金を適用します。
<table>
<tr><td>簡易版の番組表</td><td>無料／１冊</td></tr>
<tr><td>番組表 ※</td><td>120円（税込 129円）／１冊</td></tr>
</table>
※２冊目以降は、200円(税込 216円)／番組表１冊毎
ただし、番組表を追加した場合、簡易版の番組表の配送は行いません。
※設置月を含む６ヶ月間は番組表を無料とします。ただし、簡易版の番組表を希望された方は除きます。
オ　当社は、第12 種定期契約を締結している期間、料金表の定めにかかわらず、下記の月額利用料を適用します。
<table>
<tr><td>ワイヤレススピーカー</td><td>380円（税込 410円）</td></tr>
<tr><td>おうちLinkプレイヤー（DLNA）</td><td>480円（税込 518円）</td></tr>
</table>
カ　第12定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。
ただし、コースＩまたはコースⅢの契約者が月の途中で電話サービスを解約した場合に限り、電話サービスを解約した月の月末までは、第12種定期契約の料金を適用します。
キ　Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ セレクトの２台目以降は、一時停止期間中の利用料として、下記の料金を適用します。
<table>
<tr><td>２台目以降</td><td>500円（税込 540円）</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>（３）第12種定期契約の更新および解除</td><td>
ア　当社は、第12種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第12種定期契約を更新します。
ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第12種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。
イ　当社は、次の場合には、第12種定期契約の解除を行ないます。
（１）加入者が放送サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合
（２）加入者が電話サービスの一時中断を行なう場合
（３）加入者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合
（４）当社が放送サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合
（５）当社が放送サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合
（６）加入者がインターネット接続サービスについて、NET 約款に定める他のインターネット接続サービス（J:COM NET 12M コース、J:COM NET 40M コースおよびJ:COM NET 160M コースを除きます。）への品目変更を行う場合
（７）加入者が他の放送サービスへの変更を行う場合
（８）加入者が電話サービスの利用種別を住宅用以外に変更する場合
（９）加入者が（１）定義等 アに定めるコースの変更を行なう場合
ウ　加入者は、第12種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第12種定期契約の解除を行なう場合、次表に定める第12種定期契約に係る解除料の支払いを要します。
<table>
<tr><td>区分</td><td>解除料</td></tr>
<tr><td>コースＩ</td><td>4,500円（税込 4,860円）</td></tr>
<tr><td>コースⅡおよびコースⅢ</td><td>8,500円（税込 9,180円）</td></tr>
</table>
エ　当社は､NET 約款で定める第12種定期契約および加入電話約款またはJ:COM PHONE
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>プラスサービス約款で定める第13種定期契約、プライマリ電話約款で定める第14種定期契約に係る解除料を重複して加算することはありません。
オ　当社は第12種定期契約を締結している加入者には、第７条（最低利用期間）は適用しません。
カ　加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第12種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。
（１）加入者が、転居により放送サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合
（２）イ（７）により、第12種定期契約の解除を行なう場合で、電話サービスおよびインターネット接続サービスの継続利用を行なう場合
（３）イ（９）により、第12種定期契約の解除を行なう場合で、コースⅠまたはコースⅡからコースⅢへ変更を行なう場合、およびコースⅠからコースⅡへ変更を行なう場合
（４）Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ セレクトの２台目以降のみを解約する場合
キ　加入者は、定期契約期間内においても、（１）アに定めるジャンルは、料金表の定めによらず、1,000円（税込 1,080円）で変更できます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第13種定期契約【J:COM In My Room TV セレクト（1年契約)】</td></tr>
<tr><td>区分</td><td>内容</td></tr>
<tr><td>（１）定義等</td><td>ア　第13種定期契約とは、当社が別に定めるJ:COM In My Room インターネットプランA（当社が別に定めるメニューが対象となります。）の特定インターネット接続サービスの契約を締結している加入申込者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が申込を承諾したサービスの全ての提供を開始した日の属する暦月の初日から起算して１年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。
なお、この本定期契約は特定のチャンネルと併せて、当社が別に定めるチャンネルパック（当社が指定するものに限ります。以下同じとします。）の提供を受けることが条件となります。チャンネルパックの区分は次表の通り。
<table><tr><td>区分</td><td>ジャンル</td></tr><tr><td>A</td><td>【映画・ドキュメンタリー】</td></tr><tr><td>B</td><td>【ドラマ】</td></tr><tr><td>C</td><td>【アニメ・音楽】</td></tr></table>イ　当社は、第13種定期契約の設置先が集合住宅契約の締結を行なっている世帯となる場合に限り第13種定期契約を締結します。
ウ　当社は、第５条第３項の規定による場合、第13種定期契約の申込を承諾しないことがあります。</td></tr>
<tr><td>（２）基本番組利用料等の取扱い</td><td>ア　当社は、第13種定期契約を締結した場合、月額基本料金を下記の通りとします。
<table><tr><td>集合住宅契約種別</td><td>TV プラン B またはTVプランC</td><td>TV プラン B コンパクトまたは TV プラン D</td><td>左記以外</td></tr><tr><td>１台目</td><td>1,000 円（税込 1,080 円）／STB１台</td><td>1,500 円（税込 1,620 円）／STB１台</td><td>2,000 円（税込 2,160 円）／STB１台</td></tr></table>イ　当社は、第13種定期契約を締結している期間、録画機能付きＳＴＢまたは高機能型STBの利用について、料金表の定めにかかわらず、下記の料金を適用します。
（１）録画機能付きSTB
<table><tr><td>区分</td><td>料金</td></tr></table></td></tr>
</table>

タイプⅠ	1,000 円（税込 1,080 円）
タイプⅡ	1,200 円（税込 1,296 円）
タイプⅢ	2,500 円（税込 2,700 円） ※

（２）高機能型 STB

区分	高機能型 STB 利用料（月額）※注１７	
タイプⅣ	基本利用料（追加額）	300 円（税込 324 円）/ 加入者
タイプⅤ	基本利用料（追加額）	300 円（税込 324 円）/ 加入者
	録画機能付加利用料（追加額）	800 円(税込 864 円)/ STB1 台毎

ウ　第 13 種定期契約の加入者は、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶスタンダードサービスで視聴可能な有料番組を、下記の有料番組を除き、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶスタンダードサービスの有料番組利用料と同額でお申込みいただけます。

有料番組名
タカラヅカ・スカイ・ステージ

スターチャンネル　セット（スターチャンネル１、スターチャンネル２、スターチャンネル３、スターチャンネルオンデマンド）を新たな加入契約と同時に申込みをされた場合は、提供を開始した日の属する月の翌月の月額利用料のみ 500 円（税込 540 円）で提供します。

また、下記の有料番組はＪ：ＣＯＭ ＴＶコンパクトの有料番組利用料と同額でお申込いただけます。

有料番組名	
フジテレビＮＥＸＴ ライブ・プレミアム	
３チャンネルセット	フジテレビＯＮＥスポーツ・バラエティ
	フジテレビＴＷＯドラマ・アニメ
	フジテレビＮＥＸＴライブ・プレミアム

エ　当社は、第 13 種定期契約を締結している期間、番組利用料について、料金表の定めにかかわらず、下記の料金を適用します。

簡易版の番組表	無料／１冊
番組表 ※	120 円（税込 129 円）／１冊

※２冊目以降は、200 円(税込 216 円)／番組表１冊毎
ただし、番組表を追加した場合、簡易版の番組表の配送は行いません。

※設置月を含む６ヶ月間は番組表を無料とします。ただし、簡易版の番組表を希望された方は除きます。

オ　当社は、第 13 種定期契約を締結している期間、料金表の定めにかかわらず、下記の月額利用料を適用します。

ワイヤレススピーカー	380 円（税込 410 円）
おうち Link プレイヤー（DLNA）	480 円（税込 518 円）

カ　第 13 種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。

（３）第 13 種定期契約の更新および解除

ア　当社は、第 13 種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第 13 種定期契約を更新します。
ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第 13 種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。

イ　当社は、次の場合には、第 13 種定期契約の解除を行ないます。
（１）加入者が放送サービスおよび特定インターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合
（２）加入者が特定インターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合
（３）当社が放送サービスおよび特定インターネット接続サービスのうちいずれかま

<table>
<tr><td></td><td>たは全部の解除を行なう場合
（４）当社が放送サービスおよび特定インターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合
（５）加入者がインターネット接続サービスについて、NET 約款に定める他のインターネット接続サービス（J:COM In My Room インターネットプラン A の特定インターネット接続サービスを除きます。）への品目変更を行う場合
（６）加入者が他の放送サービスへの変更を行う場合
ウ　加入者は、第 13 種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第 13 種定期契約の解除を行なう場合、次表に定める第 13 種定期契約に係る解除料の支払いを要します。
<table>
<tr><td>集合住宅契約種別</td><td>解除料</td></tr>
<tr><td>TV プラン B または TV プラン C、
TV プラン B コンパクト、
TV プラン D</td><td>3,500 円（税込 3,780 円）</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>1,000 円（税込 1,080 円）</td></tr>
</table>
エ　当社は第 13 種定期契約を締結している加入者には、第７条（最低利用期間）は適用しません。
オ　加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第 13 種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。
（１）加入者が、転居により放送サービスおよび特定インターネット接続サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供する J:COM In My Room TV セレクトサービスの申込を行なう場合
（２）イ（５）および（６）により、第 13 種定期契約の解除を行なう場合で、定期契約へ変更を行なう場合
（３）加入者の設置先住所の集合住宅の J:COM In My Room のプランが変更もしくは解約となる場合
カ　加入者は、定期契約期間内においても、（１）アに定めるジャンルは、料金表の定めによらず、1,000 円（税込 1,080 円）で変更できます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第１４種定期契約【スマートお得プラン EX（集合住宅)】</td></tr>
<tr><td>区分</td><td>内容</td></tr>
<tr><td>（１）定義等</td><td>ア　第 14 種定期契約とは、当社が別に定めるインターネット接続サービス契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するインターネット接続サービス（J:COM NET 100M コースに限ります。（以下本規定において同じとします。））および当社が別に定めるプライマリ電話サービス加入契約約款（以下「プライマリ電話約款」といいます。）に規定する住宅用プライマリ電話サービスまたは J:COM PHONE プラスサービス契約約款（以下「J:COM PHONE プラスサービス約款」といいます。）に規定する住宅用 J:COM PHONE プラスサービス（以下本規定において「電話サービス」といいます。）の契約を締結している J:COM TV スタンダードサービス加入者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が J:COM TV スタンダードサービス、インターネット接続サービスおよび電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の初日から起算して、ウに規定する契約期間が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。
イ　当社は、J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの設置先が集合住宅契約の締結を行なっている世帯となる場合に限り第 14 種定期契約を締結します。
ウ　当社は、当社が別に定める Smart TV Box サービス利用規約に規定する Smart TV Box サービスまたは Smart TV Box with タブレットサービス（以下本規定において「STVB サービス」といいます。）の加入者に限り、第 14 種定期契約を次表の契約期間にて締結します。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>区分</td><td>契約期間</td></tr>
<tr><td>Smart TV Box サービス</td><td>１年</td></tr>
<tr><td>Smart TV Box with タブレットサービス</td><td>２年</td></tr>
</table>
エ　当社は第5条第3項の規定による場合、第14種定期契約の申込を承諾しないことがあります。
オ　第14種定期契約の加入者は､第12条に定めるPPV等のご利用はいただけません。
カ　第14種定期契約の加入者は、第43条に定めるJ:COMオン・デマンドサービスのご利用はいただけません。
</td></tr>
<tr><td>（２）基本番組利用料等の取扱い</td><td>
ア　J:COM TVスタンダードサービスの基本番組利用料については、J:COM TVスタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの提供を開始した日の翌日より、料金表の規定に関わらず、次表に定める料金額を適用します。
<table>
<tr><td>J:COM TVスタンダード基本番組利用料（月額）</td></tr>
<tr><td>4,000円（税込 4,320円）</td></tr>
</table>
イ　第14種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。
ただし、月の途中で電話サービスを解約した場合に限り、電話サービスを解約した月の月末までは、第14種定期契約の料金を適用します。
ウ　第14種定期契約の加入者は、2台目以降に限り、本約款に規定するSTBを、料金表の規定に関わらず次表に定める料金でご利用いただけます。
<table>
<tr><td>区分</td><td>J:COM TVスタンダードサービスおよびJ:COM TVコンパクトサービス</td><td>追加の地デジ・BSデジコース</td></tr>
<tr><td>追加の機器使用料</td><td>500円(税込 540円)</td><td>無料（※）</td></tr>
<tr><td>録画機能付きSTBタイプⅠ（追加額）</td><td>300円(税込 324円)</td><td>－</td></tr>
<tr><td>録画機能付きSTBタイプⅡ（追加額）</td><td>700円(税込 756円)</td><td>－</td></tr>
<tr><td>録画機能付きSTBタイプⅢ（追加額）</td><td>1,357円(税込 1,465円)</td><td>－</td></tr>
</table>
※3台までに限ります。4台目以降は、第24条の3に定める料金を適用します。
また、2台目以降のSTBは、本規定に関わらず、PPV等、J:COMオン・デマンドサービスがご利用いただけます。
エ　当社は上記に定めるほか、Smart TV Boxサービス利用規約に定めるサービスを、規約に定める料金額にて提供します。
</td></tr>
<tr><td>（３）第14種定期契約の更新および解除</td><td>
ア　当社は、第14種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第14種定期契約を更新します。
ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第14種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。
イ　当社は、次の場合には、第14種定期契約の解除を行ないます。
（１）加入者がJ:COM TVスタンダードサービス、電話サービス、インターネット接続サービスおよびSTVBサービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合
（２）加入者が電話サービスの一時中断を行なう場合
（３）加入者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合
（４）加入者がJ:COM TVスタンダードサービスの一時停止を行なう場合
（５）当社がJ:COM TVスタンダードサービス、電話サービス、インターネット接続サービスおよびSTVBサービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合
（６）当社がJ:COM　TVスタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合
</td></tr>
</table>

（７）加入者がインターネット接続サービスについて、NET 約款に定める他のインターネット接続サービスへの品目変更を行なう場合
（８）加入者が J:COM TV スタンダードサービスについて、他の放送サービスへの変更を行う場合
（９）加入者が電話サービスについて、プライマリ電話約款または J:COM PHONE プラスサービス約款に定める利用種別を事務用、または当社が別に定める電話サービス契約約款に規定する加入電話サービスに変更する場合

ウ　加入者は、第 14 種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第 14 種定期契約の解除を行なう場合、次表に定める第 14 種定期契約に係る解除料の支払を要します。

区分	解除料
Smart TV Box サービス	10,000 円（税込 10,800 円）
Smart TV Box with タブレットサービス	20,000 円（税込 21,600 円）

エ　当社は、NET 約款で定める第 13 種定期契約、プライマリ電話約款で定める第 15 種定期契約または J:COM PHONE プラスサービス約款で定める第 14 種定期契約に係る解除料を重複して加算することはありません。

オ　当社は第 14 種定期契約の適用を受ける加入者には、第 7 条（最低利用期間）は適用しません。

カ　加入者は、ウの規定に関わらず、次の場合には、第 14 種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。
（１）加入者が、転居により J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合
（２）加入者の設置先住所の集合住宅が当社が別に定める J:COM In My Room のインターネットまたは放送サービス対応物件となる場合
（３）加入者が、当社が別に定める Smart TV Box サービス利用規約に規定する Smart TV Box サービスから Smart TV Box with タブレットサービスへの契約変更に伴う解約を行なう場合

第１５種定期契約【スマートお得プラン EX（２年契約)】

区分	内容
（１）定義等	ア　第 15 種定期契約とは、当社が別に定めるインターネット接続サービス契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するインターネット接続サービス（J:COM NET 100M コースに限ります。（以下本規定において同じとします。））および当社が別に定めるプライマリ電話サービス加入契約約款（以下「プライマリ電話約款」といいます。）に規定する住宅用プライマリ電話サービスまたは J:COM PHONE プラスサービス契約約款（以下「J:COM PHONE プラスサービス約款」といいます。）に規定する住宅用 J:COM PHONE プラスサービス（以下本規定において「電話サービス」といいます。）の契約を締結している J:COM TV スタンダードサービス加入者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が J:COM TV スタンダードサービス、インターネット接続サービスおよび電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の初日から起算して２年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。 イ　当社は、J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの設置先が第 14 種定期契約（１）イに規定する世帯以外の世帯となる場合に限り第 15 種定期契約を締結します。 ウ　当社は、当社が別に定める Smart TV Box サービス利用規約に規定する Smart TV Box サービスまたは Smart TV Box with タブレットサービス（以下本規定において「STVB サービス」といいます。）の加入者に限り、第 15 種定期契約を締結します。

<table>
<tr><td></td><td>エ　当社は第5条第3項の規定による場合、第15種定期契約の申込を承諾しないことがあります。
オ　第15種定期契約の加入者は、第12条に定めるPPV等のご利用はいただけません。
カ　第15種定期契約の加入者は、第43条に定めるJ:COMオンデマンドサービスのご利用はいただけません。</td></tr>
<tr><td>（２）基本番組利用料等の取扱い</td><td>ア　J:COM TVスタンダードサービスの基本番組利用料については、J:COM TVスタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの提供を開始した日の翌日より、料金表の規定に関わらず、次表に定める料金額を適用します。
<table>
<tr><td>J:COM TVスタンダード基本番組利用料（月額）</td></tr>
<tr><td>4,000円（税込 4,320円）</td></tr>
</table>
イ　第15種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。
ただし、月の途中で電話サービスを解約した場合に限り、電話サービスを解約した月の月末までは、第15種定期契約の料金を適用します。
ウ　第15種定期契約の加入者は、2台目以降に限り、本約款に規定するSTBを、料金表の規定に関わらず次表に定める料金でご利用いただけます。
<table>
<tr><td>区分</td><td>J:COM TVスタンダードサービスおよびJ:COM TVコンパクトサービス</td><td>追加の地デジ・BSデジコース</td></tr>
<tr><td>追加の機器使用料</td><td>500円(税込 540円)</td><td>無料（※）</td></tr>
<tr><td>録画機能付きSTBタイプⅠ（追加額）</td><td>300円(税込 324円)</td><td>－</td></tr>
<tr><td>録画機能付きSTBタイプⅡ（追加額）</td><td>700円(税込 756円)</td><td>－</td></tr>
<tr><td>録画機能付きSTBタイプⅢ（追加額）</td><td>1,357　円　（税込 1,465円）</td><td>－</td></tr>
</table>
※3台までに限ります。4台目以降は、第24条の3に定める料金を適用します。
また、2台目以降のSTBは、本規定に関わらず、PPV等、J:COMオンデマンドサービスがご利用いただけます。
エ　当社は上記に定めるほか、Smart TV Boxサービス利用規約に定めるサービスを、規約に定める料金額にて提供します。</td></tr>
<tr><td>（３）第15種定期契約の更新および解除</td><td>ア　当社は、第15種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第15種定期契約を更新します。
ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第15種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。
イ　当社は、次の場合には、第15種定期契約の解除を行ないます。
（１）加入者がJ:COM TVスタンダードサービス、電話サービス、インターネット接続サービスおよびSTVBサービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合
（２）加入者が電話サービスの一時中断を行なう場合
（３）加入者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合
（４）加入者がJ:COM TVスタンダードサービスの一時停止を行なう場合
（５）当社がJ:COM TVスタンダードサービス、電話サービス、インターネット接続サービスおよびSTVBサービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合
（６）当社がJ:COM　TVスタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合
（７）加入者がインターネット接続サービスについて、NET約款に定める他のインターネット接続サービスへの品目変更を行なう場合
（８）加入者がJ:COM TVスタンダードサービスについて、他の放送サービスへの変更を行う場合</td></tr>
</table>

	（９）加入者が電話サービスについて、プライマリ電話約款または J:COM PHONE プラスサービス約款に定める利用種別を事務用、または当社が別に定める電話サービス契約約款に規定する加入電話サービスに変更する場合 ウ　加入者は、第 15 種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第 15 種定期契約の解除を行なう場合、第 15 種定期契約に係る解除料 20,000 円（税込 21,600 円）の支払を要します。 エ　当社は、NET 約款で定める第 14 種定期契約、プライマリ電話約款で定める第 16 種定期契約または J:COM PHONE プラスサービス約款で定める第 15 種定期契約に係る解除料を重複して加算することはありません。 オ　当社は第 15 種定期契約の適用を受ける加入者には、第 7 条（最低利用期間）は適用しません。 カ　加入者は、ウの規定に関わらず、次の場合には、第 15 種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。 （１）加入者が、転居により J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合 （２）加入者の設置先住所が当社が別に定める J:COM In My Room のインターネットまたは放送サービス対応物件となる場合 （３）加入者が、当社が別に定める Smart TV Box サービス利用規約に規定する Smart TV Box サービスから Smart TV Box with タブレットサービスへの契約変更に伴う解約を行なう場合
第１６種定期契約【スマートお得プランミニ EX（１年契約)】	
区分	内容
（１）定義等	ア　第 16 種定期契約とは、当社が別に定める J:COM In My Room（インターネットプラン A およびインターネットプラン C に限ります。以下本規定において同じとします。）の特定インターネット接続サービス（J:COM NET 100M コースに限ります。（以下本規定において同じとします。））および当社が別に定めるプライマリ電話サービス加入契約約款（以下「プライマリ電話約款」といいます。）に規定する住宅用プライマリ電話サービスまたは J:COM PHONE プラスサービス契約約款（以下「J:COM PHONE プラスサービス約款」といいます。）に規定する住宅用 J:COM PHONE プラスサービス（以下本規定において「電話サービス」といいます。）の契約を締結している J:COM TV スタンダードサービス加入者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が J:COM TV スタンダードサービス、特定インターネット接続サービスおよび電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の初日から起算して１年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。 イ　当社は、当社が別に定める Smart TV Box サービス利用規約に規定する Smart TV Box サービスまたは Smart TV Box with タブレットサービス（以下本規定において「STVB サービス」といいます。）の加入者に限り、第 16 種定期契約を締結します。 ウ　当社は第 5 条第 3 項の規定による場合、第 16 種定期契約の申込を承諾しないことがあります。 エ　第 16 種定期契約の加入者は、第 12 条に定める PPV 等のご利用はいただけません。 オ　第 16 種定期契約の加入者は、第 43 条に定める J:COM オンデマンドサービスのご利用はいただけません。
（２）基本番組利用料等の取扱い	ア　J:COM TV スタンダードサービスの基本番組利用料については、J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよび特定インターネット接続サービスの提供を開始した日の翌日より、料金表の規定に関わらず、次表に定める料金額を適用します。 J:COM TV スタンダード基本番組利用料（月額） 4,280 円（税込 4,622 円）

<table>
<tr><td></td><td>イ　第16種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。
ただし、月の途中で電話サービスを解約した場合に限り、電話サービスを解約した月の月末までは、第16種定期契約の料金を適用します。
ウ　第16種定期契約の加入者は、2台目以降に限り、本約款に規定するSTBを、料金表の規定に関わらず次表に定める料金でご利用いただけます。
<table>
<tr><td>区分</td><td>利用料（月額）</td></tr>
<tr><td>2台目以降のSTB（※）</td><td>500円（税込 540円）</td></tr>
<tr><td>録画機能付きSTBタイプⅠ（追加額）</td><td>300円（税込 324円）</td></tr>
<tr><td>録画機能付きSTBタイプⅡ（追加額）</td><td>700円（税込 756円）</td></tr>
<tr><td>録画機能付きSTBタイプⅢ（追加額）</td><td>1,357円（税込 1,465円）</td></tr>
</table>
※J:COM TV スタンダードサービスおよびJ:COM TVコンパクトサービスのための利用に限ります。2台目以降のSTBは、本規定に関わらず、PPV等、J:COMオンデマンドサービスがご利用いただけます。
エ　当社は上記に定めるほか、Smart TV Boxサービス利用規約に定めるサービスを、規約に定める料金額にて提供します。</td></tr>
<tr><td>（3）第16種定期契約の更新および解除</td><td>ア　当社は、第16種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第16種定期契約を更新します。
ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第16種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。
イ　当社は、次の場合には、第16種定期契約の解除を行ないます。
（1）加入者がJ:COM TVスタンダードサービス、電話サービス、特定インターネット接続サービスおよびSTVBサービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合
ただし、Smart TV Box サービス、Smart TV Box with タブレットサービス間の契約変更に伴う解約を除きます
（2）加入者が電話サービスの一時中断を行なう場合
（3）加入者が特定インターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合
（4）加入者がJ:COM TVスタンダードサービスの一時停止を行なう場合
（5）当社がJ:COM TVスタンダードサービス、電話サービス、特定インターネット接続サービスおよびSTVBサービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合
（6）当社がJ:COM TVスタンダードサービス、電話サービスおよび特定インターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合
（7）加入者が特定インターネット接続サービスについて、他の特定インターネット接続サービスへの品目変更を行なう場合
（8）加入者がJ:COM TVスタンダードサービスについて、他の放送サービスへの変更を行う場合
（9）加入者が電話サービスについて、プライマリ電話約款またはJ:COM PHONEプラスサービス約款に定める利用種別を事務用、または当社が別に定める電話サービス契約約款に規定する加入電話サービスに変更する場合
ウ　加入者は、第16種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第16種定期契約の解除を行なう場合、第16種定期契約に係る解除料3,500円（税込 3,780円）の支払を要します。
エ　当社は、プライマリ電話約款で定める第20種定期契約またはJ:COM PHONEプラスサービス約款で定める第19種定期契約に係る解除料を重複して加算することはありません。
オ　当社は第16種定期契約の適用を受ける加入者には、第7条（最低利用期間）は適用しません。
カ　加入者は、ウの規定に関わらず、次の場合には、第16種定期契約に係る解除料</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>の支払いを要しません。
（１）加入者が、転居により J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよび特定インターネット接続サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合
（２）J:COM In My Room のプランが変更もしくは解約となる場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">第１７種定期契約【スマートセレクト EX（集合住宅)】</td></tr>
<tr><td>区分</td><td>内容</td></tr>
<tr><td>（１）定義等</td><td>ア　第 17 種定期契約とは、当社が本定期契約のために定める放送サービスと、次表に定めるサービスの契約を締結している加入申込者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が申込を承諾した次表に定めるコース毎のサービスの全ての提供を開始した日の属する暦月の初日から起算して、ウに規定する契約期間が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。
<table>
<tr><td>区分</td><td>他に契約しているサービス</td></tr>
<tr><td>コースⅠ</td><td>インターネット接続サービス契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するインターネット接続サービス（J:COM NET 100M コースに限ります。（以下本規定において同じとします。））およびプライマリ電話サービス加入契約約款（以下「プライマリ電話約款」といいます。）に規定する住宅用プライマリ電話サービスまたは J:COM PHONE プラスサービス契約約款（以下「J:COM PHONE プラスサービス約款」といいます。）に規定する住宅用 J:COM PHONE プラスサービス（以下本規定において「電話サービス」といいます。）</td></tr>
<tr><td>コースⅡ</td><td>インターネット接続サービス契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するインターネット接続サービス（J:COM NET 100M コースに限ります。（以下本規定において同じとします。））</td></tr>
</table>
なお、この本定期契約は特定のチャンネルと併せて、当社が別に定めるチャンネルパック（当社が指定するものに限ります。以下同じとします。）の提供を受けることが条件となります。チャンネルパックの区分は次表の通り。
<table>
<tr><td>区分</td><td>ジャンル</td></tr>
<tr><td>A</td><td>【映画・ドキュメンタリー】</td></tr>
<tr><td>B</td><td>【ドラマ】</td></tr>
<tr><td>C</td><td>【アニメ・音楽】</td></tr>
</table>
イ 当社は、第 17 種定期契約の設置先が集合住宅契約の締結を行なっている世帯となる場合に限り第 17 種定期契約を締結します。
ウ 当社は、当社が別に定める Smart TV Box サービス利用規約に規定する Smart TV Box サービスまたは Smart TV Box with タブレットサービス（以下本規定において「STVB サービス」といいます。）の加入者に限り、第 17 種定期契約を次表の契約期間にて締結します。
<table>
<tr><td>区分</td><td>契約期間</td></tr>
<tr><td>Smart TV Box サービス</td><td>１年</td></tr>
<tr><td>Smart TV Box with タブレットサービス</td><td>２年</td></tr>
</table>
エ　当社は第 5 条第 3 項の規定による場合、第 17 種定期契約の申込を承諾しないことがあります。
オ　第 17 種定期契約の加入者は、第 12 条に定める PPV 等のご利用はいただけません。
カ　第 17 種定期契約の加入者は、第 43 条に定める J:COM オンデマンドサービスのご利用はいただけません。</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>（２）基本番組利用料等の取扱い</td>
<td>
ア　当社は、第１７種定期契約を締結した場合、月額基本料金を下記の通りとします。
<table>
<tr><td>基本番組利用料（月額）</td></tr>
<tr><td>2,138 円（税込 2,309 円）／ＳＴＢ１台</td></tr>
</table>
イ　第 17 種定期契約の加入者は、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶスタンダードサービスで視聴可能な有料番組を、下記の有料番組を除き、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶスタンダードサービスの有料番組利用料と同額でお申込みいただけます。
<table>
<tr><td>有料番組名</td></tr>
<tr><td>タカラヅカ・スカイ・ステージ</td></tr>
</table>
スターチャンネル セット（スターチャンネル１、スターチャンネル２、スターチャンネル３、スターチャンネルオンデマンド）を新たな加入契約と同時に申込みをされた場合は、提供を開始した日の属する月の翌月の月額利用料のみ 500 円（税込 540 円）で提供します。
また、下記の有料番組はＪ：ＣＯＭ ＴＶコンパクトの有料番組利用料と同額でお申込いただけます。
<table>
<tr><td colspan="2">有料番組名</td></tr>
<tr><td colspan="2">フジテレビＮＥＸＴ ライブ・プレミアム</td></tr>
<tr><td rowspan="3">３チャンネルセット</td><td>フジテレビＯＮＥスポーツ・バラエティ</td></tr>
<tr><td>フジテレビＴＷＯドラマ・アニメ</td></tr>
<tr><td>フジテレビＮＥＸＴライブ・プレミアム</td></tr>
</table>
ウ　当社は、第 17 種定期契約を締結している期間、番組利用料について、料金表の定めにかかわらず、下記の料金を適用します。
<table>
<tr><td>簡易版の番組表</td><td>無料／1 冊</td></tr>
<tr><td>番組表 ※</td><td>120 円（税込 129 円）／1 冊</td></tr>
</table>
※2 冊目以降は、200 円(税込 216 円)／番組表 1 冊毎
ただし、番組表を追加した場合、簡易版の番組表の配送は行いません。
※設置月を含む 6 ヶ月間は番組表を無料とします。ただし、簡易版の番組表を希望された方は除きます。
エ　当社は、第 17 種定期契約を締結している期間、料金表の定めにかかわらず、下記の月額利用料を適用します。
<table>
<tr><td>ワイヤレススピーカー</td><td>380 円（税込 410 円）</td></tr>
</table>
オ　第 17 種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。
ただし、月の途中で電話サービスを解約した場合に限り、電話サービスを解約した月の月末までは、第 17 種定期契約の料金を適用します。
カ　当社は上記に定めるほか、Smart TV Box サービス利用規約に定めるサービスを、規約に定める料金額にて提供します。
</td>
</tr>
<tr>
<td>（３）第 17 種定期契約の更新および解除</td>
<td>
ア　当社は、第 17 種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第 17 種定期契約を更新します。
ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第 17 種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。
イ　当社は、次の場合には、第 17 種定期契約の解除を行ないます。
（１）加入者が放送サービス、電話サービス、インターネット接続サービスおよび STVB サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合
（２）加入者が電話サービスの一時中断を行なう場合
（３）加入者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合
（４）当社が放送サービス、電話サービス、インターネット接続サービスおよび STVB サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合
（５）当社が放送サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合
（６）加入者がインターネット接続サービスについて、NET 約款に定める他のインタ
</td>
</tr>
</table>

ーネット接続サービスへの品目変更を行なう場合
（7）加入者が他の放送サービスへの変更を行う場合
（8）加入者が電話サービスについて、プライマリ電話約款または J:COM PHONE プラスサービス約款に定める利用種別を事務用、または当社が別に定める電話サービス契約約款に規定する加入電話サービスに変更する場合
（9）加入者が（1）定義等　ア　に定めるコースの変更を行なう場合

ウ　加入者は、第17種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第17種定期契約の解除を行なう場合、次表に定める第17種定期契約に係る解除料の支払を要します。

区分	解除料
Smart TV Box サービス	10,000円（税込 10,800円）
Smart TV Box with タブレットサービス	15,000円（税込 16,200円）

エ　当社は、NET約款で定める第17種定期契約、プライマリ電話約款で定める第22種定期契約または J:COM PHONE プラスサービス約款で定める第21種定期契約に係る解除料を重複して加算することはありません。

オ　当社は第17種定期契約の適用を受ける加入者には、第7条（最低利用期間）は適用しません。

カ　加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第17種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。
（1）加入者が、転居により放送サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合
（2）加入者の設置先住所の集合住宅が当社が別に定める J:COM In My Room のインターネットまたは放送サービス対応物件となる場合
（3）加入者が、当社が別に定める Smart TV Box サービス利用規約に規定する Smart TV Box サービスから Smart TV Box with タブレットサービスへの契約変更に伴う解約を行なう場合
（4）イ（9）により、第１７種定期契約の解除を行なう場合で、コースⅡからコースⅠへ変更を行なう場合

キ　加入者は、定期契約期間内においても、（1）アに定めるジャンルは、料金表の定めによらず、1,000 円（税込 1,080円）で変更できます。

第１８種定期契約【スマートセレクト EX（２年契約)】

区分	内容
（1）定義等	ア 第18種定期契約とは、当社が本定期契約のために定める放送サービスと、次表に定めるサービスの契約を締結している加入申込者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が申込を承諾した次表に定めるコース毎のサービスの全ての提供を開始した日の属する暦月の初日から起算して２年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。

区分	他に契約しているサービス
コースⅠ	インターネット接続サービス契約約款（以下「NET約款」といいます。）に規定するインターネット接続サービス（J:COM NET 100Mコースに限ります。(以下本規定において同じとします。)）およびプライマリ電話サービス加入契約約款（以下「プライマリ電話約款」といいます。）に規定する住宅用プライマリ電話サービスまたは J:COM PHONE プラスサービス契約約款（以下「J:COM PHONE プラスサービス約款」といいます。）に規定する住宅用 J:COM PHONE プラスサービス（以下本規定において「電話サービス」といいます。）
コースⅡ	インターネット接続サービス契約約款（以下「NET約款」といいます。）に規定するインターネット接続サービス（J:COM

	NET 100M コースに限ります。（以下本規定において同じとします。））

なお、この本定期契約は特定のチャンネルと併せて、当社が別に定めるチャンネルパック（当社が指定するものに限ります。以下同じとします。）の提供を受けることが条件となります。チャンネルパックの区分は次表の通り。

区分	ジャンル
A	【映画・ドキュメンタリー】
B	【ドラマ】
C	【アニメ・音楽】

イ 当社は、第 18 種定期契約の設置先が第 17 種定期契約（１）イに規定する世帯以外の世帯となる場合に限り第 18 種定期契約を締結します。

ウ 当社は、当社が別に定める Smart TV Box サービス利用規約に規定する Smart TV Box サービスまたは Smart TV Box with タブレットサービス（以下本規定において「STVB サービス」といいます。）の加入者に限り、第 18 種定期契約を締結します。

エ 当社は第 5 条第 3 項の規定による場合、第 18 種定期契約の申込を承諾しないことがあります。

オ 第 18 種定期契約の加入者は、第 12 条に定める PPV 等のご利用はいただけません。

カ 第 18 種定期契約の加入者は、第 43 条に定める J:COM オン・デマンドサービスのご利用はいただけません。

（２）基本番組利用料等の取扱い

ア 当社は、第 18 種定期契約を締結した場合、月額基本料金を下記の通りとします。

基本番組利用料（月額）
2,138 円（税込 2,309 円）／ＳＴＢ１台

イ 第 18 種定期契約の加入者は、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶスタンダードサービスで視聴可能な有料番組を、下記の有料番組を除き、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶスタンダードサービスの有料番組利用料と同額でお申込みいただけます。

有料番組名
タカラヅカ・スカイ・ステージ

スターチャンネル セット（スターチャンネル１、スターチャンネル２、スターチャンネル３、スターチャンネル オンデマンド）を新たな加入契約と同時に申込みをされた場合は、提供を開始した日の属する月の翌月の月額利用料のみ 500 円（税込 540 円）で提供します。

また、下記の有料番組はＪ：ＣＯＭ ＴＶコンパクトの有料番組利用料と同額でお申込いただけます。

有料番組名	
フジテレビＮＥＸＴ ライブ・プレミアム	
３チャンネルセット	フジテレビＯＮＥスポーツ・バラエティ
	フジテレビＴＷＯドラマ・アニメ
	フジテレビＮＥＸＴライブ・プレミアム

ウ 当社は、第 18 種定期契約を締結している期間、番組利用料について、料金表の定めにかかわらず、下記の料金を適用します。

簡易版の番組表	無料／1 冊
番組表 ※	120 円（税込 129 円）／1 冊

※2 冊目以降は、200 円(税込 216 円)／番組表 1 冊毎
ただし、番組表を追加した場合、簡易版の番組表の配送は行いません。
※設置月を含む 6 ヶ月間は番組表を無料とします。ただし、簡易版の番組表を希望された方は除きます。

エ 当社は、第 18 種定期契約を締結している期間、料金表の定めにかかわらず、下記の月額利用料を適用します。

ワイヤレススピーカー	380 円（税込 410 円）

オ 第 18 種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額

	を適用します。 ただし、月の途中で電話サービスを解約した場合に限り、電話サービスを解約した月の月末までは、第18種定期契約の料金を適用します。 カ 当社は上記に定めるほか、Smart TV Boxサービス利用規約に定めるサービスを、規約に定める料金額にて提供します。
（3）第18種定期契約の更新および解除	ア 当社は、第18種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第18種定期契約を更新します。 ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第18種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。 イ 当社は、次の場合には、第18種定期契約の解除を行ないます。 （1）加入者が放送サービス、電話サービス、インターネット接続サービスおよびSTVBサービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合 （2）加入者が電話サービスの一時中断を行なう場合 （3）加入者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合 （4）当社が放送サービス、電話サービス、インターネット接続サービスおよびSTVBサービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合 （5）当社が放送サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合 （6）加入者がインターネット接続サービスについて、NET約款に定める他のインターネット接続サービスへの品目変更を行なう場合 （7）加入者が他の放送サービスへの変更を行う場合 （8）加入者が電話サービスについて、プライマリ電話約款またはJ:COM PHONEプラスサービス約款に定める利用種別を事務用、または当社が別に定める電話サービス契約約款に規定する加入電話サービスに変更する場合 （9）加入者が（1）定義等 ア に定めるコースの変更を行なう場合 ウ 加入者は、第18種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第18種定期契約の解除を行なう場合、第18種定期契約に係る解除料15,000円（税込 16,200円）の支払を要します。 エ 当社は、NET約款で定める第18種定期契約、プライマリ電話約款で定める第23種定期契約またはJ:COM PHONEプラスサービス約款で定める第22種定期契約に係る解除料を重複して加算することはありません。 オ 当社は第18種定期契約の適用を受ける加入者には、第7条（最低利用期間）は適用しません。 カ 加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第18種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。 （1）加入者が、転居により放送サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合 （2）加入者の設置先住所が当社が別に定めるJ:COM In My Roomのインターネットまたは放送サービス対応物件となる場合 （3）加入者が、当社が別に定めるSmart TV Boxサービス利用規約に規定するSmart TV Boxサービスから Smart TV Box with タブレットサービスへの契約変更に伴う解約を行なう場合 （4）イ（9）により、第１８種定期契約の解除を行なう場合で、コースⅡからコースⅠへ変更を行なう場合 キ 加入者は、定期契約期間内においても、（1）アに定めるジャンルは、料金表の定めによらず、1,000 円（税込 1,080円）で変更できます。

<table>
<tr><td colspan="2">第１９種定期契約【スマートお得プラン（集合住宅)】</td></tr>
<tr><td>区分</td><td>内容</td></tr>
<tr><td>（１）定義等</td><td>ア　第 19 種定期契約とは、当社が別に定めるインターネット接続サービス契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するインターネット接続サービス（J:COM NET12M コースまたは J:COM NET 160M コースに限ります。（以下本規定において同じとします。））および当社が別に定めるプライマリ電話サービス加入契約約款（以下「プライマリ電話約款」といいます。）に規定する住宅用プライマリ電話サービスまたは J:COM PHONE プラスサービス契約約款（以下「J:COM PHONE プラスサービス約款」といいます。）に規定する住宅用 J:COM PHONE プラスサービス（以下本規定において「電話サービス」といいます。）の契約を締結している J:COM TV スタンダードサービス加入者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が J:COM TV スタンダードサービス、インターネット接続サービスおよび電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の初日から起算して、ウに規定する契約期間が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。
イ　当社は、J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの設置先が集合住宅契約の締結を行なっている世帯となる場合に限り第 19 種定期契約を締結します。
ウ　当社は、当社が別に定める Smart J:COM Box サービス利用規約に規定する Smart J:COM Box サービスまたは Smart J:COM Box with タブレットサービス（以下本規定において「SJB サービス」といいます。）の提供を受けている J:COM TV スタンダードサービスの加入者に限り、第 19 種定期契約を次表の契約期間にて締結します。
<table>
<tr><td>区分</td><td>契約期間</td></tr>
<tr><td>Smart J:COM Box サービス</td><td>１年</td></tr>
<tr><td>Smart J:COM Box with タブレットサービス</td><td>２年</td></tr>
</table>
エ　当社は第 5 条第 3 項の規定による場合、第 19 種定期契約の申込を承諾しないことがあります。</td></tr>
<tr><td>（２）基本番組利用料等の取扱い</td><td>ア　J:COM TV スタンダードサービスの基本番組利用料については、J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの提供を開始した日の翌日より、料金表の規定に関わらず、次表に定める料金額を適用します。
<table>
<tr><td>J:COM TV スタンダード基本番組利用料（月額）</td></tr>
<tr><td>4,000 円（税込 4,320 円）</td></tr>
</table>
イ　第 19 種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。
ただし、月の途中で電話サービスを解約した場合に限り、電話サービスを解約した月の月末までは、第 19 種定期契約の料金を適用します。
ウ 第 19 種定期契約の加入者は、2 台目以降の STB を、料金表の規定にかかわらず次表に定める料金でご利用いただけます。
<table>
<tr><td>区分</td><td>J:COM TV スタンダードサービスおよび J:COM TV コンパクトサービス</td><td>追加の地デジ・BS デジコース</td></tr>
<tr><td>追加の機器使用料</td><td>500 円（税込 540 円）</td><td>無料（※）</td></tr>
<tr><td>録画機能付き STB タイプⅠ（追加額）</td><td>300 円（税込 324 円）</td><td>－</td></tr>
<tr><td>録画機能付き STB タイプⅡ（追加額）</td><td>700 円（税込 756 円）</td><td>－</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>録画機能付き STB タイプⅢ
（追加額）</td><td>1,357 円 （税込 1,465 円）</td><td>－</td></tr>
</table>
※3 台までに限ります。4 台目以降は、第 24 条の 3 に定める料金を適用します。
エ　当社は上記に定めるほか、Smart J:COM Box サービス利用規約に定めるサービスを、規約に定める料金額にて提供します。</td></tr>
<tr><td>（3）第 19 種定期契約の更新および解除</td><td>ア　当社は、第 19 種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第 19 種定期契約を更新します。
ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第 19 種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。
イ　当社は、次の場合には、第 19 種定期契約の解除を行ないます。
（1）加入者が J:COM TV スタンダードサービス、電話サービス、インターネット接続サービスおよび SJB サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合
（2）加入者が電話サービスの一時中断を行なう場合
（3）加入者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合
（4）加入者が J:COM TV スタンダードサービスの一時停止を行なう場合
（5）当社が J:COM TV スタンダードサービス、電話サービス、インターネット接続サービスおよび SJB サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合
（6）当社が J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合
（7）加入者がインターネット接続サービスについて、NET 約款に定める他のインターネット接続サービスへの品目変更を行なう場合
（8）加入者が J:COM TV スタンダードサービスについて、他の放送サービスへの変更を行う場合
（9）加入者が電話サービスについて、プライマリ電話約款または J:COM PHONE プラスサービス約款に定める利用種別を事務用、または当社が別に定める電話サービス契約約款に規定する加入電話サービスに変更する場合
ウ　加入者は、第 19 種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第 19 種定期契約の解除を行なう場合、次表に定める第 19 種定期契約に係る解除料の支払を要します。
<table>
<tr><td>区分</td><td>解除料</td></tr>
<tr><td>Smart J:COM Box サービス</td><td>10,000 円(税込 10,800 円)</td></tr>
<tr><td>Smart J:COM Box with タブレットサービス</td><td>20,000 円(税込 21,600 円)</td></tr>
</table>
エ　当社は、NET 約款で定める第 19 種定期契約、プライマリ電話約款で定める第 24 種定期契約または J:COM PHONE プラスサービス約款で定める第 23 種定期契約に係る解除料を重複して加算することはありません。
オ　当社は第 19 種定期契約の適用を受ける加入者には、第 7 条（最低利用期間）は適用しません。
カ　加入者は、ウの規定に関わらず、次の場合には、第 19 種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。
（1）加入者が、転居により J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合
（2）加入者の設置先住所の集合住宅が当社が別に定める J:COM In My Room のインターネットまたは放送サービス対応物件となる場合
（3）加入者が、当社が別に定める Smart J:COM Box サービス利用規約に規定する Smart J:COM Box サービスから Smart J:COM Box with タブレットサービスへの契約変更に伴う解約を行なう場合</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">第２０種定期契約【スマートお得プラン（２年契約)】</td></tr>
<tr><td>区分</td><td>内容</td></tr>
<tr><td>（１）定義等</td><td>ア　第 20 種定期契約とは、当社が別に定めるインターネット接続サービス契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するインターネット接続サービス（J:COM NET12M コースまたは J:COM NET 160M コースに限ります。（以下本規定において同じとします。））および当社が別に定めるプライマリ電話サービス加入契約約款（以下「プライマリ電話約款」といいます。）に規定する住宅用プライマリ電話サービスまたは J:COM PHONE プラスサービス契約約款（以下「J:COM PHONE プラスサービス約款」といいます。）に規定する住宅用 J:COM PHONE プラスサービス（以下本規定において「電話サービス」といいます。）の契約を締結している J:COM TV スタンダードサービス加入者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が J:COM TV スタンダードサービス、インターネット接続サービスおよび電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の初日から起算して２年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。
イ　当社は、J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの設置先が第 19 種定期契約（１）イに規定する世帯以外の世帯となる場合に限り第 20 種定期契約を締結します。
ウ　当社は、当社が別に定める Smart J:COM Box サービス利用規約に規定する Smart J:COM Box サービスまたは Smart J:COM Box with タブレットサービス（以下本規定において「SJB サービス」といいます。）の加入者に限り、第 20 種定期契約を締結します。
エ　当社は第 5 条第 3 項の規定による場合、第 20 種定期契約の申込を承諾しないことがあります。</td></tr>
<tr><td>（２）基本番組利用料等の取扱い</td><td>ア　J:COM TV スタンダードサービスの基本番組利用料については、J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの提供を開始した日の翌日より、料金表の規定に関わらず、次表に定める料金額を適用します。
<table>
<tr><td>J:COM TV スタンダード基本番組利用料（月額）</td></tr>
<tr><td>4,000 円（税込 4,320 円）</td></tr>
</table>
イ　第 20 種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。
ただし、月の途中で電話サービスを解約した場合に限り、電話サービスを解約した月の月末までは、第 20 種定期契約の料金を適用します。
ウ 第 20 種定期契約の加入者は、2 台目以降の STB を、料金表の規定に関わらず次表に定める料金でご利用いただけます。
<table>
<tr><td>区分</td><td>J:COM TV スタンダードサービスおよび J:COMTV コンパクトサービス</td><td>追加の地デジ・BS デジコース</td></tr>
<tr><td>追加の機器使用料</td><td>500 円（税込 540 円）</td><td>無料（※）</td></tr>
<tr><td>録画機能付き STB タイプⅠ（追加額）</td><td>300 円（税込 324 円）</td><td>－</td></tr>
<tr><td>録画機能付き STB タイプⅡ（追加額）</td><td>700 円（税込 756 円）</td><td>－</td></tr>
<tr><td>録画機能付き STB タイプⅢ（追加額）</td><td>1,357 円(税込 1,465 円）</td><td>－</td></tr>
</table>
※3 台までに限ります。4 台目以降は、第 24 条の 3 に定める料金を適用します。
エ　当社は上記に定めるほか、Smart J:COM Box サービス利用規約に定めるサービスを、規約に定める料金額にて提供します。</td></tr>
</table>

（３）第 20 種定期契約の更新および解除	ア　当社は、第 20 種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第 20 種定期契約を更新します。 ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第 20 種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。 イ　当社は、次の場合には、第 20 種定期契約の解除を行ないます。 （１）加入者が J:COM TV スタンダードサービス、電話サービス、インターネット接続サービスおよび SJB サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合 （２）加入者が電話サービスの一時中断を行なう場合 （３）加入者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合 （４）加入者が J:COM TV スタンダードサービスの一時停止を行なう場合 （５）当社が J:COM TV スタンダードサービス、電話サービス、インターネット接続サービスおよび SJB サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合 （６）当社が J:COM　TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合 （７）加入者がインターネット接続サービスについて、NET 約款に定める他のインターネット接続サービスへの品目変更を行なう場合 （８）加入者が J:COM TV スタンダードサービスについて、他の放送サービスへの変更を行う場合 （９）加入者が電話サービスについて、プライマリ電話約款または J:COM PHONE プラスサービス約款に定める利用種別を事務用、または当社が別に定める電話サービス契約約款に規定する加入電話サービスに変更する場合 ウ　加入者は、第 20 種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第 20 種定期契約の解除を行なう場合、第 20 種定期契約に係る解除料 20,000 円（税込 21,600 円）の支払を要します。 エ　当社は、NET 約款で定める第 20 種定期契約、プライマリ電話約款で定める第 25 種定期契約または J:COM PHONE プラスサービス約款で定める第 24 種定期契約に係る解除料を重複して加算することはありません。 オ　当社は第 20 種定期契約の適用を受ける加入者には、第 7 条（最低利用期間）は適用しません。 カ　加入者は、ウの規定に関わらず、次の場合には、第 20 種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。 （１）加入者が、転居により J:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合 （２）加入者の設置先住所が当社が別に定める J:COM In My Room のインターネットまたは放送サービス対応物件となる場合 （３）加入者が、当社が別に定める Smart J:COM Box サービス利用規約に規定する Smart J:COM Box サービスから Smart J:COM Box with タブレットサービスへの契約変更に伴う解約を行なう場合
第２１種定期契約【スマートセレクト（集合住宅)】	
区分	内容
（１）定義等	ア　第 21 種定期契約とは、当社が本定期契約のために定める放送サービスと、次表に定めるサービスの契約を締結している加入申込者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が申込を承諾した次表に定めるコース毎のサービスの全ての提供を開始した日の属する暦月の初日から起算して、ウに規定する契約期間が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。

区分	他に契約しているサービス
コースⅠ	インターネット接続サービス契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するインターネット接続サービス（J:COM NET12M コースまたは J:COM NET 40M コース、J:COM NET 160M コースに限ります。（以下本規定において同じとします。））およびプライマリ電話サービス加入契約約款（以下「プライマリ電話約款」といいます。）に規定する住宅用プライマリ電話サービスまたは J:COM PHONE プラスサービス契約約款（以下「J:COM PHONE プラスサービス約款」といいます。）に規定する住宅用 J:COM PHONE プラスサービス（以下本規定において「電話サービス」といいます。）
コースⅡ	インターネット接続サービス契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するインターネット接続サービス（J:COM NET12M コースまたは J:COM NET 40M コース、J:COM NET 160M コースに限ります。（以下本規定において同じとします。））

なお、この本定期契約は特定のチャンネルと併せて、当社が別に定めるチャンネルパック（当社が指定するものに限ります。以下同じとします。）の提供を受けることが条件となります。チャンネルパックの区分は次表の通り。

区分	ジャンル
A	【映画・ドキュメンタリー】
B	【ドラマ】
C	【アニメ・音楽】

イ　当社は、第 21 種定期契約の設置先が集合住宅契約の締結を行なっている世帯となる場合に限り第 21 種定期契約を締結します。

ウ　当社は、当社が別に定める Smart J:COM Box サービス利用規約に規定する Smart J:COM Box サービスまたは Smart J:COM Box with タブレットサービス（以下本規定において「SJB サービス」といいます。）の加入者に限り、第 21 種定期契約を次表の契約期間にて締結します。

区分	契約期間
Smart J:COM Box サービス	１年
Smart J:COM Box with タブレットサービス	２年

エ　当社は第 5 条第 3 項の規定による場合、第 21 種定期契約の申込を承諾しないことがあります。

（２）基本番組利用料等の取扱い

ア　当社は、第 21 種定期契約を締結した場合、月額基本料金を下記の通りとします。

基本番組利用料（月額）
2,138 円（税込 2,309 円）／ＳＴＢ１台

イ　当社は第 21 種定期契約を締結している期間、高機能型 STB を、料金表の定めにかかわらず、下記の料金で提供します。

区分	高機能型 STB 利用料（月額）※注１７	
タイプⅣ	基本利用料（追加額）	300 円（税込 324 円）/ 加入者
タイプⅤ	基本利用料（追加額）	300 円（税込 324 円）/ 加入者
	録画機能付加利用料（追加額）	800 円(税込 864 円)/ STB1 台毎

ウ　第 21 種定期契約の加入者は、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶスタンダードサービスで視聴可能な有料番組を、下記の有料番組を除き、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶスタンダードサービスの有料番組利用料と同額でお申込みいただけます。

有料番組名

	タカラヅカ・スカイ・ステージ スターチャンネル セット（スターチャンネル１、スターチャンネル２、スターチャンネル３、スターチャンネルオンデマンド）を新たな加入契約と同時に申込みをされた場合は、提供を開始した日の属する月の翌月の月額利用料のみ 500 円（税込 540 円）で提供します。 また、下記の有料番組はＪ：ＣＯＭ ＴＶ コンパクトの有料番組利用料と同額でお申込いただけます。 有料番組名 フジテレビＮＥＸＴ ライブ・プレミアム ３チャンネルセット：フジテレビＯＮＥスポーツ・バラエティ／フジテレビＴＷＯドラマ・アニメ／フジテレビＮＥＸＴライブ・プレミアム エ　当社は、第 21 種定期契約を締結している期間、番組利用料について、料金表の定めにかかわらず、下記の料金を適用します。 簡易版の番組表：無料／1 冊 番組表 ※：120 円（税込 129 円）／1 冊 ※2 冊目以降は、200 円(税込 216 円)／番組表 1 冊毎 ただし、番組表を追加した場合、簡易版の番組表の配送は行いません。 ※設置月を含む 6 ヶ月間は番組表を無料とします。ただし、簡易版の番組表を希望された方は除きます。 オ　当社は、第 21 種定期契約を締結している期間、料金表の定めにかかわらず、下記の月額利用料を適用します。 ワイヤレススピーカー：380 円（税込 410 円） カ　第 21 種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。 ただし、月の途中で電話サービスを解約した場合に限り、電話サービスを解約した月の月末までは、第 21 種定期契約の料金を適用します。 キ　当社は上記に定めるほか、Smart J:COM Box サービス利用規約に定めるサービスを、規約に定める料金額にて提供します。
（３）第 21 種定期契約の更新および解除	ア　当社は、第 21 種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第 21 種定期契約を更新します。 ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第 21 種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。 イ　当社は、次の場合には、第 21 種定期契約の解除を行ないます。 （１）加入者が放送サービス、電話サービス、インターネット接続サービスおよび SJB サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合 （２）加入者が電話サービスの一時中断を行なう場合 （３）加入者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合 （４）当社が放送サービス、電話サービス、インターネット接続サービスおよび SJB サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合 （５）当社が放送サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合 （６）加入者がインターネット接続サービスについて、NET 約款に定める他のインターネット接続サービスへの品目変更を行なう場合 （７）加入者が他の放送サービスへの変更を行う場合 （８）加入者が電話サービスについて、プライマリ電話約款または J:COM PHONE プラスサービス約款に定める利用種別を事務用、または当社が別に定める電話サービス契約約款に規定する加入電話サービスに変更する場合 （９）加入者が（１）定義等 アに定めるコースの変更を行なう場合 ウ　加入者は、第 21 種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以

外の日に第 21 種定期契約の解除を行なう場合、次表に定める第 21 種定期契約に係る解除料の支払を要します。

区分	解除料
Smart J:COM Box サービス	10,000 円(税込 10,800 円)
Smart J:COM Box with タブレットサービス	15,000 円(税込 16,200 円)

エ　当社は、NET 約款で定める第 22 種定期契約、プライマリ電話約款で定める第 27 種定期契約または J:COM PHONE プラスサービス約款で定める第 26 種定期契約に係る解除料を重複して加算することはありません。

オ　当社は第 21 種定期契約の適用を受ける加入者には、第 7 条（最低利用期間）は適用しません。

カ　加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第 21 種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。

（1）加入者が、転居により放送サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合

（2）加入者の設置先住所の集合住宅が当社が別に定める J:COM In My Room のインターネットまたは放送サービス対応物件となる場合

（3）加入者が、当社が別に定める Smart J:COM Box サービス利用規約に規定する Smart J:COM Box サービスから Smart J:COM Box with タブレットサービスへの契約変更に伴う解約を行なう場合

（4）イ（7）により、第 21 種定期契約の解除を行なう場合で、電話サービスおよびインターネット接続サービスの継続利用を行なう場合

（5）イ（9）により、第 21 種定期契約の解除を行なう場合で、コースⅡからコースⅠへ変更を行なう場合

キ　加入者は、定期契約期間内においても、（1）アに定めるジャンルは、料金表の定めによらず、1,000 円（税込 1,080 円）で変更できます。

第２２種定期契約【スマートセレクト（２年契約)】

区分	内容
（1）定義等	ア　第 22 種定期契約とは、当社が本定期契約のために定める放送サービスと、次表に定めるサービスの契約を締結している加入申込者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が申込を承諾した次表に定めるコースのサービス毎の全ての提供を開始した日の属する暦月の初日から起算して２年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。

区分	他に契約しているサービス
コースⅠ	インターネット接続サービス契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するインターネット接続サービス（J:COM NET12M コースまたは J:COM NET 40M コース、J:COM NET 160M コースに限ります。（以下本規定において同じとします。））およびプライマリ電話サービス加入契約約款（以下「プライマリ電話約款」といいます。）に規定する住宅用プライマリ電話サービスまたは J:COM PHONE プラスサービス契約約款（以下「J:COM PHONE プラスサービス約款」といいます。）に規定する住宅用 J:COM PHONE プラスサービス（以下本規定において「電話サービス」といいます。）
コースⅡ	インターネット接続サービス契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するインターネット接続サービス（J:COM NET12M コースまたは J:COM NET 40M コース、J:COM NET 160M コースに限ります。（以下本規定において同じとします。））

なお、この本定期契約は特定のチャンネルと併せて、当社が別に定めるチャンネルパック（当社が指定するものに限ります。以下同じとします。）の提供を受けることが条件となります。チャンネルパックの区分は次表の通り。

区分	ジャンル
A	【映画・ドキュメンタリー】
B	【ドラマ】
C	【アニメ・音楽】

イ　当社は、第 22 種定期契約の設置先が第 21 種定期契約（１）イに規定する世帯以外の世帯となる場合に限り第 22 種定期契約を締結します。

ウ　当社は、当社が別に定める Smart J:COM Box サービス利用規約に規定する Smart J:COM Box サービスまたは Smart J:COM Box with タブレットサービス（以下本規定において「SJB サービス」といいます。）の加入者に限り、第 22 種定期契約を締結します。

エ　当社は第 5 条第 3 項の規定による場合、第 22 種定期契約の申込を承諾しないことがあります。

（２）基本番組利用料等の取扱い

ア 当社は、第 22 種定期契約を締結した場合、月額基本料金を下記の通りとします。

基本番組利用料（月額）
2,138 円（税込 2,309 円）／ＳＴＢ１台

イ　当社は第 22 種定期契約を締結している期間、高機能型 STB を、料金表の定めにかかわらず、下記の料金で提供します。

区分	高機能型 STB 利用料（月額）※注１７	
タイプⅣ	基本利用料（追加額）	300 円（税込 324 円）/ 加入者
タイプＶ	基本利用料（追加額）	300 円（税込 324 円）/ 加入者
	録画機能付加利用料（追加額）	800 円(税込 864 円)/ STB1 台毎

ウ　第 22 種定期契約の加入者は、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶスタンダードサービスで視聴可能な有料番組を、下記の有料番組を除き、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶスタンダードサービスの有料番組利用料と同額でお申込みいただけます。

有料番組名
タカラヅカ・スカイ・ステージ

スターチャンネル セット（スターチャンネル１、スターチャンネル２、スターチャンネル３、スターチャンネルオンデマンド）を新たな加入契約と同時に申込みをされた場合は、提供を開始した日の属する月の翌月の月額利用料のみ 500 円（税込 540 円）で提供します。

また、下記の有料番組はＪ：ＣＯＭ ＴＶコンパクトの有料番組利用料と同額でお申込いただけます。

有料番組名	
フジテレビＮＥＸＴ ライブ・プレミアム	
３チャンネルセット	フジテレビＯＮＥスポーツ・バラエティ
	フジテレビＴＷＯドラマ・アニメ
	フジテレビＮＥＸＴライブ・プレミアム

エ　当社は、第 22 種定期契約を締結している期間、番組利用料について、料金表の定めにかかわらず、下記の料金を適用します。

簡易版の番組表	無料／1 冊
番組表 ※	120 円（税込 129 円）／1 冊

※2 冊目以降は、200 円(税込 216 円)／番組表 1 冊毎
ただし、番組表を追加した場合、簡易版の番組表の配送は行いません。

※設置月を含む 6 ヶ月間は番組表を無料とします。ただし、簡易版の番組表を希望された方は除きます。

	オ　当社は、第 22 種定期契約を締結している期間、料金表の定めにかかわらず、下記の月額利用料を適用します。 ワイヤレススピーカー：380 円（税込 410 円） カ　第 22 種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。 ただし、月の途中で電話サービスを解約した場合に限り、電話サービスを解約した月の月末までは、第 22 種定期契約の料金を適用します。 キ　当社は上記に定めるほか、Smart J:COM Box サービス利用規約に定めるサービスを、規約に定める料金額にて提供します。
（3）第 22 種定期契約の更新および解除	ア　当社は、第 22 種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第 22 種定期契約を更新します。 ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第 22 種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。 イ　当社は、次の場合には、第 22 種定期契約の解除を行ないます。 （1）加入者が放送サービス、電話サービス、インターネット接続サービスおよび SJB サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合 （2）加入者が電話サービスの一時中断を行なう場合 （3）加入者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合 （4）当社が放送サービス、電話サービス、インターネット接続サービスおよび SJB サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合 （5）当社が放送サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合 （6）加入者がインターネット接続サービスについて、NET 約款に定める他のインターネット接続サービスへの品目変更を行なう場合 （7）加入者が他の放送サービスへの変更を行う場合 （8）加入者が電話サービスについて、プライマリ電話約款または J:COM PHONE プラスサービス約款に定める利用種別を事務用、または当社が別に定める電話サービス契約約款に規定する加入電話サービスに変更する場合 （9）加入者が（1）定義等 アに定めるコースの変更を行なう場合 ウ　加入者は、第 22 種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第 22 種定期契約の解除を行なう場合、第 22 種定期契約に係る解除料 15,000 円（税込 16,200 円）の支払を要します。 エ　当社は、NET 約款で定める第 23 種定期契約、プライマリ電話約款で定める第 28 種定期契約または J:COM PHONE プラスサービス約款で定める第 27 種定期契約に係る解除料を重複して加算することはありません。 オ　当社は第 22 種定期契約の適用を受ける加入者には、第 7 条（最低利用期間）は適用しません。 カ 加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第 22 種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。 （1）加入者が、転居により放送サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合 （2）加入者の設置先住所が当社が別に定める J:COM In My Room のインターネットまたは放送サービス対応物件となる場合 （3）加入者が、当社が別に定める Smart J:COM Box サービス利用規約に規定する Smart J:COM Box サービスから Smart J:COM Box with タブレットサービスへの契約変更に伴う解約を行なう場合 （4）イ（7）により、第 22 種定期契約の解除を行なう場合で、電話サービスおよびインターネット接続サービスの継続利用を行なう場合 （5）イ（9）により、第 22 種定期契約の解除を行なう場合で、コースⅡからコースⅠへ変更を行なう場合

<table>
<tr><td></td><td>キ　加入者は、定期契約期間内においても、（１）アに定めるジャンルは、料金表の定めによらず、1,000 円（税込 1,080 円）で変更できます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第２３種定期契約【Smart J:COM Box 録画機能付き長期契約タイプ（１年契約)】</td></tr>
<tr><td>区 分</td><td>内 容</td></tr>
<tr><td>（１）定義等</td><td>ア　第 23 種定期契約とは、J:COM TV スタンダードサービスもしくは J:COM TV コンパクトサービス、J:COM TV　セレクトサービス（2 台目以降に限ります。以下同じとします。）でかつ、高機能型 STB（タイプＶに限ります。以下同じとします。）の加入申込者または加入者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が J:COM TV スタンダードサービスもしくは J:COM TV コンパクトサービス、J:COM TV セレクトサービスでかつ、高機能型 STB の提供を開始した日（現に J:COM TV スタンダードサービスもしくは J:COM TV コンパクトサービス、J:COM TV セレクトサービスでかつ、高機能型 STB の提供を受けている場合は、第 23 種定期契約の申出を当社が承諾した日）の属する暦月の初日から起算して１年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。
イ　当社は、J:COM TV スタンダードサービスもしくは J:COM TV コンパクトサービス、J:COM TV セレクトサービスの設置先が集合住宅契約の締結を行なっている世帯となる場合に限り第 23 種定期契約を締結します。
ウ　当社は、第５条第３項の規定による場合、第 23 種定期契約の申込を承諾しないことがあります。
エ　当社は、当社が別に定める Smart J:COM Box サービス利用規約に規定する Smart J:COM Box サービスまたは Smart J:COM Box with タブレットサービスの加入者に限り、第 23 種定期契約を締結します。</td></tr>
<tr><td>（２）基本番組利用料等の取扱い</td><td>ア　高機能型 STB の利用料については、J:COM TV スタンダードサービスもしくは J:COM TV コンパクトサービス、J:COM TV セレクトサービスでかつ、高機能型 STB の提供を開始した日（現に J:COM TV スタンダードサービスもしくは J:COM TV コンパクトサービス、J:COM TV セレクトサービスでかつ、高機能型 STB の提供を受けている場合は、第 23 種定期契約の申出を当社が承諾した日）の翌日より、料金表の規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用します。
<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="2">高機能型 STB 利用料（月額）※注１７</td></tr>
<tr><td rowspan="2">タイプＶ</td><td>基本利用料（追加額）</td><td>300 円（税込 324 円）/ 加入者</td></tr>
<tr><td>録画機能付加利用料（追加額）</td><td>800 円(税込 864 円)/ STB1 台毎</td></tr>
</table>
イ　第 23 種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。
ウ　当社は上記に定めるほか、Smart J:COM Box サービス利用規約に定めるサービスを、規約に定める料金額にて提供します。</td></tr>
<tr><td>（３）第 23 種定期契約の更新および解除</td><td>ア　当社は、第 23 種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第 23 種定期契約を更新します。
ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第 23 種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。
イ　高機能型 STB を複数台使用する場合は、第 23 種定期契約を開始した日を起算日として更新します。
ウ　当社は、次の場合には、第 23 種定期契約の解除を行ないます。
（１）加入者が J:COM TV スタンダードサービスもしくは J:COM TV コンパクトサービス、J:COM TV セレクトサービスの解約または一時停止を行なう場合
（２）加入者が第 23 種定期契約による高機能型 STB の使用を停止する場合
（３）当社が J:COM TV スタンダードサービスもしくは J:COM TV コンパクトサービス、J:COM TV セレクトサービスの解除または提供の停止を行なう場合</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>（４）加入者がJ:COM TV スタンダードサービスもしくはJ:COM TVコンパクトサービス、J:COM TV セレクトサービスについて、他の放送サービスへの変更を行う場合
エ　加入者は、第23種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第23種定期契約の解除を行なう場合、第23種定期契約に係る解除料2,400円（税込 2,592円）の支払いを要します。
オ　加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第23種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。
（１）加入者が、転居によりJ:COM TV スタンダードサービスもしくはJ:COM TVコンパクトサービス、J:COM TV セレクトサービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合
（２）加入者の設置先住所の集合住宅が当社が別に定めるJ:COM In My Roomの放送サービス対応物件となる場合
（３）高機能型STB を複数台使用する場合で、2台目以降の高機能型STB の使用を停止する場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">第２４種定期契約【Smart J:COM Box録画機能付き長期契約タイプ（２年契約)】</td></tr>
<tr><td>区 分</td><td>内 容</td></tr>
<tr><td>（１）定義等</td><td>ア　第24種定期契約とは、J:COM TV スタンダードサービスもしくはJ:COM TVコンパクトサービス、J:COM TV セレクトサービス（2台目以降に限ります。以下同じとします。）でかつ、高機能型STB（タイプⅤに限ります。以下同じとします。）加入申込者または加入者から申込があり、当社が承諾した場合、当社がJ:COM TV スタンダードサービスもしくはJ:COM TVコンパクトサービス、J:COM TV セレクトサービスでかつ、高機能型STBの提供を開始した日（現にJ:COM TV スタンダードサービスもしくはJ:COM TVコンパクトサービス、J:COM TV　セレクトサービスでかつ、高機能型STBの提供を受けている場合は、第24種定期契約の申出を当社が承諾した日)の属する暦月の初日から起算して２年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。
イ　当社は、J:COM TV スタンダードサービスもしくはJ:COM TVコンパクトサービス、J:COM TV セレクトサービスの設置先が第23種定期契約（１）イに規定する世帯以外の世帯となる場合に限り第24種定期契約を締結します。
ウ　当社は、第５条第３項の規定による場合、第24種定期契約の申込を承諾しないことがあります。
エ　当社は、当社が別に定めるSmart J:COM Boxサービス利用規約に規定するSmart J:COM Boxサービスまたは Smart J:COM Box with タブレットサービスの加入者に限り、第24種定期契約を締結します。</td></tr>
<tr><td>（２）基本番組利用料等の取扱い</td><td>ア　高機能型STBの利用料については、J:COM TV スタンダードサービスもしくはJ:COM TVコンパクトサービス、J:COM TV セレクトサービスでかつ、高機能型STBの提供を開始した日（現にJ:COM TV スタンダードサービスもしくはJ:COM TVコンパクトサービス、J:COM TV セレクトサービスでかつ、高機能型STBの提供を受けている場合は、第24種定期契約の申出を当社が承諾した日）の翌日より、料金表の規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用します。
<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="2">高機能型STB利用料（月額）※注１７</td></tr>
<tr><td rowspan="2">タイプⅤ</td><td>基本利用料（追加額）</td><td>300円（税込 324円）/ 加入者</td></tr>
<tr><td>録画機能付加利用料（追加額）</td><td>800円(税込 864円)/ STB1台毎</td></tr>
</table>
イ 第24種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>ウ　当社は上記に定めるほか、Smart J:COM Box サービス利用規約に定めるサービスを、規約に定める料金額にて提供します。</td></tr>
<tr><td>（3）第 24 種定期契約の更新および解除</td><td>ア　当社は、第 24 種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第 24 種定期契約を更新します。
ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第 24 種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。
イ　高機能型 STB を複数台使用する場合は、第 24 種定期契約を開始した日を起算日として更新します。
ウ　当社は、次の場合には、第 24 種定期契約の解除を行ないます。
（1）加入者が J:COM TV スタンダードサービスもしくは J:COM TV コンパクトサービス、J:COM TV セレクトサービスの解約または一時停止を行なう場合
（2）加入者が第 24 種定期契約による高機能型 STB の使用を停止する場合
（3）当社が J:COM TV スタンダードサービスもしくは J:COM TV コンパクトサービス、J:COM TV セレクトサービスの解除または提供の停止を行なう場合
（4）加入者が J:COM TV スタンダードサービスもしくは J:COM TV コンパクトサービス、J:COM TV セレクトサービスについて、他の放送サービスへの変更を行う場合
エ　加入者は、第 24 種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第24種定期契約の解除を行なう場合、第24種定期契約に係る解除料4,800円（税込 5,184 円）の支払いを要します。
オ　加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第 24 種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。
（1）加入者が、転居により J:COM TV スタンダードサービスもしくは J:COM TV コンパクトサービス、J:COM TV セレクトサービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合
（2）加入者の設置先住所が当社が別に定める J:COM In My Room の放送サービス対応物件となる場合
（3）高機能型 STB を複数台使用する場合で、2 台目以降の高機能型 STB の使用を停止する場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別定期契約【J:COM TV プレミアム・トリプルプレミアム】</td></tr>
<tr><td>区分</td><td>内容</td></tr>
<tr><td>（1）定義等</td><td>ア　特別定期契約とは、表 1 に定めるサービスの契約を締結している J:COM TV スタンダードサービスの加入者または加入申込者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が申込を承諾した表 1 に定めるコース毎のサービスの全ての提供を開始した日（現に表 1 に定めるコース毎のサービスの全ての提供を受けている場合は、特別定期契約の申出を当社が承諾した日）の属する暦月の初日から起算して表 2 に定める期間が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。
表 1
<table>
<tr><td>区分</td><td>他に契約しているサービス</td></tr>
<tr><td>コースⅠ
【J:COM TV プレミアム】</td><td>録画機能付き STB（タイプⅢ）または高機能型 STB（タイプⅤ）</td></tr>
<tr><td>コースⅡ
【トリプルプレミアム】</td><td>録画機能付き STB（タイプⅢ）または高機能型 STB（タイプⅤ）、電話サービス契約約款（以下「加入電話約款」といいます。）に規定する住宅用加入電話サービス（特別定期契約に定めるものに限ります。）またはプライマリ電話サービス加入契約約款</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

		（以下「プライマリ電話約款」といいます。）に規定するプライマリ電話サービス（特別定期契約に定めるものに限ります。）、J:COM PHONE プラスサービス契約約款（以下「J:COM PHONE プラスサービス約款」といいます。）に規定する住宅用 J:COM PHONE プラス電話サービス（特別定期契約に定めるものに限ります。以下本規定において「電話サービス」といいます。）およびインターネット接続サービス契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するインターネット接続サービス（特別定期契約に定めるものに限ります。以下本規定において同じとします。）

表 2

世帯区分		契約期間
1	J:COM TV スタンダードサービスの設置先が集合住宅契約の締結を行なっている場合	当社が申込を承諾した表 1 に定めるコース毎のサービスの全ての提供を開始した日（現に表 1 に定めるコース毎のサービスの全ての提供を受けている場合は、特別定期契約の申出を当社が承諾した日）の属する暦月の初日から起算して 1 年
2	1 以外の場合	当社が申込を承諾した表 1 に定めるコース毎のサービスの全ての提供を開始した日（現に表 1 に定めるコース毎のサービスの全ての提供を受けている場合は、特別定期契約の申出を当社が承諾した日）の属する暦月の初日から起算して 2 年

イ　当社は、第５条第３項の規定による場合、特別定期契約の申込を承諾しないことがあります。

（２）料金の適用

ア　特別定期契約を締結している J:COM TV スタンダードサービスの加入者は、上表に定めるコース毎のサービスの全ての提供を開始した日（現に表１に定めるコース毎のサービスの全ての提供を受けている場合は、特別定期契約の申出を当社が承諾した日）の翌日より、次表に定める料金額の支払を要します。

料金額（月額）
11,905 円（税込 12,857 円）

イ　特別定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。

ただし、コースⅡの契約者が月の途中で電話サービスを解約した場合に限り、電話サービスを解約した月の月末までは、特別定期契約の料金を適用します。

ウ　上表に定める料金額には、J:COM TV スタンダード基本番組利用料、録画機能付き STB（タイプⅢ）または高機能型 STB（タイプⅤ）1 台分の利用料および番組表料金 1 冊分を含みます。

エ　加入者は、特別定期契約を締結している期間、次表に定めるサービスの利用料等について、その支払いを要しません。

1　J:COM TV スタンダードサービスの 2 台目の機器使用料
2 J:COM TV スタンダード基本番組利用料、録画機能付 STB（タイプⅠまたはⅢ）若しくは高機能型 STB（タイプⅤ）1 台分の利用料
3　番組表料金（2 冊目）
4　次表に定める有料番組利用料または J:COM オンデマンド月額利用料のうち 3 項目

ア	WOWOW（株式会社 WOWOW との直接契約の場合を除きます。）
イ	スターチャンネル 1

		スターチャンネル２
		スターチャンネル３
		スターチャンネルオンデマンド
	ウ	衛星劇場 HD
		衛星劇場 オンデマンド
	エ	グリーンチャンネル HD
		グリーンチャンネル２
	オ	フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム
	カ	ＡＴ－ＸHD！
	キ	東映チャンネル HD
	ク	レジャーチャンネル
	ケ	プレイボーイ・チャンネル
	コ	チャンネル・ルビー
	タ	ミッドナイト・ブルー
	チ	J SPORTS 4 HD
	ツ	クラシカ・ジャパン
		クラシカ・ジャパンオンデマンド
	テ	タカラヅカ・スカイ・ステージ
	ト	ＭｎｅｔHD
	ナ	ＫＮＴＶ HD
	二	FIGHTING TV サムライ
	ヌ	SPEED チャンネル
	ネ	CNN/US
	ノ	ＤＡＴＶ
	ハ	パチンコ★パチスロＴＶ！
	ヒ	J:COM オンデマンド（カラオケ）
	フ	J:COM オンデマンド（NHK オンデマンド（見逃し見放題パックに限ります。））

5 ワイヤレススピーカー1 台分の利用料

注1.　同項目を複数選択する場合は、選択した数分を項目数として取り扱います。

注 2.　上表の項目の変更を行う際は、当社が申込を承諾した日を含む月の翌月から取扱います。

オ　加入者は、特別定期契約を締結している期間、3 台目以降の録画機能付 STB（タイプⅢに限ります。）を利用する場合は、料金表の規定に関わらず 2,500 円（税込 2,700 円）/ＳＴＢ1 台毎とします。また、3 台目以降の高機能型 STB（タイプⅤに限ります。）を利用する場合は、料金表の規定に関わらず 800 円（税込 864 円）/STB1 台毎とします。

（３） 特別定期契約の更新および解除	ア　当社は、特別定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に特別定期契約を更新します。 ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より特別定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。 イ　当社は、次の場合には、特別定期契約の解除を行ないます。 （１）コースＩの場合において、加入者が J:COM TV スタンダードサービスの解約を行なう場 合

（２）コースⅡの場合において、加入者がJ:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合
（３）コースⅡの場合において、加入者が電話サービスの一時中断を行なう場合
（４）コースⅡの場合において、加入者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合
（５）コースⅠの場合において、当社がJ:COM TV スタンダードサービスの解除を行なう場合
（６）コースⅡの場合において、当社がJ:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合
（７）コースⅠの場合において、当社がJ:COM TV スタンダードサービスの利用の停止を行なう場合
（８）コースⅡの場合において当社がJ:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合
（９）コースⅡの場合において、加入者がインターネット接続サービスについて、NET約款に定める他のインターネット接続サービス（J:COM NET ウルトラ160M コースを除きます。）への品目変更を行う場合
（１０）コースⅡの場合において、加入者がJ:COM TV スタンダードサービスについて、他の放送サービスへの変更を行う場合
（１１）コースⅡの場合において、加入者が電話サービスの利用種別を住宅用加入電話以外に変更する場合
（１２）加入者が（１）定義等 アに定めるコースの変更を行なう場合

ウ　加入者は、特別定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に特別定期契約の解除を行なう場合、次表に定める特別定期契約に係る解除料の支払いを要します。

区分		解除料
コースⅠの解除を行なう場合	世帯区分1の場合	3,500 円（税込 3,780 円）
	世帯区分2の場合	4,500 円（税込 4,860 円）
コースⅡの解除を行なう場合	世帯区分1の場合	3,500 円（税込 3,780 円）
	世帯区分2の場合	8,500 円（税込 9,180 円）

エ　当社は、コースⅡの場合において、NET 約款、加入電話約款またはプライマリ電話約款、J:COM PHONE プラスサービス約款で定める特別定期契約に係る解除料を重複して加算することはありません。

オ　当社は特別定期契約を締結している加入者には、第７条（最低利用期間）は適用しません。

カ　加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、特別定期契約に係る解除料の支払いを要しません。
（１）加入者が、転居によりJ:COM TV スタンダードサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特別事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合
（２）イ（１２）により、特別定期契約の解除を行なう場合で、コースⅠからコースⅡへ変更を行なう場合
（３）加入者の設置先住所の集合住宅が当社が別に定めるJ:COM In My Room のインターネットまたは放送サービス対応物件となる場合

料金表Ⅲ　ハートフルプラン

<table>
<tr><td colspan="2">ハートフルプラン</td></tr>
<tr><td>区分</td><td>内容</td></tr>
<tr><td>（１）定義等</td><td>ア　当社が次表に定める放送サービスの申込みをする際に、次のいずれかに該当する、もしくは次のいずれかに該当する者と同居し扶養していることの申し出があり、当社がその事実を確認した場合は、料金表の定めに係らず、利用料を次表の通りとします。（以下、「ハートフルプラン」といいます。）
（１）身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により、身体障害者手帳（１級および２級に限ります。）の交付を受けている。
（２）療育手帳制度（昭和４８年厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知）に定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳（区分が最重度、重度、中度に相当するものに限ります。）の交付を受けている。
（３）精神保健および精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳（第１級に限ります。）の交付を受けている。
<table>
<tr><td>区分</td><td>料金額（月額）</td></tr>
<tr><td>Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ スタンダードサービス</td><td>2,490 円（税込 2,689 円）</td></tr>
</table>
イ　ハートフルプランを適用された加入者には、次のことを守っていただきます。
（１）自己以外の者が不正に適用を受けることができるような措置をとらないこと。
（２）その他ハートフルプランを適正に運用するために必要な限りにおいて当社がとる措置に従うこと。
ウ　当社は、ハートフルプランを適用された加入者が、イの規定に違反した場合には、適用をやめることがあります。
エ　ハートフルプランの契約者は、料金表の定めにかかわらず、下記の料金を適用します。
<table>
<tr><td colspan="2">区分</td><td>料金額（月額）</td></tr>
<tr><td colspan="2">録画機能付き STB（タイプⅢ）</td><td>2,500 円（税込 2,700 円）/STB1 台毎</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高機能型 STB 利用料（タイプⅤ）</td><td>基本利用料</td><td>300 円(税込 324 円)/加入者</td></tr>
<tr><td>録画機能付加利用料</td><td>800 円(税込 864 円)/ STB1 台毎</td></tr>
</table>
上記の料金は、ハートフルプラン適用の終了と同時に終了します。
オ　ハートフルプランの契約者は、エに定める料金を除き、Ｊ ： Ｃ ＯＭ ＴＶスタンダードサービスの料金を適用します。</td></tr>
<tr><td>（２）手続きに関する事項</td><td>ア　ハートフルプランの申込みをするときは、当社が別に定める確認書類の提示および当社所定の同意書の提出を要します。
イ　既にサービスに加入している加入者から申し出があった場合、別に定める手続きを完了し、当社がその適用を承認した翌月の利用額からハートフルプランを適用します。
ウ　加入者から適用解除に関する申し出を当社が受理した日の属する月の翌月、または（１）ウで定めるとおり適用をとりやめる場合には当社が適用をとりやめると決めた日の属する月の翌月より（１）で定める利用料の適用を廃し、料金表に定める利用料を適用します。</td></tr>
</table>

注 1. 番組利用料には、機器等の使用料は含まれますが、日本放送協会（ＮＨＫ）の受信料、株式会社 WOWOW 株式会社スター・チャンネルその他の視聴料は含まれておりません。また、地域事情、建物（配線）状況により、双方向通信機能が利用できない場合があります。

注 2. STB の交換を要する場合、当社または当社の指定する業者による工事が必要です。

注 3. タカラヅカ・セットには、基本番組利用料を含みます。また、タカラヅカ・セットには、日本放送協会（ＮＨＫ）の受信料、その他の有料番組利用料は含まれません。ハートフルプランの契約者がタカ

ラヅカ・セットを契約する場合は4,790円（税込 5,173円）となります。

注 4.有料番組は、各ｻｰﾋﾞｽの基本番組をご利用いただく場合に限り、ご利用いただけます。
また、有料番組利用料はSTB1台毎に支払いを要します。

注 5.「スター・チャンネル オンデマンド」「衛星劇場 オンデマンド」「クラシカ・ジャパン オンデマンド」「デラックスアダルトセット オンデマンド」は、J:COM オンデマンドｻｰﾋﾞｽと同じく別に定める規定により提供するものとします。また、地域事情、建物(配線)状況により利用できない場合があります。

注 6.グリーンチャンネルのｻｰﾋﾞｽの提供を受ける場合は、当社が別に定める方法による手続きを要します。

注 7.「フジテレビ ONE」及び「フジテレビTWO」の2チャンネルセット項目となります。本セットの新たな申込みの受付および承諾を行ないません。

注 8.「フジテレビ ONE」、「フジテレビTWO」及び「フジテレビNEXT」の3チャンネルセット項目となります。

注 9.「プレイボーイ・ルビーセット」は「プレイボーイ・チャンネル」及び「チャンネル・ルビー」の2チャンネルセット項目となります。

注 10.ケーブルテレビサービスの加入者が、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ ライトサービスへ放送サービスの変更を行う際に、もしくは「さくらケーブルテレビ株式会社契約約款」に定めるアナログ放送サービスの加入者が、ミニデジタルサービスへ放送サービスの変更を行う際視聴しており、変更後も継続して視聴する場合に限り提供します。

注 11.ｹｰﾌﾞﾙﾃﾚﾋﾞｻｰﾋﾞｽの加入者が第10条(1)、(2)および(3)に定める放送ｻｰﾋﾞｽへの変更を行う場合は、工事費の支払いを要しません。

注 12. 実費は、使用する機器の代金も含め、当社が別途見積もりいたします。

注 13. 加入者または加入申込者が移転の際の申告により、別記に定める特定事業者および協力事業者からの紹介にて当社が提供するサービスに加入する場合、または当社が提供するサービスを解約する場合であって、解約と同時に特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合には、加入時または解約時における該当の工事費を無料にします。加入者がJ:COM TVスタンダードサービスへの変更をKDDI株式会社または沖縄セルラー電話株式会社のau（WIN）通信サービス契約約款またはau（LTE）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用を受けるために申込む場合には、そのサービスの変更に関する工事費を無料にします。

注 14.第１種定期契約または第２種定期契約から第１１種定期契約または第１２種定期契約、第１７種定期契約、第１８種定期契約、第２１種定期契約、第２２種定期契約並びにＪ：ＣＯＭ ＴＶスタンダードサービス（定期契約を含む）への変更を行なう場合は、サービス変更手続料を無料にします。
また、J:COM TV コンパクトサービスから、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶスタンダードサービス（定期契約を含む）への変更を行なう場合は、サービス変更手続料を無料にします。加入者がJ:COM TVスタンダードサービスへの変更をKDDI株式会社または沖縄セルラー電話株式会社のau（WIN）通信サービス契約約款またはau（LTE）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用を受けるために申込む場合には、そのサービスの変更に関するサービス変更手続料を無料にします。

注 15. 2台目および3台目、5台目以降のSTBは、900円（税込 972円）/月です。4台目のSTBは2,300円（税込 2,484円）/月・台をお支払いただきます。

注 16.当社が別に定めるSmart TV Boxサービス利用規約に規定するSTVBを利用するＪ：ＣＯＭ ＴＶスタンダードサービスの加入者が、第14種定期契約、第15種定期契約または第16種定期契約、第17種定期契約または第18種定期契約以外の定期契約を締結する場合には、本約款に定めるSTBに交換が必要です。

注 17.当社は、高機能型STBの利用料（追加額）について、次の場合は、高機能型STBの提供を開始した日（現に高機能型STBの提供を受けている場合は、申出を当社が承諾した日）の翌日より、料金表の規定にかかわらず高機能型STBの基本利用料（追加額）を無料とします。

ア 当社が別に定めるインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス（J:COM NET1M コース、J:COM NET12M コース、J:COM NET24M コース、J:COM NET 40M コース、J:COM NET100M コースまたはJ:COM NET 160M コースに限ります。）の契約を締結している加入者から申込があり、当社が承諾した場合

イ 当社が別に定める電話サービス契約約款に規定する加入電話サービスの契約を締結している加入者から、加入電話サービスの解除と同時に、当社が別に定めるプライマリ電話サービス加入契約約款に規定するプライマリ電話サービスまたは J:COM PHONE プラスサービス契約約款に規定する J:COM PHONE プラス電話サービスの申込があり、当社が承諾した場合

ウ 高精細度マルチメディアインターフェース（HDMI 端子）非搭載の STB を利用する、放送サービスの加入者から申込があり、当社が承諾した場合

ただし、インターネット接続サービス、イにより契約したプライマリ電話サービスまたは J:COM PHONE プラスサービスの全部の解除があったときは、その契約解除日の翌日より料金表に定めた高機能型 STB の基本利用料（追加額）の支払いを要します。

当社は、上記規定にかかわらず、タイプごとの基本利用料を重複して加算することはありません。

共聴施設地デジコースに関する特約

第1条(特約の適用)

当社は、J:COM TV サービス加入契約約款(以下「約款」といいます。)第10条に定める放送サービスの一つとして、約款に付するこの特約により、共聴施設地デジコースを提供します。

第2条(特約の変更)

当社は、総務大臣に届出た上で、この特約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の特約によります。

2　当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条(加入契約の単位)

加入契約は、加入世帯ごとまたは事業所ごとに行ないます。

第4条(申込の方法)

本契約の申込みをすることができる者は、現にその一部または全部が受信障害地域内に属する共同受信施設(有線電気通信法による設置届、または放送法による業務開始届の届出を行なっている施設、または当社が特に認める施設に限ります。)により地上系によるテレビジョン放送(放送法(昭和25年法律第132号) 第二条第十八号に規定するテレビジョン放送)の受信を現に受けている加入申込者に限ります。ただし、当社が特に認める場合は、この限りではありません。

2　第1項に定める加入申込者が共聴施設地デジコースの申込みをするときは、予め約款およびこの特約を承認し、別に定める加入申込書に所要事項を記入捺印の上、当社に提出していただきます。

第5条(申込の承諾)

当社は、本契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2　当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとします。

(1) 当社のサービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合
(2) 加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなどこの特約上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合
(3) 加入申込書の記載事項に虚偽、不備(名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の相違・記入漏れ等をいいます。)がある場合
(4) 加入申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合
(5) 加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合
(6) 料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合
(7) 加入申込者が約款およびこの特約に違反する恐れがあると認められる場合
(8) その他、当社の業務に著しい支障がある場合
(9) 約款、この特約および別に定める規定等に、特段の定めがある場合

3　当社は、本人性および年齢の確認のため身分証の提示を求める場合があります。

4　加入申込者は、工事を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、工事費の支払いを要します。

第6条(共聴施設地デジコース)

当社は共聴施設地デジコースの加入者(以下「加入者」といいます。)に対しそのサービス区域内で、放送法第2条に規定する放送事業者のテレビジョン放送およびデータ放送のうち、当社が定めた放送の同時再放送サービス、ならびに当社による自主放送を受信するための設備の提供を行ないます。

2　加入者は、サービスの提供を受け始めた日の翌日から第14条(料金表)に定める施設利用料を毎月支払うものとします。

第7条(機器等の使用)

加入者は、STB(付属品を含みます)の使用を申し出ることができます。

2　当社が承諾し、前項の機器等の設置を行なった場合には、加入者は、それに要した費用を負担するものとします。

3　加入者は機器等の貸与を受ける場合には、その貸与を受け始めた日の翌日から第14条(料金表)に定めるSTB利用料を毎月支払うものとします。

4　加入者は、機器等を使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。

5　加入者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、第10条(解約)で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞ

れ当社に支払うものとします。
6　加入者は、当社が必要に応じて行なう場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。
7　当社がこの特約に基づいて貸与する機器等、および設置する設備に必要な電気は加入者から提供していただきます。

第 8 条(放送サービスへの変更)

加入者は、約款に定める他のサービスの変更を申し込むことができます。
2　約款に定める他のサービスへの変更を行う場合には、約款第 5 条(加入契約の成立)の規定に準じて取り扱います。ただし、別に定める加入申込書の所要事項の記入捺印を省略し、電話等により当社に申込むことができるものとします。この場合、当社は、加入申込者に承諾内容を確認する書類を交付することがあります。
3　変更の申込を当社が承諾し、工事を行った場合、加入者は、別に定める工事費を支払っていただきます。
4　当社は、加入者の支払遅延等加入者に事情がある場合には、変更を承諾しない場合があります。
5　約款に定める他のサービスへの変更を行った場合には、変更後のサービス料金に従っていただきます。ただし、月の途中での変更の場合には、当社は、変更日の翌日を基準として、それぞれの料金を日割りで精算します。

第 9 条(最低利用期間)

共聴施設地デジコースには、6 ヶ月間の最低利用期間があります。
2　加入者は、サービス提供を開始した日の属する月を 1 と起算して 6 ヶ月の加入契約期間内に解約もしくは加入契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、第 14 条(料金表)の定めにより解除料を支払っていただきます。
3　当社は、次に該当する場合には、前項の適用はしません。
(1) 当社または約款別記 1 に定める特定事業者の放送サービス提供区域内へ転居する場合で、引き続き転居先で当社または別に定める特定事業者の放送サービスの加入申込を行う場合
(2) 第 11 条(停止および解除)第 3 項の規定により、当社が加入契約を解除する場合
4　加入者が第 8 条(放送サービスへの変更)をした場合は、変更前のサービスの契約期間と変更後のサービスの契約期間を合算し、6 ヶ月の期間を満たさない場合に、解除料を支払っていただきます。この場合は、解約もしくは加入契約の解除があった時点のサービスの利用料に相当する額に、残余の期間を乗じて得た額を支払うものとします。
5　加入者が、第 3 項第 1 号の約款別記 1 に定める特定事業者の放送サービスの加入者だった場合で、当該事業者との契約期間があったことの申し出があり、かつ当社が確認できた場合には、契約期間を合算し、前項に準じて取り扱います。
6　加入者が、解約もしくは加入契約の解除の後に、再度の加入申込を行った場合は、新たに本条を適用するものとします。

第 10 条(解約)

加入者は加入契約を解除しようとする場合、文書により当社にその旨を申し出るものとします。
2　加入者は解約の場合、第 14 条(料金表)に定める利用料を含む全ての料金(解約月の月額利用料も含む)を当該解約の日の属する月までに精算するものとします。
3　解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、機器等を撤去し、加入者は撤去費用実費を負担します。ただし、撤去にともない加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行なうものとします。
4　加入者は本条に定める解約、および第 11 条(停止および解除)に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、第 14 条(料金表)に定める損害金を請求します。
5　加入者は、加入契約を解約した場合、加入契約の解約に伴う別に定める工事費をお支払いいただきます。

第 11 条(停止および解除)

当社は、加入者において利用料または各種料金の支払を遅延した場合、支払を怠る恐れがある場合、または約款およびこの特約に違反する行為があったと認められる場合およびその恐れがある場合は、加入者に催告した上でサービスの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。

なお、解除の場合は第 10 条(解約)の規定に準じて取り扱います。

2　前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。

3　当社は、当社または加入者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。

この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

第 12 条(一時停止および再開)

当社は、共聴施設地デジコースについては、約款第 13 条(一時停止および再開)に規定する一時停止または再開を適用しません。

第 13 条(その他の事項)

この特約に記載のない事項は、特段の記載がない限り約款の定めに準じます。

第 14 条(料金表)

当社は、共聴施設地デジコースに関する料金を下表の通り定めます。

名称	共聴施設地デジコース
分類	デジタル方式による放送受信設備の提供サービス
料金	
１．利用料(月額)	
施設利用料	667 円(税込 720 円)
STB 利用料	476.2 円(税込 514 円)／STB1 台毎 施設利用料に追加して支払っていただきます。
第 9 条(最低利用期間)に規定する解除料	最低利用期間の残余の期間に対応する施設利用料に相当する額とします。
番組表料金	200 円(税込 216 円)／番組表 1 冊毎
２．工事費、損害金等	
引込・宅内工事費(戸建)	実費
引込・宅内工事費(集合住宅)	実費
その他の工事費	実費
故障点検・補修費	実費
損害金（非課税） ※機器等の紛失および修理不能による場合にも適用します。	30,000 円／STB1 台毎
	3,000 円／STB 専用リモコン ※リモコンのみ未返却の場合、1 個毎
	実費／取扱説明書
３．手続きに関する料金	
Ｂ－ＣＡＳカード再発行手数料	税込 2,050 円
Ｃ－ＣＡＳカード再発行手数料	1,905 円（税込 2,057 円）
延滞手数料	600 円(税込 648 円)

（附則）この特約は、平成２０年１０月１８日より施行します。

地上デジタル放送の再放送に関する特約

第１条　（特約の適用）

当社は、この特約および当社が別に定める規定により、契約者が有効に所有又は占有し、保守管理を行なっている受信障害対策共聴施設の受信者(契約者が指定する受信者に限ります。以下「受信者」といいます。)に対して、地上デジタル放送の再放送を行ないます。

2　当社が別に定める規定にこの特約に記載されていない定めがある場合は、別に定める規定が優先して適用されるものとします。

第２条　（特約の変更）

当社は、総務大臣に届出た上で、この特約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の特約によります。

第３条　（契約の締結）

当社は、この特約および当社が別に定める規定により、受信障害対策共聴施設の所有者または管理者との間において地上デジタル放送の再放送に関する契約(以下「契約」といいます。)を締結します。

2　当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、契約を締結しないことができるものとします。

（１）　地上デジタル放送の再放送の提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合

（２）　契約書の記載事項に虚偽、不備(名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の相違・記入漏れ等をいいます。)がある場合

（３）　契約者がこの特約および当社が別に定める規定に違反するおそれがあると認められる場合

（４）　この特約および当社が別に定める規定に特段の定めがある場合

第４条　（契約の有効期間）

契約の有効期間は、本契約の締結日から契約書に定める期間までとします。

2　前項の規定にかかわらず、受信者が居住する建物における地上デジタル放送の電波受信障害が解消される日、地上デジタル放送の電波受信障害防除のための当社施設が不要となる日、将来技術革新等により地上デジタル放送が終了(異なる放送形態への移行を含む。)する日、または地上デジタル放送の受信障害の原因となる建物が存しなくなる日が前項に定める期間を経過する前に到来する場合、当社は契約を終了できるものとします。

3　前項の場合において、第７条に基づく受領金員は、一切返還いたしません。

第５条　（契約者が行う契約の解除）

契約者は、契約を解除しようとする場合は、そのことをあらかじめ当社の事業所に書面により通知していただきます。

第６条　（当社が行う契約の解除）

当社は、次の場合には、契約を解除することがあります。

（１）　料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

（２）　契約者がこの特約および当社が別に定める規定に違反したと当社が認めたとき。

（３）　契約者が、この特約および当社が別に定める規定に定める全ての義務を履行する前に解散する等、契約者の責めに帰すべき事由によって、導入工事の完了若しくは当社施設の維持管理または地上デジタル放送の再放送をすることが不可能または著しく困難となったとき。

第７条　（料金の支払の義務）

契約者は、料金表および当社が別に定める規定に定める地上デジタル放送の再放送に関する料金の支払いを要します。

第８条　（契約に係る契約者の義務）

契約者は、次に掲げる事項につき原則として事前に当社に通知していただきます。

ただし、事前に通知することが困難な場合には、事後速やかに通知していただきます。

（１）　名称、住所又は組合および法人の代表者の変更

（２）　組合および法人の合併若しくは分割

（３）　組合および法人の解散

2　契約者は受信者に対して、共聴施設から当社施設への切り替え等、当社施設を利用するために必要な工事について事前通知の上、受信者から同意書を取得するものとします。

3　前項において、受信者からの同意書が取り付けられなかった場合、当社は当該受信者への地上デジタル放送の再放送に係る義務一切は免責されるものとします。

第９条　(その他の事項)

当社施設に関する事項、免責事項、禁止事項、準拠法、言語については、当社の J:COM TV サービス加入契約約款の定めに準じます。

(料金表)

料金表		
区分	単位	料金額
１．契約料	契約者が指定する棟ごとに	25,000 円
２．導入工事負担金	契約者が指定する棟ごとに	実費
３．維持管理費	契約者が指定する棟または世帯ごとに	当社が別に定める規定に定めます。

附則

この特約は、平成２１年９月１５日より施行します。

クレジットカード支払いに関する特約

1. 契約者は、契約者が支払うべき当社の提供するｻｰﾋﾞｽの利用料、工事費等の一切の債務を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払います。
2. 契約者は、契約者から申し出をしない限り継続して前項と同様に支払います。また、当社が、契約者が届出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、契約者が届出たクレジットカード以外のクレジットカード番号で代金請求した場合も前項と同様に契約者は、支払います。
3. 契約者は、当社に届出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅延なく当社にその旨を連絡します。
4. 契約者は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除されても異議を申し立てません。

別記１（第７条関連）別に定める特定事業者（当社を含みます）

株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコムイースト、株式会社ジェイコム湘南、株式会社ジェイコムさいたま、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコム千葉、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、株式会社ケーブルネット下関、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム足立、株式会社ジェイコム市川、株式会社ジェイコム大田、株式会社ジェイコム小田原、株式会社ジェイコム鎌倉、株式会社ジェイコム北関東、株式会社ジェイコム東京北、株式会社ジェイコム熊谷、株式会社ジェイコム熊本、株式会社ジェイコム東葛葛飾、株式会社ジェイコム川口戸田、株式会社ジェイコム千葉セントラル、株式会社ジェイコム中野、株式会社ジェイコム八王子、株式会社ジェイコム日野、株式会社ジェイコム船橋習志野、株式会社ジェイコム多摩、株式会社ジェイコム港新宿、株式会社ジェイコム武蔵野三鷹、株式会社ジェイコム南横浜

別記２（第 12 条関連）ＰＰＶ等の個別視聴申込方法

1. 申込方法

テレビ画面上に表示される指示に従って行っていただきます。

（例. 申込画面で、「購入しない」の選択を右に移動させ、「購入する」が反転している状態で「決定」を押すことにより、申込は確定します。）

2. 撤回

「決定」したあとは申込みの撤回はできなくなります。

3. その他

当社は、CM および電気通信回線を通じて視聴データを回収します。

別記３（第 14 条関連）料金の支払方法

1. 加入者は料金について、支払い期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
2. . 加入者は、当社所定の申込書に記入の上、金融機関の加入者の口座からの自動振替もしくはクレジットカードによる決済手段を用いて、支払っていただきます。
3. クレジットカードによる場合、当社が有する加入者に対する債権を、クレジットカード会社等に譲渡することについて、加入者は同意したものとみなします。料金は当該クレジットカード会社の会員規約において定められた振替日に指定の口座から引落とされることとなります。
4. 第 2 項および第 3 項にかかわらず、当社が特に認める場合には、加入者は、指定する金融機関等、または当社のサービス取扱所において、当社が定める期日までに支払っていただくことがあります。
5. 加入者は、契約の申込を行う場合に、サービスの提供開始に先立って、契約に基づき支払うべき額の一部を、前もってお支払いいただく場合があります。なお、お支払いいただいた金額は、解約に伴い一切の料金その他の債務を精算した後、なお残額がある場合を除き、一切返還致しません。
6. 料金の過払いもしくは不足が生じたときは、当社は原則、翌月の料金に充当もしくは加算します。
7. 当社は、毎月 1 日から末日までを 1 ヶ月間として料金の計算を行います。また、特段の定めがある場合を除き、日割り計算を行いません。
8. 当社は、前項の方法で計算した利用料(月額)を、原則、当該月内に請求するものとします。

別記４（第３７条関連）加入者に関する情報

1. 加入者の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、請求書の送付先等、職業、勤務先、生年月日等個人の属性および個人または団体の特性に関する事項。
2. 契約の申込日、サービスの提供を開始または解除した日(一時停止および再開をした日を含みます。)、その他当社に請求した日に関する事項
3. 契約内容に関する事項。
4. 利用料金等の請求額、利用料金等の滞納の事実およびその記録、請求先、支払方法、口座振替に係る口座名義人および口座番号、クレジットカード会社、クレジットカード番号その他の料金請求・支払いに関する事項
5. 加入者のテレビ視聴に関する事項。

別記５協力事業者

当社が別に定める事業者。

別記６　提携事業者

KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社

別表１ 特定事業者の提供区域

特定事業者は下記に定める提供区域（一部区域を除きます）に、特定事業者が定めるサービスの提供を行ないます。ただし、特定事業者および契約者の施設・設備等、技術的に困難な理由により、下記に定める提供区域が異なる場合があります。

法人名	局名	提供区域
㈱ジェイコム札幌	ー	北海道札幌市、北広島市 （一部区域を除く）
㈱ジェイコム東京	東エリア局	東京都練馬区、埼玉県和光市、新座市
	南エリア局	東京都杉並区
	西エリア局	東京都国分寺市、小金井市、府中市、国立市、武蔵野市 （一部区域を除く）
	すみだ・台東局	東京都墨田区、台東区
㈱ジェイコム湘南	湘南局	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、海老名市門沢橋 （一部区域を除く）
	横須賀局	横須賀市、葉山町、三浦市、逗子市 （一部区域を除く）
土浦ケーブルテレビ㈱	ー	茨城県土浦市、龍ケ崎市、牛久市、阿見町、かすみがうら市、取手市、守谷市、 美浦村、つくばみらい市、利根町、石岡市、常総市、つくば市 （一部区域を除く）
㈱ジェイコムさいたま	さいたま南局	埼玉県さいたま市中央区、浦和区、南区、桜区、緑区 （一部区域を除く）
	さいたま北局	埼玉県さいたま市大宮区、北区、西区、見沼区、上尾市、伊奈町 （一部区域を除く）
	所沢局	埼玉県所沢市 （一部区域を除く）
	東上局	埼玉県朝霞市、富士見市、志木市、ふじみ野市、新座市、三芳町 （一部区域を除く）
㈱ジェイコム千葉	浦安局	千葉県浦安市全域
	八千代局	千葉県八千代市、千葉市美浜区稲毛海岸 （一部区域を除く）
	木更津局	千葉県木更津市、君津市、袖ヶ浦市の一部、富津市 （一部区域を除く）
㈱ジェイコムイースト	東関東局	千葉県柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、野田市、白井市の各一部
	西東京局	東京都小平市、西東京市、東久留米市、清瀬市、東村山市 （一部区域を除く）
	相模原・大和局	神奈川県相模原市、愛川町、大和市 （一部区域を除く）
	板橋局	東京都板橋区

法人名	局名	提供区域
		（一部区域を除く）
	群馬局	群馬県前橋市、高崎市、渋川市、安中市 （一部区域を除く）
	調布局	東京都調布市、世田谷区、狛江市 （一部区域を除く）
	町田・川崎	東京都稲城市、東京都町田市、 神奈川県川崎市多摩区、川崎市麻生区、横浜市南区、横浜市青葉区 （一部区域を除く）
	世田谷局	東京都世田谷区、狛江市 （一部区域を除く）
	秦野・伊勢原局	神奈川県秦野市、伊勢原市 （一部区域を除く）
	江戸川局	東京都江戸川区 （一部区域を除く）
	かながわセントラル局	神奈川県大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横浜市瀬谷区 （一部区域を除く）
	横浜テレビ局	横浜市南区、磯子区、中区、西区 （一部区域を除く）
	仙台キャベツ局	仙台市青葉区・泉区・宮城野区・若林区、黒川郡富谷町、大和町 （一部区域を除く）
㈱ジェイコムウエスト	宝塚川西局	宝塚市、川西市、猪名川町、三田市 （一部区域を除く）
	かわち局	八尾市、羽曳野市、松原市、藤井寺市、柏原市 （一部区域を除く）
	南大阪局	大阪狭山市、河内長野市、富田林市 （一部区域を除く）
	和歌山局	和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市貴志川町の各一部
	りんくう局	泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町 （一部区域を除く）
	堺局	堺市 （一部区域を除く）
	和泉・泉大津局	和泉市、泉大津市 （一部区域を除く）
	大阪局	大阪市阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区、生野区、天王寺区 （一部区域を除く）
	大阪セントラル局	大阪市旭区、北区、中央区、淀川区、東淀川区、城東区、都島区、鶴見区、東成区 （一部区域を除く）
	北摂局	大阪府箕面市、茨木市、摂津市 （一部区域を除く）
	京都みやびじょん局	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市 （一部区域を除く）
	北河内局	守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市、寝屋川

法人名	局名	提供区域
		市 （一部区域を除く）
	吹田局	吹田市 （一部区域を除く）
	高槻局	高槻市、島本町 （一部区域を除く）
	東大阪局	東大阪市 （一部区域を除く）
	豊中・池田局	豊中市、池田市 （一部区域を除く）
	神戸芦屋局	兵庫県神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区、芦屋市、六甲アイランド （一部区域を除く）
	神戸三木局	神戸市須磨区、垂水区、長田区、西区、兵庫区、三木市 （一部区域を除く）
㈱ジェイコム九州	福岡局	福岡県福岡市東区、博多区、中央区、早良区、西区、南区、城南区、福岡県古賀市、福岡県糸島市、福岡県糟屋郡新宮町、粕屋町、篠栗町、志免町、福岡県筑紫郡那珂川町、福岡県春日市、福岡県大野城市、福岡県筑紫野市 （一部区域を除く）
	北九州局	福岡県北九州市小倉北区、小倉南区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、若松区、門司区、福岡県中間市、福岡県遠賀郡遠賀町、水巻町、岡垣町、芦屋町、福岡県宗像市、福岡県福津市 （一部区域を除く）
㈱ケーブルネット下関		下関市 （一部区域を除く）
㈱ジェイコム足立	足立局	東京都足立区 （一部区域を除く）
㈱ジェイコム市川	市川局	千葉県市川市 （一部区域を除く）
㈱ジェイコム大田	大田局	東京都大田区 （一部区域を除く）
㈱ジェイコム小田原	小田原局	神奈川県小田原市、南足柄市、開成町 （一部区域を除く）
㈱ジェイコム鎌倉	鎌倉局	神奈川県鎌倉市、逗子市 （一部区域を除く）
㈱ジェイコム北関東	春日部局	埼玉県春日部市、さいたま市岩槻区 （一部区域を除く）
	川越局	埼玉県川越市、鶴ヶ島市、坂戸市、ふじみ野市、富士見市、日高市、三芳町、鳩山町、川島町 （一部区域を除く）
	埼玉県央局	埼玉県鴻巣市、北本市、桶川市、加須市、久喜市、幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町 （一部区域を除く）
	越谷局	埼玉県越谷市、吉川市、松伏町

法人名	局名	提供区域
		（一部区域を除く）
	草加局	埼玉県草加市、三郷市、八潮市、川口市 東京都足立区 （一部区域を除く）
㈱ジェイコム東京北	東京北局	東京都北区 （一部区域を除く）
㈱ジェイコム熊谷	熊谷局	埼玉県熊谷市、深谷市 （一部区域を除く）
㈱ジェイコム熊本	熊本局	熊本県熊本市、益城町、菊陽町、合志市 （一部区域を除く）
㈱ジェイコム東葛葛飾	東葛・葛飾局	東京都葛飾区、 千葉県松戸市、流山市、野田市 （一部区域を除く）
㈱ジェイコム川口戸田	川口・戸田局	埼玉県川口市、戸田市、 東京都足立区 （一部区域を除く）
㈱ジェイコム千葉セントラル	千葉セントラル局	千葉県千葉市 （一部区域を除く）
㈱ジェイコム八王子	八王子局	東京都八王子市、あきる野市、日の出町 （一部区域を除く）
㈱ジェイコム中野	中野局	東京都中野区 （一部区域を除く）
㈱ジェイコム日野	日野局	東京都日野市 （一部区域を除く）
㈱ジェイコム船橋習志野	船橋・習志野局	千葉県船橋市、習志野市、千葉市 （一部区域を除く）
㈱ジェイコム多摩	多摩局	東京都立川市、昭島市、国立市、東大和市、武蔵村山市 （一部区域を除く）
㈱ジェイコム港新宿	港・新宿局	東京都港区、新宿区 （一部区域を除く）
㈱ジェイコム武蔵野三鷹	武蔵野・三鷹局	東京都武蔵野市、三鷹市 （一部区域を除く）
㈱ジェイコム南横浜	南横浜局	神奈川県横浜市金沢区、戸塚区、港南区、栄区 （一部区域を除く）

附則

(1)当社は、特に必要がある時には、この約款に特約および規約等を付することができます。

(2)一括加入、臨時加入、業務用等については、別に定めます。

(3)この約款は、平成16年4月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成16年9月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 19 年 5 月 1 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 19 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 20 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 21 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成21年2月16日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 21 年 4 月 17 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 21 年 5 月 1 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 21 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 21 年 6 月 18 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 21 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 21 年 11 月 9 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 21 年 11 月 28 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 21 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 22 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 22 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 22 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 22 年 3 月 5 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 22 年 4 月 17 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 22 年 5 月 13 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 22 年 6 月 17 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 22 年 7 月 15 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 22 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)
本改正規定は、平成 22 年 9 月 1 日より実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 22 年 9 月 9 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 22 年 9 月 15 日から実施します。

(実施期日)
本改正規定は、平成 22 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)
本改正規定は、平成 22 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 22 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 23 年 2 月 24 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 23 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 23 年 3 月 24 日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成23年5月1日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。

（実施期日）
本改正規定は、平成23年7月1日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成23年11月15日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成23年12月1日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成23年12月15日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。

（経過措置）
この改正規定実施の日から平成24年3月31日までに、当社は本約款に定める第7種定期契約もしくは第8種定期契約に申込があり当社が承諾した場合に、本約款の規定にかかわらず、サービス提供が開始された日の属する月から起算して、第7種定期契約の場合は1年間、第8種定期契約の場合は2年間、1,857円（税込 2,005円）で提供します。
2 当社は、平成24年4月15日までに、本経過措置の対象となる録画機能付きSTBの設置を完了した場合にのみ前項を適用します。

（実施期日）
この改正規定は、平成24年2月15日から実施します。

（経過措置）
この「大学生協TV学割4年キャンペーン」は本改正規定実施の日から、平成24年4月15日までに、J:COM NETウルトラ160Mコースおよび無線ホームLANサービス対応型の端末接続装置を「大学生協NET学割キャンペーン」でお申し込みの上で本約款のJ:COM TVデジタルサービスに新規で申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成24年4月30日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、サービスの提供が開始された日の属する月から起算して48ヶ月間は月額利用料について、2,504円（税込 2,704円）を減額するものです。
2 当社は、前項について、以下の条件のいずれかを満たす契約者に限り適用します。
（1）当社に登録された大学生協、購買部と契約を行っている代理店から斡旋を受けるもの、もしくは斡

旋を証明する書面を提出するもの
（２）当社に登録された大学の生徒であり、それを証明する書面を提出するもの
３　当社は、前項の規定にかかわらず、契約者が以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。
（１）本約款に定める有線テレビジョン放送サービスについて、本規定の申込み時点でその提供を受けているもの
（２）当社に登録されていない大学生協、購買部と契約を行っている代理店からの斡旋を受けるもの
（３）当社に登録されていない大学の生徒
（４）集合住宅契約の締結を行っていない世帯

（実施期日）
この改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成24年5月1日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成 24 年 5 月 21 日から実施します。

（実施期日）
この改正規定款は、平成 24 年 6 月 1 日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成 24 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成 24 年 8 月 1 日から実施します。
（経過措置）
この「お得プランミニ スタート割引キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成 24 年 9 月 30 日までに、当社が定める本約款の第 9 種定期契約もしくは第 10 種定期契約、電話サービス契約約款またはプライマリ電話サービス加入契約約款、J:COM PHONE プラスサービス契約約款に規定する第 10 種定期契約に申し込まれ、平成 24 年 10 月 15 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を 1 と起算して 12 ヶ月間は月額利用料から 952 円(税込 1,028 円)を減額します。
２　当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。
（１）申込みの時点で、当社サービスのいずれも利用されていないこと
（２）平成 24 年 10 月 15 日までに本サービスの適用が開始されていること
３　本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。
４　本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日）
この改正規定は、平成 24 年 8 月 1 日から実施します。
（経過措置）
この「機器限定 J:COM TV 追加キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成 24 年 9 月 30 日までに、当社が定める J:COM TV デジタルサービスもしくは J:COM TV デジタル コンパクトサービスの加入者が、2 台目以降を申し込まれ、平成 24 年 10 月 15 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、提供が開始された日の属する暦月を 1 と起算して 24 ヶ月間は 2 台目以降の機器使用料を 933 円（税込 1,007 円）／STB 1 台とします。但し、本キャンペーンで適用する 2 台目以降の STB は当社が定める機種に限ります。

2　当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。
（1）すみだ局、台東局以外への加入申込みであること
（2）申込みの時点で、J:COM TV デジタルサービスもしくは J:COM TV デジタル コンパクトサービスのいずれかに加入している、もしくは新規加入と同時に２台目以降の申込みがあること
（3）２台目以降で加入するサービスは、１台目のサービス（J:COM TV デジタルサービスもしくは J:COM TV デジタル コンパクトサービスのいずれか）と同じであること
（4）平成 24 年 10 月 15 日までに本サービスの適用が開始されていること
3　当社は加入者が､1 台目および 2 台目以降のサービスを J:COM TV デジタルサービスもしくは J:COM TV デジタル コンパクトサービス以外への変更を行う場合には本キャンペーンの適用を終了します。また、1 台目および 2 台目以降のサービスが J:COM TV デジタルサービスの場合に、J:COM TV デジタル コンパクトサービスに変更する場合も、本キャンペーンの適用を終了します。
4　本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。
5　本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日）
この改正規定は、平成 24 年 9 月 21 日から実施します。
（経過措置）
この「新築一戸建て新入居　2 年間　追加地デジ/BS デジコース無料キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成 24 年 12 月 31 日までに、当社に J :COM TV デジタルサービスに新規で申込みをされ、平成 25 年 3 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月を 1 と起算して 24 ヶ月間の第 24 条の 2(追加の機器等の使用)に規定する機器等使用料を２台目まで無料とします。但し、本キャンペーンで適用する STB は当社が定める機種に限ります。
2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。
（1）この改正規定の実施の日から提供開始期限までに、一度も住居として利用されたことの無い一戸建て住宅に限る
（2）加入者は J:COM TV デジタルサービスを 1 台以上申込みしていること
（3）平成 25 年 3 月 31 日までに本サービスの適用が開始されていること
3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。
4　本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日）
この改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。
（経過措置）
この「スタート割キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成 24 年 12 月 31 日までに、当社が定める本約款の第 9 種定期契約もしくは第 10 種定期契約、電話サービス契約約款またはプライマリ電話サービス加入契約約款、J:COM PHONE プラスサービス契約約款に規定する第 10 種定期契約に申し込まれ、平成 25 年 1 月 15 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を 1 と起算して 12 ヶ月間は月額利用料から 952 円（税込 1,028 円）を減額します。
2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。
（1）申込みの時点で、当社サービスのいずれも利用されていないこと
（2）平成 25 年 1 月 15 日までに本サービスの適用が開始されていること
3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。
4　本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日）
この改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置）
　この「ブルーレイ HDR・HDR 利用料割引キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成 24 年 12 月 31 日までに、本キャンペーンの申込みがあり、平成 25 年 1 月 15 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、提供が開始された日の属する暦月を１と起算して、下表に定める金額を減額します。

対象サービス	減額後料金	適用期間
第１種定期契約に定める録画機能付きＳＴＢタイプⅢ	1,857 円 （税込 2,005 円）	12 ヶ月
第２種定期契約に定める録画機能付きＳＴＢタイプⅢ		
第１１種定期契約に定める録画機能付きＳＴＢタイプⅢ		
第１２種定期契約に定める録画機能付きＳＴＢタイプⅢ		
第７種定期契約		
第８種定期契約		
録画機能付き STB の利用料タイプⅠ	無料	3 ヶ月
第１種定期契約に定める録画機能付き STB タイプⅠ		
第２種定期契約に定める録画機能付き STB タイプⅠ		
第１１種定期契約に定める録画機能付き STB タイプⅠ		
第１２種定期契約に定める録画機能付き STB タイプⅠ		

2　当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。
（１）第１項に定める各サービスを既に契約中もしくはキャンペーン期間前に申込みをされていないこと
（２）平成 25 年 1 月 15 日までに本サービスの適用が開始されていること
3　本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。
4　本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日）
この改正規定は、平成 24 年 11 月 1 日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成 24 年 12 月 1 日から実施します。
（経過措置）
　この「J:COM 学割キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は本改正規定実施の日から、平成 24 年 12 月 31 日までに、インターネット接続サービス契約約款に定める J:COM NET ウルトラ 160M コースおよび J:COM ホーム Wi-Fi サービス対応型の端末接続装置をお申し込みの上で本約款の J:COM TV デジタルサービスに申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合、本約款の規定にかかわらず、サービスの提供が開始された日の属する月か平成 29 年 3 月 31 日までは月額利用料を 2,476 円（税込 2,674 円）とします。
2　当社は、前項について、以下の条件の全てを満たす者に限り適用します。
（１）平成 25 年度に入学する大学生、専門学校生本人であることを証明する書面を提示する者
（２）当社が定める集合住宅（２以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅）に入居する者
（３）学生本人の名義で契約ができること、未成年者の申込みには法定代理人の同意が得られること
3　当社は、前項の規定にかかわらず、以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用い

たしません。
（１）本キャンペーンの申込みの時点で、当社の定めるインターネット接続サービスの提供を受けているもの
（２）設置先住所の集合住宅が当社が別に定めるJ:COM IN MY ROOM対応物件である場合。本キャンペーンの適用中に設置先住所がJ:COM IN MY ROOM対応物件になる場合はJ:COM IN MY ROOM対応物件になったときに本キャンペーンの適用を終了します。
（３）本キャンペーン適用中に転居をした場合
（４）本キャンペーン適用中に一時中断をした場合
４　当社は、本キャンペーンの適用開始月から24ヶ月未満で本キャンペーンの適用条件となるサービスの一部もしくは全部を解約した場合に本キャンペーンの契約解除料6,000円（税込 6,480円）を請求します。
５　当社は、下記の場合に限り契約解除料を請求しません。
（１）契約満了月に本キャンペーンのサービスの解除を行なう場合
（２）設置先住所の集合住宅が当社が別に定めるJ:COM IN MY ROOMのインターネット対応物件となる場合
（３）本キャンペーンの解除の際に、当社のJ:COM NET ウルトラ160Mコースおよび J:COM ホームＷｉ－Ｆｉサービス対応型の端末接続装置の利用は継続される場合、ただし、本キャンペーンの適用開始月から６ヶ月未満で解約したときにはこの限りではありません。
６　本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日）
この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。

（実施期日）
本改正規定は、平成25年1月15日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成25年3月1日から実施します。
（経過措置）
当社は、この改正規定実施の日から平成27年2月28日までの間に、新たにJ:COM TV デジタルサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者から、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成２７年３月３１日まで以下の条件を適用します。
（１）J:COM TV デジタル基本番組使用料を4,095 円（税込 4,422円）とします。
（２）第７　条（最低利用期間）を適用しません。
２　当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

（実施期日）
この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。
（経過措置）
この「スタート割キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成25年5月6日までに、当社が定める本約款の第9種定期契約もしくは第10種定期契約、電話サービス契約約款またはプライマリ電話サービス加入契約約款、J:COM PHONE プラスサービス契約約款に規定する第10種定期契約に申し込まれ、平成25年5月31日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を 1 と起算して6ヶ月間は月額利用料から952円（税込 1,028円）を減額します。
２ 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

（1）申込みの時点で、当社サービスのいずれも利用されていないこと
（2）平成 25 年 5 月 31 日までに本サービスの適用が開始されていること
3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。
4　本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日）
この改正規定は、平成 25 年 4 月 11 日から実施します。
（経過措置）
この「スタート割キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成 25 年 5 月 6 日までに、当社が定める本約款の第 11 種定期契約のコースⅠまたは第 12 種定期契約のコースⅠに申し込まれ、平成 25 年 5 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を 1 と起算して 6 ヶ月間は月額利用料から 476 円（税込 514 円）を減額します。
2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。
（1）申込みの時点で、当社サービスのいずれも利用されていないこと
（2）平成 25 年 5 月 31 日までに本サービスの適用が開始されていること
3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。
4　本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日）
この改正規定は、平成 25 年 4 月 18 日から実施します。
（経過措置）
この「家族スタート割キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成 25 年 7 月 31 日までに、当社が定める本約款の放送サービスに申し込まれ、平成 25 年 8 月 15 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を 1 と起算して 12 ヶ月間は月額利用料から 476 円（税込 514 円）を減額します。
2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。
（1）申込みの時点で、当社サービスのいずれも利用されていないこと
（2）本キャンペーン申込の時点で、一親等以内の親族が特定事業者に加入していること
（3）平成 25 年 8 月 15 日までに本サービスの適用が開始されていること
3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。
4　本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日）
この改正規定は、平成 25 年 5 月 7 日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成 25 年 6 月 1 日から実施します。
（経過措置 1）
この「ブルーレイ HDR キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までに、本キャンペーンの申込みがあり、平成 25 年 2 月 15 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、提供が開始された日の属する暦月を 1 と起算して、定期契約の満了日の属する月までの録画機能付き STB（タイプⅢに限る）の月額利用料を 1,857 円（税込 2,005 円）とします。

第 1 種定期契約
第 2 種定期契約
第 3 種定期契約

第 4 種定期契約
第 7 種定期契約
第 8 種定期契約
第 11 種定期契約
第 12 種定期契約

2　当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。
（1）第 1 項に定める各サービスを既に契約中もしくはキャンペーン期間前に申込みをされていないこと
（2）平成 25 年 2 月 15 日までに本サービスの適用が開始されていること
3　本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。
4　本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(経過措置 2)

この「J:COM TV 最大 2 ヶ月無料キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。) は、本改正規定実施の日から平成 25 年 7 月 31 日までに、本キャンペーンの申込みがあり、平成 25 年 8 月 15 日までに下表に掲げる対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、提供が開始された日の属する暦月を 1 と起算して、それぞれの定期契約で定める 2 ヶ月間の月額基本利用料を無料とします。

対象サービス	その他の条件
第 3 種定期契約	インターネット接続サービス契約約款に定める J:COM NET 12M コースまたは J:COM NET ウルトラ 160M コース
第 4 種定期契約	
インターネット接続サービス契約約款に定める第 5 種定期契約	インターネット接続サービス契約約款に定める J:COM NET ウルトラ 160M コース
第 9 種定期契約	―
第 10 種定期契約	―
電話サービス契約約款に定める第 10 種定期契約プライマリ電話サービス加入契約約款に定める第 10 種定期契約または J:COM PHONE プラスサービス契約約款に定める第 10 種定期契約	―
第 11 種定期契約	インターネット接続サービス契約約款に定める J:COM NET 12M コース、J:COM NET 40M コースまたは J:COM NET ウルトラ 160M コース
第 12 種定期契約	

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。
（1）当社の提供するサービスに新規に加入、または当社の提供する放送サービスに新規に加入する場合
（2）平成 25 年 8 月 15 日までに本キャンペーンにかかわるサービスの提供が開始されていること
3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。
4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(経過措置 3)

この「ブルーレイ HDR キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は、本改正規定実施の日から平成 25 年 7 月 31 日までに、本ｷｬﾝﾍﾟｰﾝの申込みがあり、平成 25 年 8 月 15 日までに対象ｻｰﾋﾞｽの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず下記の条件を適用します。
(1)提供が開始された日の属する暦月を 1 と起算して、下記に示す対象ｻｰﾋﾞｽの定期契約の満了日の属する

月までの録画機能付きSTB(ﾀｲﾌﾟⅢに限る)の月額利用料を1,857円(税込 2,005円)とします。

第1種定期契約
第2種定期契約
第3種定期契約
第4種定期契約
第7種定期契約
第8種定期契約
第11種定期契約
第12種定期契約

（2）提供が開始された日の属する暦月を1と起算して3ヶ月の月額利用料を無料とします。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本ｷｬﾝﾍﾟｰﾝを適用します。

（1）第1項に定める各ｻｰﾋﾞｽを既に契約中もしくはｷｬﾝﾍﾟｰﾝ期間前に申込みをされていないこと

（2）平成25年8月15日までに本ｻｰﾋﾞｽの適用が開始されていること

3 本ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ中およびｷｬﾝﾍﾟｰﾝ期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

4 本ｷｬﾝﾍﾟｰﾝの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（経過措置4）

この改正規定実施の日から、第45条に定めるおうちLinkプレイヤー（DLNA）は、東京東エリア局および東京南エリア局、東京西エリア局に限り提供します。

（実施期日）

この改正規定は、平成25年6月27日から実施します。

ただし、有料番組「パチンコ★パチスロＴＶ！」は、平成25年7月1日から提供を開始します。

（実施期日）

この改正規定は、平成25年9月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成25年9月25日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成25年12月20日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成26年1月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成26年1月9日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成26年1月23日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 26 年 2 月 1 日から実施します。

（経過措置１）

この「J:COM 学割キャンペーン　TV+NET コース」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は本改正規定実施の日から、平成 26 年 4 月 30 日までに、インターネット接続サービス契約約款に定める J:COM NET ウルトラ 160M コースおよび J:COM ホーム Wi-Fi サービス対応型の端末接続装置をお申し込みの上で、本約款の J:COM TV デジタルサービス契約者（高機能型 STB タイプⅣの提供を受ける契約者に限ります。）から申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成 26 年 2 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合、本約款の規定にかかわらず、サービス提供が開始された日の属する月を 1 と起算して 48 ヶ月間は、月額利用料を 2,476 円（税込 2,674 円）とします。

２ 当社は、前項について、以下の条件の全てを満たす者に限り適用します。

（１）新規申し込み時点で、大学生、専門学校生本人であることを証明する書面を提示する者

（２）当社が定める集合住宅（２以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅）に入居する者

（３）学生本人の名義で契約ができること、未成年者の申込みには法定代理人の同意が得られること

３ 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。

（１）本キャンペーンの申込みの時点で、当社の定めるインターネット接続サービスの提供を受けている者

（２）本キャンペーン適用中に転居をした場合

（３）本キャンペーン適用中に一時中断をした場合

４ 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

５ 当社は、Smart J:COM BOX サービス利用規約に定めるサービスを、規約に定める料金額にて提供します。

（経過措置２）

この「J:COM 学割キャンペーン　WiMAX+TV コース」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は本改正規定実施の日から、平成 26 年 4 月 30 日までに、WiMAX サービス利用規約に定める WiMAX 年間サポートをお申し込みの上で、本約款の J:COM TV デジタルサービス契約者（高機能型 STB タイプⅣの提供を受ける契約者に限ります。）から申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成 26 年 2 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合、本約款の規定にかかわらず、サービス提供が開始された日の属する月を 1 と起算して 48 ヶ月間は、J:COM TV デジタルサービスの月額利用料を 2,476 円（税込 2,674 円）にて、また高機能型 STB タイプⅣの月額利用料を無料にて提供します。

２ 当社は、前項について、以下の条件の全てを満たす者に限り適用します。

（１）新規申し込み時点で、大学生、専門学校生本人であることを証明する書面を提示する者

（２）当社が定める集合住宅（２以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅）に入居する者

（３）学生本人の名義で契約ができること、未成年者の申込みには法定代理人の同意が得られること

３ 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。
（１）本キャンペーンの申込みの時点で、WiMAX サービス利用規約に定める WiMAX 年間サポートまたは当社の定める放送サービスの提供を受けている者
（２）本キャンペーン適用中に転居をした場合
（３）本キャンペーン適用中に一時中断をした場合
４ 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。
５ 当社は、Smart J:COM BOX サービス利用規約に定めるサービスを、規約に定める料金額にて提供します。

（実施期日）
この改正規定は、平成 26 年 3 月 1 日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成 26 年 3 月 27 日から実施します。
（経過措置）
この改正規定実施の際に、高機能型 STB（タイプＶ）および第１１種定期契約もしくは第１２種定期契約、第１３種定期契約、第２１種定期契約、第２２種定期契約における高機能型 STB、第２３種定期契約、第２４種定期契約の提供を開始します。

（実施期日）
この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとします。
この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

（実施期日）
この改正規定は、平成 26 年 5 月 28 日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。
（経過措置１）
この「J:COM TV 2 ヶ月無料キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成 26 年 7 月 31 日までに、当社が定める本約款の第 3 種定期契約もしくは第 4 種定期契約（お得プラン）または第 11 種定期契約もしくは第 12 種定期契約（J:COM TVMy style NEXT、コースⅠを除きます)、第 14 種定期契約もしくは第 15 種定期契約（スマートお得プラン EX)、第 17 種定期契約もしくは第 18 種定期契約(スマートセレクト EX)、第 19 種定期契約もしくは第 20 種定期契約(スマートお得プラン)、第 21 種定期契約もしくは第 22 種定期契約（スマートセレクト)、または当社が別に定めるインターネット

接続サービスの第5種定期契約（In My Roomお得プラン）のいずれかに申し込まれ、平成26年8月31日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を1と起算して、本約款に定める定期契約の月額基本利用料またはIn My Roomサービスで定めるTV月額基本利用料を2ヶ月間無料とします。また、加入月は日割りとなる月額基本料を無料とします。また、Smart TV Boxサービス利用規約に定める月額利用料については別途必要となります。

2　当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

（1）当社ホームページ等による本キャンペーンを確認した旨の申告があること

（2）本キャンペーンに定める対象の放送サービスについて、本規定の申し込みの時点でその提供を受けていないこと

（3）平成26年8月31日までに本キャンペーンにかかわるサービスの提供が開始されていること

3　当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。

（1）前項に定める条件を満たさないことが判明した場合

（2）第1項に定める定期契約が解除となった場合

4　本規定に定めの無い事項は全て本約款に準じて取り扱います。

5　本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（経過措置2）

この「スタート割キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成26年7月31日までに、当社が定める本約款の第9種定期契約または第10種定期契約（お得プランミニ）に申し込まれ、平成26年8月31日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を1と起算して下記に定める期間、月額利用料から1,905円（税込2,057円）を減額します。ただし、加入月は日割りにて割引を行ないます。

定期契約名	適用期間
お得プランミニ	6ヶ月

2　当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

（1）当社ホームページ等によるの本キャンペーンを確認した旨の申告があること

（2）本キャンペーン申し込みの時点で当社が提供するサービス（本約款に定めるサービスおよび当社が定める別の約款・規約に定める全てのサービス）を利用されていないこと

（3）平成26年8月31日までに本キャンペーンにかかわるサービスの適用が開始されていること

3　当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。

（1）前項に定める条件を満たさないことが判明した場合

（2）第1項に定める定期契約が解除となった場合

4　本規定に定めの無い事項は全て本約款に準じます。

5　本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日）

この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成 26 年 8 月 1 日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成 26 年 9 月 1 日から実施します。ただし、平成 26 年 9 月 3 日までの間、当社は新規加入手数料（2,000 円（税込 2,160 円））を引き続き適用します。契約事務手数料の適用開始は、平成 26 年 9 月 4 日からとします。